神川町地域防災計画 (案)

目 次

Ι	総則編	
	第1節	計画の目的3
	第2節	町の概況5
	第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱13
	第4節	地震被害想定23
	第5節	町の震災対策の基本的な考え方37
П	震災対策	5編39
ĵ	第1章	災害に強い地域づくり41
	第1節	防災組織の整備41
	第2節	防災教育50
	第3節	防災知識の普及53
	第4節	防災訓練54
	第5節	調査研究57
į	第2章	災害に強いまちづくり59
	第1節	防災まちづくり59
	第2節	建築物・施設等の耐震性向上61
	第3節	地震火災等の予防65
į	第3章 原	芯急対応67
	第1節	町の活動体制67
	第2節	職員の動員配備75
	第3節	防災活動拠点77
	第4節	事前措置及び応急措置等79
	第5節	消防活動83
	第6節	公共施設等の応急対策86
	第7節	交通対策89
	第8節	災害時の警備93
j	第4章	災害情報の収集及び伝達94
	第1節	災害情報体制の整備94
	第2節	災害時の情報通信97
	第3節	災害時の広報105
j	第5章 图	医療・救護活動107
	第1節	医療体制等の整備107
	第2節	救急救助・医療救護109
	第3節	防疫対策115

第4節	遺体の取扱いと埋・火葬	117
第6章	応援の要請	120
第1節	自衛隊への災害派遣要請	120
第2節	相互応援協力	124
第3節	広域応援の受入れ	130
第4節	県防災へリコプターの応援要請	134
第7章	土砂災害の予防及び被害の防止	135
第1節	土砂災害の予防	135
第2節	土砂災害被害の防止	139
第8章	避難	143
第1節	避難対策	143
第2節	帰宅困難者対策	155
第9章	要配慮者の安全確保	159
第 10 章	物資の備蓄等	169
第1節	物資及び資機材等の備蓄	169
第2節	輸送	179
第 11 章	生活の再建	182
第1節	罹災証明	182
第2節	住宅対策	183
第3節	廃棄物の処理	188
第4節	動物愛護	193
第5節	文教対策	194
第6節	被災中小企業の支援	198
第 12 章	災害復旧及び復興	199
第1節	迅速な災害復旧	199
第2節	計画的な災害復興	202
第3節	生活再建等の支援	203
第 13 章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	213
第 14 章	火山噴火降灰対策	215
第 15 章	最悪事態(シビアコンディション)への対応	222
第1節	シビアコンディションの設定	222
第2節	各シビアコンディション	223
Ⅲ 風水害	対策編	229
第1章	災害に強い地域づくり	231
第1節	防災組織の整備	231
第2節	防災教育	231
第3節	防災知識の普及	231
第4節	防災訓練	231

第2章	災害に強いまちづくり	232
第1節	防災まちづくり	232
第3章	応急対応	233
第1節	町の活動体制	233
第2節	職員の動員配備	235
第3節	防災活動拠点	237
第4節	事前措置及び応急措置等	237
第5節	交通対策	237
第6節	災害時の警備	237
第4章	災害情報の収集及び伝達	238
第1節	災害情報体制の整備	238
第2節	気象業務整備計画	239
第3節	注意報及び警報等の伝達	240
第4節	災害時の情報通信	253
第5節	災害時の広報	258
第5章	医療・救護活動	260
第1節	医療体制等の整備	260
第2節	救急救助・医療救護	260
第3節	防疫対策	260
第4節	遺体の取扱いと埋・火葬	260
第6章	応援の要請	261
第1節	自衛隊への災害派遣要請	261
第2節	相互応援協力	261
第3節	広域応援の受入れ	261
第4節	県防災へリコプターの応援要請	261
第7章	水害及び土砂災害の予防及び被害の防止	262
第1節	水害の予防	262
第2節	水害被害の防止	266
第3節	土砂災害の予防	271
第4節	土砂災害被害の防止	271
第8章	避難	272
第1節	避難対策	272
第9章	要配慮者の安全確保	282
第 10 章	物資の備蓄等	282
第1節	物資及び資機材等の備蓄	282
第2節	輸送	282
第 11 章	生活の再建	283
第1節	罹災証明	283

	第2節	住宅対策	283
	第3節	廃棄物の処理	283
	第4節	動物愛護	283
	第5節	文教対策	283
	第6節	被災中小企業の支援	283
É	9 12 章	竜巻への対応	284
É	913章	雪害への対応	287
É	914章	災害復旧及び復興	293
	第1節	迅速な災害復旧	293
	第2節	計画的な災害復興	293
	第3節	生活再建等の支援	293
IV	複合災害	「対策編	295
V	広域応援	[編	301
VI	事故災害	対策編	309
	第1節	火災対策計画	311
	第2節	危険物等災害対策計画	325
	第3節	放射性物質及び原子力事故災害対策計画	329
	第4節	農林業等災害予防計画	341
	第5節		
	先 3 即	道路災害対策計画	343
	第6節	道路災害対策計画 鉄道事故・施設災害対策計画	
			347
	第6節	鉄道事故・施設災害対策計画	347 350

第1節 計画の目的

第1 趣旨

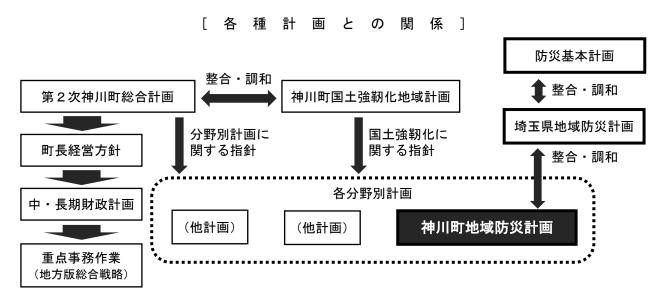
この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、町民の生命、 身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を 定める

- 1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の位置づけ

本計画は、町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画であり、埼玉県地域防災計画及び神川町総合計画と整合性を持つものである。

また、この計画の国土強靱化に関する事項については神川町国土強靱化地域計画による指針と整合性を持つものとする。



第3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 町 神川町

2 町防災計画 神川町地域防災計画3 本部 神川町災害対策本部

4 本部条例 神川町災害対策本部条例(平成18年条例第19号)

5 県 埼玉県

6 県防災計画 埼玉県地域防災計画7 県本部 埼玉県災害対策本部

8 県支部 埼玉県災害対策本部熊谷支部

9 災対法 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)

10 救助法 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)

11 土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成 12 年法律第 57 号)

12 消防本部 児玉郡市広域消防本部

13 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

14 避難行動要支援者 町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するお

それがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ

迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

15 県地震被害想定調査 平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書(平成 26 年 3 月・埼玉

県)

第2節 町の概況

第1 自然的条件

1 位置

町は、県の北西部に位置し、町の東は本庄市、南は秩父市及び皆野町、北は上里町、西は神流川 を境に群馬県藤岡市と接している。

役場本庁舎位置			面積	広ぼう		
東 経	北緯		川 傾	東	西	南 北
139度 6分 36度12分		47. 40km ²]	5km	16km	
			経139度 8分 経138度58分	最南端 最北端	矢納 北線 肥土 北線	章36度 5分 章36度14分

(資料) 市区町村の位置情報(国土地理院)、

令和3年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)、 神川町総合計画

2 地形

町は、県境を流れる神流川の右岸に広がる平坦な地域と、その上流部の秩父山系に属する山間地域で形成している。町の北部から中部に位置する丹荘、青柳地区は、神流川によって形づくられた扇状地と段丘崖下の低地からなり、北東方向に向かってわずかながら傾斜している。また、渡瀬地区は平坦な河岸段丘と標高350m級の山地からなっている。

町の南部に位置する神泉地区は標高 330mから 590m級の山地とそれに続く緩やかな北傾斜の河 岸段丘からなっている。山間地域は、町内最高峰の標高 1,037mの城峯山があり、北側の神流川に 向かって鳥羽川等の河川や沢が流れ込み、急峻な谷を形成している。

3 気象

気候は平年を通じて穏やかで、冬季は気温が低下するものの、平均気温は5℃前後と0℃を下回らず、夏季も平均気温が27℃前後で推移している。また、降水量は夏と秋に多く、7月、9月、10月は降水量が 200mm 前後となり、冬季は 50mm を下回る月もある。(熊谷地方気象台寄居観測所統計)

4 地質・断層

(1) 地質

県は、地形的に飯能より町を結ぶ線によって東西に2区分され、この線の以西は山地で東部 は平野となっている。

町は、山地と平野、先第四系と第四系の接点に位置している。

飯能から神川を結ぶ「八王子構造線」が「金鑚の切通し」である。また、矢納の南側は秩父 古生層で北側から渡瀬まで三波川結晶片岩で構成されている。(別図1・2参照)

(2) 断層

町に関係する断層としては、次のものが想定されている。

ア 八王子構造線

八王子より高崎に至る南北性の、関東山地と平野が接する境界線をいう。一般的には、

山地は中・古生界に、平野、丘陵部は第三系におおわれており、両者の関係は断層であろうとされている。

イ 出牛一黒谷断層線

皆野町黒谷より出牛峠に至る三波川帯における北西方向の断層線

ウ 神流川断層線

藤岡市鬼石より神流川沿いに推定されている断層

工 金鑚断層線

金鑚神社、鏡岩を通り、渡瀬中央部に達する断層線

才 山崎断層線

平野部より宮内沢に至る断層線

カ 平井断層線

活断層として指摘されているが、おおむね八王子構造線と一致する模様

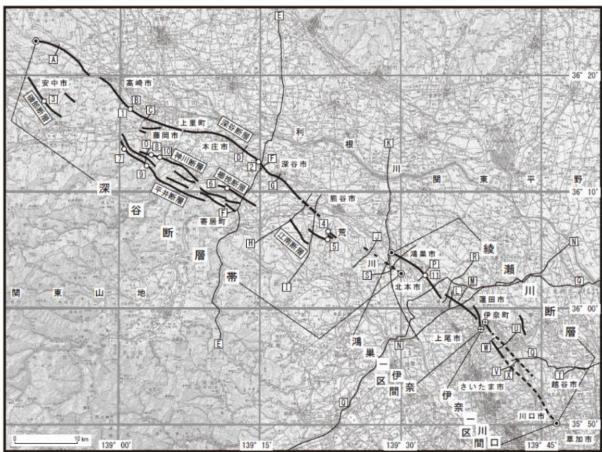
キ 神川断層線

藤岡市神田より貫井、中新里を通る活断層

資料編 ○ 神川町内の断層線 P**

なお、地震調査研究推進本部の調査によると、町の近隣に存在する活断層としては、神川断層・平井断層を含む深谷断層帯等があり、県の地震被害想定の検討の対象となっている。

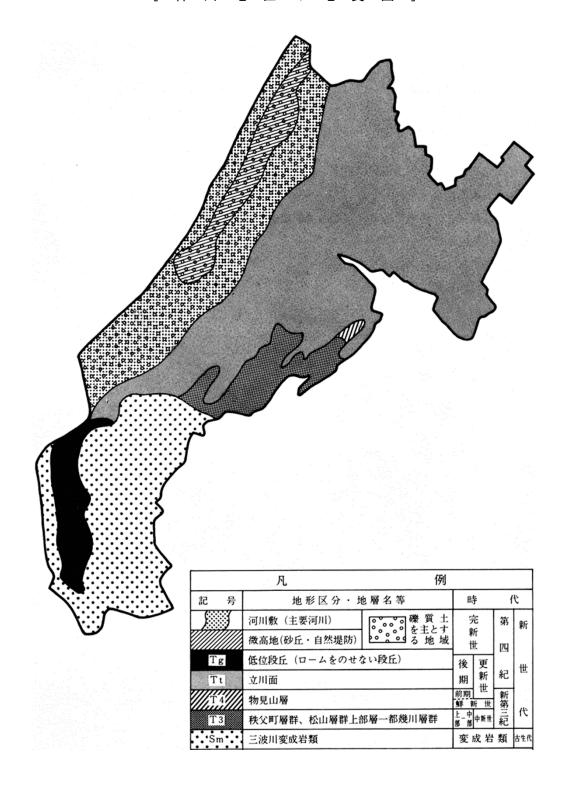




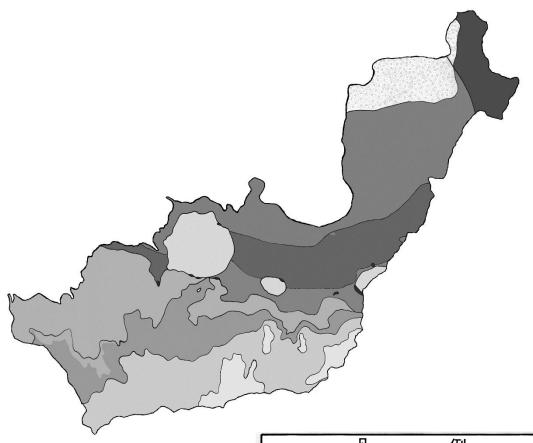
(出典) 地震調査研究推進本部

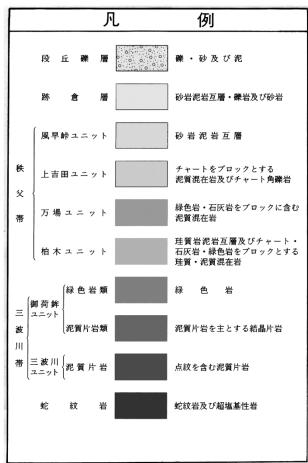
別図 1

[神 川 地 区 の 地 質 図]



[神泉地区の地質図]





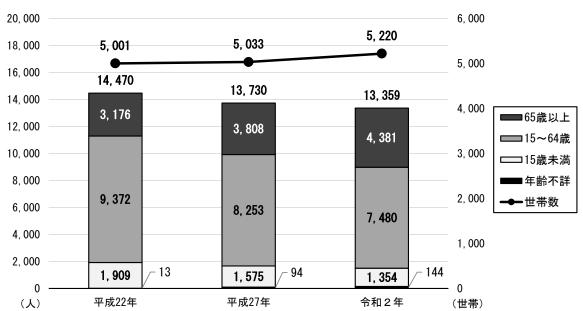
第2 社会的条件

1 人口

町の総人口は国勢調査(令和2年10月1日現在)によると13,359人となっている。平成22年から令和2年の推移をみると約7.7%減少している。

令和2年の年齢階層別人口は、年少人口(15歳未満)が1,354人、生産年齢人口(15~64歳)が7,480人、高齢者人口(65歳以上)が4,381人となっている。平成22年から令和2年の推移をみると年少人口、生産年齢人口はともに減少傾向だが、高齢者人口は増加傾向で推移している。

令和2年の世帯数は5,220世帯となっている。一世帯あたりの人員は、平成22年の2.89人から令和2年の2.56人に減少しており、核家族化の進行がうかがえる。



[人口・世帯数の推移(各年10月1日)]

(資料) 国勢調査

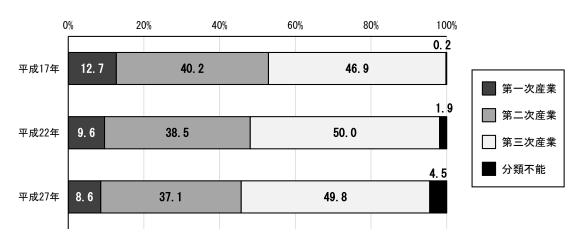
2 経済

町の産業別就業人口の割合は国勢調査(平成 27 年 10 月 1 日現在)によると、第一次産業が 8.6%、第二次産業が 37.1%、第三次産業が 49.8%となっており、平成 17 年から平成 27 年にかけて第一次産業、第二次産業の割合は減少し、第三次産業の割合は増加している。

工業は、児玉工業団地とうめみの工業団地が生産の中心的役割を担い、化学製品、電子機器、鉄鋼等の工業製品を生産している。関越自動車道に接する内陸型立地条件の良さを生かし、優良企業の誘致を促進している。

農業は、複合した経営が行われ、野菜、米、麦のほか特産として梨、花卉の栽培が行われている。 都市近郊の優位性を生かした生産性の高い土地利用型農業や集約型農業の育成、銘柄商品の開発に よる生産地の育成を推進している。

[産業別就業人口の推移(各年10月1日)]



(資料) 国勢調査

3 交通

町の北部を東西にJR八高線が走り、そのほぼ中央に丹荘駅があり町民の通勤、通学の足となっている。

路線バスは、朝日バスが本庄駅―神泉総合支所間と町営バスが鬼石―矢納間を運行している。自 家用車の普及等により利用客が少ないものの、社会情勢の変化に対応するためにバス交通の利便性 の向上や路線の維持・充実を検討する必要がある。

道路は、国道 254 号線が J R 八高線の北側を、国道 462 号線が町を東西に本庄市から群馬県藤岡市に走っている。特に国道 462 号線は関越自動車道の本庄児玉インターチェンジにも接続しており、広域交通網として利用されている。また、町の中央を南北に主要地方道上里鬼石線が、北東部を一般県道児玉新町線が、南部を主要地方道前橋長瀞線、一般県道矢納浄法寺線や一般県道吉田太田部譲原線がそれぞれ走り、基幹的な道路となっている。

近隣には関越自動車道と上信越自動車道が通り、本庄・児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジ及び寄居スマートインターチェンジが近いため利用が容易である。また、上越新幹線の本庄早稲田駅があり、高速交通へのアクセスも容易である。

国道・県道においては、舗装率が100%だが、町道においては50%弱程度となっており、幅員が4.5m未満のものが60%以上となっている。改良率も55%程度であり、整備を進めていく必要がある。

[道 路 の 現 況]

(令和2年4月1日現在)

区	分	路線数	実 延 長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国	道	2	6, 239m	6, 136 m	98.3%	6, 239 m	100.0%
県	道	5	32, 859m	22, 592 m	68.8%	32, 859m	100.0%
町	道	2, 359	441, 723. 85 m	249, 150. 39 m	56.40%	217, 948. 67 m	49.34%

区	分	2.5m未満	2.5m~4.5m	4.5m∼6.5m	6.5m以上	橋 梁
町	道	117,912.23m	157, 188. 51m	119, 731. 13m	45, 754.66m	1,137.32m

第3 災害との関係

1 町に被害を与えた主な災害

年 月		主な災害記録
大正12年9月	(1923)	・関東大地震(マグニチュード7.9)が発生し、神泉で住宅全壊による死者 1人等の被害が出る。
昭和6年9月	(1931)	・西埼玉地震(マグニチュード6.9)が発生し、神川でも死傷等大きな被害が出る。
昭和22年9月	(1947)	・カスリーン台風が関東地方を襲い、神川でも浸水等の被害が出る。
昭和41年6月	(1966)	・台風第4号、浸水等の被害をもたらす。 ・台風第26号、死傷者13人等の被害をもたらす。
昭和46年9月	(1971)	・県道太田部鬼石線が落石、土砂崩落により231日間通行止めになる。
昭和49年9月	(1974)	・台風第16号、床下浸水・田畑の冠水等の被害をもたらす。
昭和57年8月	(1982)	・台風第10号、農作物等に大きな被害を与える。
平成10年9月	(1998)	・台風第5号により道路が陥没、重軽傷等の被害が出る。
平成19年9月	(2007)	・台風第9号により矢納地内の町道3路線の決壊、住宅等2棟の倒壊、矢 納簡易水道の断水等の被害が出る。
平成23年3月	(2011)	・東日本大震災により、大字二ノ宮・新里地内の民家18軒の屋根瓦の一部 が崩れる被害が出る。
平成23年9月	(2011)	・台風第12号により渡瀬地内で地すべりが起こり、町道7220号線上の間知ブロックに亀裂被害が出る。
平成25年9月	(2013)	・台風第18号により、倒木等の被害が出る。
平成26年2月	(2014)	・記録的な大雪により、近隣の秩父市で観測史上最大となる98cmの降雪を 観測し、町内においても一時84人が交通途絶による孤立状態が生じた。
令和元年10月	(2019)	・令和元年東日本台風(台風第19号)により、町道・林道の崩落、橋梁の 流出、公園法面の崩落、河川の越水による浸水被害が出る。

町に影響を与えた地震としては、震源の近い直下型地震と、中~長距離で起こる巨大地震とがある。

県内で過去に大きな被害を与えた地震としては、818 年の関東諸国の地震、1855 年の安政江戸地 震、1894 年の東京湾北部の地震、1923 年の関東大地震及び1931 年の西埼玉地震があげられる。

2 今後予想される災害

町の地域の実情から将来起こり得る災害の態様はおおむね次のとおりである。

自然現象に基づく災害	 ◆ 台風、集中豪雨等による災害 ◆ 竜巻による災害 ◆ 地震による災害 ◆ 雪害、寒害、冷害等による災害 ◆ 火山災害(降灰)
人為的原因に基づく災害	◆ 火事による災害◆ 列車の転覆等による鉄道交通災害、航空機事故災害等◆ ガス、火薬類等の危険物の爆発による産業災害

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 概要

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公 共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとお りである。

第2 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の 改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報・避難情報の発令及び伝達に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。

3 災害復旧対策

- (1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること。
- (2) 被災者、被災事業者の自立支援に関すること。
- (3) 公共土木施設の災害復旧に関すること。

第3 消防機関

- 1 児玉郡市広域消防本部
 - (1) 消防に関する施設及び組織の整備に関すること。
 - (2) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること。

- (3) 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関すること。
- (4) 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集に関すること。
- (5) 被災者の救難、救助及びその他保護に関すること。
- (6) 避難の誘導に関すること。
- (7) 消防水防の通信及び気象情報の収集、伝達に関すること。

2 神川町消防団

- (1) 災害時の消防、水防活動に関すること。
- (2) 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。
- (3) 非常警戒及び防火診断に関すること。
- (4) 災害時における応急復旧作業に関すること。

第4 県及び県関係機関

県は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、 県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域 内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その 総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

1 県

- (1) 災害予防
 - ア防災に関する組織の整備に関すること。
 - イ 防災に関する訓練の実施に関すること。
 - ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
 - エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
 - オ 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等 の改善に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア警報の発令及び伝達に関すること。
- イ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- オ 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- ク 緊急輸送の確保に関すること。
- ケ 前各号のほか、災害の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。

(3) 災害復旧対策

- ア災害復旧事業に関すること。
- イ 生活再建等の支援に関すること。

ウ 前各号のほか、災害復旧及び復興のための措置に関すること。

2 北部地域振興センター

- (1) 災害情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 熊谷防災基地の開設・運営に関すること。
- (3) 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること。
- (4) 市町が実施する災害応急対策業務等の支援に関すること。

3 本庄県土整備事務所

- (1) 県の所管に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること。
- (2) 水防に関すること。

4 寄居林業事務所

- (1) 森林及び森林管理道の被害調査・応急処理に関すること。
- (2) 治山事業に関すること。
- (3) 地すべり防止事業に関すること。
- (4) 災害対策及び事業の実施に関すること。

5 本庄農林振興センター

- (1) 農畜水産被害状況の調査に関すること。
- (2) 農林業災害融資に関すること。
- (3) 主要農産物の種子及び苗の確保に関すること。
- (4) 農作物病害虫防除対策に関すること。
- (5) 防除機具及び農薬の調整に関すること。
- (6) 水門水路、ため池等農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧、排水機施設の整備に関すること。

6 北部教育事務所

- (1) 教育関係の被災状況調査に関すること。
- (2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。
- (3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関すること。
- (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。
- (5) 教育実施者の確保に関すること。
- (6) 応急教育の方法及び指導に関すること。
- (7) 教科書及び教材料等の配給に関すること。
- (8) 重要文化財の保護に関すること。
- (9) 被災学校の保護指導に関すること。
- (10) 被災学校の給食指導に関すること。

7 児玉福祉保健総合センター:本庄保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
- (2) 医療、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること。

- (3) 各種消毒に関すること。
- (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。
- (5) そ族、昆虫駆除に関すること。
- (6) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。
- (7) 災害救助食品の衛生対策に関すること。
- (8) 災害時の上下水道の衛生指導に関すること。
- (9) 病院、診療所及び助産所の対策に関すること。
- (10)保健医療活動チームの活動の調整に関すること。
- 8 児玉福祉保健総合センター:北部福祉事務所
 - (1) 救助法の適用に伴う応急対策に関すること。
 - (2) 福祉関係被災状況の調査に関すること。
 - (3) 福祉関係各法に基づく保護に関すること。
 - (4) 日本赤十字社県支部との連絡に関すること。
 - (5) 災害時のボランティアに関すること。

9 児玉警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防及び検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索と検視(見分)に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織 及び機能の全てをあげて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。(災対法第3条第1項)

1 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関すること。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関すること。
- (4) 国有財産の管理処分に関すること。

2 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- (2) 関係職員の派遣に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

3 関東農政局

- (1) 災害予防対策
 - ア ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること。
 - イ 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用 河川工作物・湛水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること。
- (2) 応急対策
 - ア農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
 - イ災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること。
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - エ 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
 - オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。
 - カ 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること。
- (3) 復旧対策
 - ア 災害による農地・農業用施設等の緊急査定の実施に関すること。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
- 4 関東森林管理局埼玉森林管理事務所
 - (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関すること。
 - (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
- 5 関東経済産業局
 - (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - (3) 被災中小企業の振興に関すること。
- 6 関東東北産業保安監督部
 - (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
 - (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

7 関東運輸局埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。
- 8 東京航空局東京空港事務所
 - (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
 - (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- 9 関東総合通信局
 - (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
 - (2) 総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の派遣に関すること。

- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及 び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に 関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
- 10 関東地方整備局高崎河川国道事務所高崎出張所・関東地方整備局荒川上流河川事務所 管轄する河川施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
 - (1) 災害予防
 - ア 震災対策の推進
 - イ 危機管理体制の整備
 - ウ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - エ 防災教育等の実施
 - 才 防災訓練
 - カ 再発防止対策の実施
 - (2) 災害応急対策
 - ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - イ 活動体制の確保
 - ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - オ 災害時における応急工事等の実施
 - カ 災害発生時における交通等の確保
 - キ 緊急輸送
 - ク 二次災害の防止対策
 - ケ ライフライン施設の応急復旧
 - コ 地方公共団体等への支援
 - サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「情報連絡員(リエゾン)」の派遣
 - シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣
 - ス 被災者・被災事業者に対する措置
 - (3) 災害復旧、復興
 - ア 災害復旧の実施
 - イ 都市の復興
 - ウ 被災事業者等への支援措置
- 11 東京管区気象台(熊谷地方気象台)
 - (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- 12 熊谷公共職業安定所本庄出張所
 - (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
 - (2) 職業の安定に関すること。
- 13 独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所下久保ダムの保全に関すること。
- 14 関東地方測量部
 - (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
 - (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。
 - (3) 地殻変動の監視に関すること。
- 15 第三管区海上保安本部(東京海上保安部)
 - (1) 災害応急対策に係る警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること。
 - (2) 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。
 - (3) その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。
- 16 関東地方環境事務所
 - (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
 - (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
 - (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
- 17 北関東防衛局
 - (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
 - (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。
- 18 関東管区警察局
 - (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
 - (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。
 - (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
 - (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。

第6 陸上自衛隊第32普通科連隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。 町及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合には、県に自衛隊派遣の要請を求める。

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。

- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する とともに、この法律の規定による国、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われ るように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

- 1 日本郵政株式会社、丹荘、青柳、渡瀬、児玉郵便局、阿久原簡易郵便局
 - (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
 - (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
- 2 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
 - (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間の自動車による代行輸送及 び連絡社線の振替輸送を行うこと。
 - (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。
 - (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
 - (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
 - (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
 - (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。
- 3 東日本電信電話株式会社埼玉支店、群馬支店
 - (1) 電気通信設備の保全に関すること。
 - (2) 重要通信の確保に関すること。
 - (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店、群馬支店
 - (1) 携帯電話設備の保全に関すること。
 - (2) 重要通信の確保に関すること。
- 5 東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社、高崎支社
 - (1) 災害時における電力供給に関すること。
 - (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 6 日本赤十字社埼玉県支部
 - (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く)を行うこと。
 - (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。

(3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じた炊き出し、物 資配給、避難所作業、血液及び緊急物資輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配 分に関すること。

7 NHKさいたま放送局

- (1) 町民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。
- 8 日本通運株式会社埼玉支店

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車に関すること。

第8 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

- 1 朝日自動車株式会社本庄営業所(朝日バス) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- 2 神川町土地改良区、九郷阿保領用水土地改良区
 - (1) ため池等の設備の整備と管理に関すること。
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
 - (3) 湛水の防水及び排水施設の整備と活動に関すること。
 - (4) 農業用水のパイプラインの整備と管理に関すること。
- 3 株式会社テレビ埼玉
 - (1) 町民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
 - (2) 町民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。
- 4 株式会社エフエムナックファイブ
 - (1) 町民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
 - (2) 町民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。
- 5 一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部
 - (1) ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること。
 - (2) ガスの供給の確保に関すること。
 - (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。
- 6 一般社団法人埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

第9 その他防災上重要な公共的団体等

- 1 埼玉ひびきの農業協同組合神川支店
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - (2) 農作物の災害応急対策の指導
 - (3) 被災農家に対する融資、斡旋
 - (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
 - (5) 農産物の需給調整
- 2 埼玉県中央部森林組合こだま支所
 - (1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。
 - (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。
- 3 商工会等商工業関係団体
 - (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
 - (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- 4 一般社団法人本庄市児玉郡医師会、本庄市児玉郡歯科医師会
 - (1) 医療及び助産の協力に関すること。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
 - (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
- 5 社会福祉施設
 - (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
 - (2) 災害時における収容者の保護に関すること。
- 6 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

7 社会教育関係団体、女性団体

町が実施する応急対策についての協力に関すること。

- 8 神川町社会福祉協議会
 - (1) 避難行動要支援者の支援に関すること。
 - (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
- 9 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者 (スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)

災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

10 町民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第4節 地震被害想定

第1 地震被害想定調査の概要

県は、昭和55年から地震被害想定調査を複数回実施しており、最新調査は5回目の調査となる、 平成24・25年度に行われたものである。この調査は特に、東日本大震災の経験及び社会状況の変化 を踏まえ、首都直下地震による被害を最小化するための総合的な対策の構築を目的とし、各種の被 害想定結果をまとめている。

なお、国による活断層等の評価は上記被害想定調査以降も更新されているため、留意が必要である。

第2 前提条件

- 1 地震動推計の考え方
 - 最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ、5つの想定地震を設定し、検証
 - 首都圏に甚大な被害が想定される東京湾北部地震について、震源深さが従来の想定より浅い という最新の知見を反映した再検証の実施
 - 1703年に発生した巨大地震(元禄型関東地震)を想定し、本県への影響を新たに検証
 - 科学的知見に基づく最大級の想定地震に変更(関東平野北西縁断層帯)し、新たに検証

2 想定地震

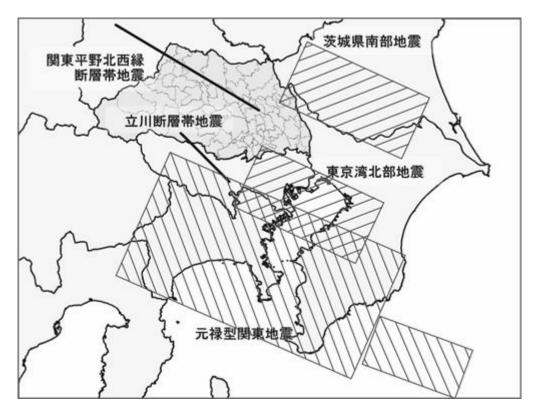
首都直下地震に係る最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ、次の5つの地震を想定した。

想定地震名		マグニチュード (M)	概要
	東京湾北部地震 7.3		フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新
海溝	茨城県南部地震	7. 3	の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生 する確率:70%
型	元禄型関東地震	8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらした とされる巨大地震を想定(相模湾〜房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
活断	関東平野北西縁 断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%~0.008%
層型	立川断層帯地震 7.4		最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

(出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

[想定地震の断層位置図]

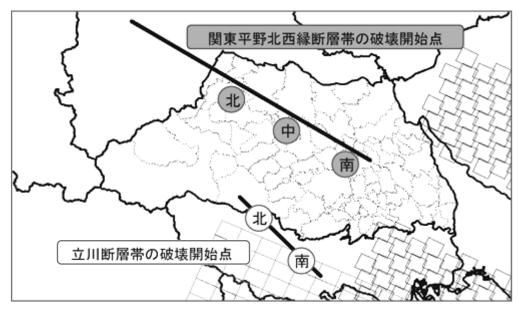


(出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

[活断層による地震動について]

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度 分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。



(出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

[町 内 最 大 震 度]

想定地震名	町内最大震度	
東京湾北部地震	4	
茨城県南部地震	4	
元禄型関東地震	5弱	
	北	7
関東平野北西縁断層帯地震	中央	6強
	南	6強
立川断層帯地震	北	4
<u> </u>	南	4

(出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

3 町内の被害想定

(1) 液状化可能性別面積率一覧表

想定地震名		極めて低い	低い	やや高い	高い
東京湾北部地震		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
茨城県南部地震		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
元禄型関東地震		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	北	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	99. 4%	0.6%	0.0%	0.0%
四月 田 地及	南	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
专用帐图	北	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
立川断層帯地震	南	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所数

想定地震名	想定地震名		危険度 ランク A	危険度 ランク B	危険度 ランク C
東京湾北部地震		27	0	0	27
茨城県南部地震		27	0	0	27
元禄型関東地震		27	0	0	27
明去式婴儿亚纳	北	27	17	7	3
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	27	15	7	5
阿伯加地及	南	27	13	9	5
- 古川松岡	北	27	0	0	27
立川断層帯地震	南	27	0	0	27

[※] 危険度ランクA…斜面被害の危険度が高い/B…斜面被害の危険度がやや高い/C…斜面 被害の危険度が低い

(3) 建物被害予測結果一覧表

想定地震名		揺れによる被害							
忍足地展布		全壊数	全壊率 (%)	半壊数	半壊率 (%)				
東京湾北部地震		0	0.00	0	0.00				
茨城県南部地震		0	0.00	0	0.00				
元禄型関東地震		0	0.00	0	0.00				
用去式吸小式组	北	373	5. 51	688	10. 15				
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	313	4. 62	649	9. 57				
阿伯加地及	南	294	4. 33	630	9. 29				
- 古川彬岡	北	0	0.00	0	0.00				
立川断層帯地震	南	0	0.00	0	0.00				

想定地震名			液状化による被害							
湿足地展布		全壊数	全壊数 全壊率(%) 半壊数		半壊率(%)					
東京湾北部地震		0	0.00	0	0.00					
茨城県南部地震		0	0.00 0		0.00					
元禄型関東地震		0	0.00	0	0.00					
BB ++	北	0	0.00	0	0.00					
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	0	0.00	0	0.00					
时间 旧地及	南	0	0.00	0	0.00					
- 古川松宮 井 地 電	北	0	0.00	0	0.00					
立川断層帯地震	南	0	0.00	0	0.00					

想定地震名		揺れ+液状化による被害							
湿		全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率 (%)				
東京湾北部地震		0	0.00	0	0.00				
茨城県南部地震		0	0.00	0	0.00				
元禄型関東地震		0	0.00 0		0.00				
	北	373	5. 51	688	10. 15				
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	313	4.62	649	9. 57				
四月 日 20次	南	294	4. 33	630	9. 29				
立川断層帯地震	北	0	0.00	0	0.00				
<u> </u>	南	0	0.00	0	0.00				

相字地重点		急傾斜地崩壊による被害							
想定地震名		全壊数	全壊率 (%)	半壊数	半壊率(%)				
東京湾北部地震		0	0.00	0	0.00				
茨城県南部地震		0	0.00	0.00 0					
元禄型関東地震		0	0.00	0	0.00				
明去式取儿式细收	北	2	1. 44	4	3. 36				
関東平野北西縁断 層帯地震	中央	2	1. 31	4	3.06				
	南	1	1.09	3	2. 55				
立川断層帯地震	北	0	0.00	0	0.00				
	南	0	0.00	0	0.00				

(4) 出火件数予測結果一覧表

			冬5時								
想定地震名		火気器 電熱		電気 機器・	化学	ガス	危険物	出火 件数			
		建物圧 壊以外	建物 圧壊	配線	薬品	漏洩	施設	合計			
東京湾北部地震	東京湾北部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
茨城県南部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
元禄型関東地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	北	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3			
地反	南	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3			
立川断層帯地震	北	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
並川削増市地展	南	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

			夏12時								
想定地震名		火気器 電熱		電気 機器・	11/7:		危険物	出火 件数			
		建物圧 壊以外	建物 圧壊	配線	薬品	漏洩	施設	合計			
東京湾北部地震	東京湾北部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
茨城県南部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
元禄型関東地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	北	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.6			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5			
地辰	南	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5			
- 古川松宮 本 h 電	北	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
立川断層帯地震	南	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

			冬18時								
想定地震名		火気器 電熱		電気 機器・	化学	ガス	危険物	出火 件数			
		建物圧 壊以外	建物 圧壊	配線	薬品	漏洩	施設	合計			
東京湾北部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
茨城県南部地震	茨城県南部地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
元禄型関東地震		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	北	1.6	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	1.9			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	1.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.8			
	南	1.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1. 7			
立川断層帯地震	北	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
<u> </u>	南	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

※四捨五入により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(5) 人的被害予測結果一覧表

			冬5時							
想定地震名			風速3m/s			風速8m/s				
心人地反右		死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者			
東京湾北部地震	0	0	0	0	0	0				
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0			
用去式取 11. 不得 NC 同 ##	北	25	155	30	25	155	30			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	21	140	25	21	140	25			
地域	南	20	135	24	20	135	24			
- 古川松岡井神電	北	0	0	0	0	0	0			
立川断層帯地震	南	0	0	0	0	0	0			

			夏12時							
相定地電名	想定地震名		風速3m/s			風速8m/s				
IENE PEDEZ-H	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者				
東京湾北部地震	0	0	0	0	0	0				
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0			
	北	11	74	11	11	74	11			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	9	65	9	9	65	9			
地展	南	8	63	9	8	63	9			
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0			
<u>小川</u>	南	0	0	0	0	0	0			

想定地震名			冬18時							
			風速3m/s		風速8m/s					
		死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者			
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0			
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震	元禄型関東地震		0	0	0	0	0			
用去式取 11. 不得 NC 同 ##	北	17	94	17	17	94	17			
関東平野北西縁断層帯 地震	中央	14	84	14	14	84	14			
地域	南	13	81	13	13	81	13			
	北	0	0	0	0	0	0			
立川断層帯地震	南	0	0	0	0	0	0			

(6) 停電被害予測結果一覧表

		直後(火災なし)				
想定地震名	停電世帯数 (直後)	停電人口 (直後)	停電率(%) (直後)			
東京湾北部地震	0	0	0.00			
茨城県南部地震	0	0	0.00			
元禄型関東地震	元禄型関東地震			0.00		
期中立取小型	北	5, 001	14, 470	100.00		
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	5, 001	14, 470	100.00		
四月 市 地反	南	5, 001	14, 470	100.00		
立川断層帯地震	北	0	0	0.00		
並川剛眉電地展	南	0	0	0.00		

想定地震名		冬5時						
			風速3m/s		風速 8 m/s			
		停電世帯数 (1日後)	停電人口 (1日後)	停電率(%) (1日後)	停電世帯数 (1日後)	停電人口 (1日後)	停電率(%) (1日後)	
東京湾北部地震		0	0	0.00	0	0	0.00	
茨城県南部地震	茨城県南部地震		0	0.00	0	0	0.00	
元禄型関東地震		0	0	0.00	0	0	0.00	
明寺立思小平行.	北	1,420	4, 109	28. 40	1,420	4, 109	28. 40	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 191	3, 447	23. 82	1, 191	3, 447	23. 82	
南		1, 118	3, 233	22. 35	1, 118	3, 233	22. 35	
立川断層帯地震	北	0	0	0.00	0	0	0.00	
立川別官市地辰	南	0	0	0.00	0	0	0.00	

想定地震名		夏12時							
			風速3m/s		風速8m/s				
心足地反有		停電世帯数	停電人口	停電率(%)	停電世帯数	停電人口	停電率(%)		
		(1日後)	(1日後)	(1日後)	(1日後)	(1日後)	(1日後)		
東京湾北部地震		0	0	0.00	0	0	0.00		
茨城県南部地震		0	0	0.00	0	0	0.00		
元禄型関東地震	元禄型関東地震		0	0.00	0	0	0.00		
111年71日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	壮	1, 421	4, 111	28. 41	1, 421	4, 111	28. 41		
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 192	3, 449	23.83	1, 192	3, 449	23.83		
南層市地展南		1, 118	3, 235	22. 36	1, 118	3, 235	22. 36		
立川断層帯地震	北	0	0	0.00	0	0	0.00		
五川 門 宿 市 地 辰	南	0	0	0.00	0	0	0.00		

想定地震名		冬18時						
			風速3m/s		風速8m/s			
		停電世帯数 (1日後)	停電人口 (1日後)	停電率(%) (1日後)	停電人口 (1日後)	停電世帯数(1日後)	停電率(%) (1日後)	
東京湾北部地震		0	0	0.00	0	0	0.00	
茨城県南部地震	茨城県南部地震		0	0.00	0	0	0.00	
元禄型関東地震	元禄型関東地震		0	0.00	0	0	0.00	
北		1, 425	4, 122	28. 49	1,425	4, 122	28. 49	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 196	3, 461	23. 92	1, 196	3, 461	23. 92	
		1, 123	3, 250	22. 46	1, 123	3, 250	22. 46	
立川断層帯地震	北	0	0	0.00	0	0	0.00	
	南	0	0	0.00	0	0	0.00	

(7) 不通回線被害予測結果一覧表

	冬5時				
想定地震名	風速	3 m/s	風速8m/s		
心化地水和	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	
東京湾北部地震	0	0.00	0	0.00	
茨城県南部地震	0	0.00	0	0.00	
元禄型関東地震		0	0.00	0	0.00
	北	28	0. 59	28	0.59
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	23	0.49	23	0.49
	南	23	0.48	23	0.48
立川断層帯地震	北	0	0.00	0	0.00
五川剛眉市地展	南	0	0.00	0	0.00

	夏12時				
想定地震名	風速 3 m/s		風速 8 m/s		
心化地探扣	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	
東京湾北部地震	0	0.00	0	0.00	
茨城県南部地震	0	0.00	0	0.00	
元禄型関東地震	元禄型関東地震			0	0.00
	北	29	0.60	29	0.60
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	24	0.51	24	0.51
[P]/[自] [[P]/[D]	南	23	0.49	23	0.49
专用帐屋 带州電	北	0	0.00	0	0.00
立川断層帯地震	南	0	0.00	0	0.00

	冬18時				
想定地震名	風速	3 m/s	風速8m/s		
心化地放石	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	
東京湾北部地震	0	0.00	0	0.00	
茨城県南部地震	0	0.00	0	0.00	
元禄型関東地震	元禄型関東地震			0	0.00
	北	34	0.71	34	0.71
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	29	0.60	29	0.60
	南	28	0.60	28	0.60
立川断層帯地震	北	0	0.00	0	0.00
立川附 信 市 地 辰	南	0	0.00	0	0.00

(8) 携帯電話不通ランク予測結果一覧表

			冬5時							
想定地震名			風速3m/s			風速8m/s				
心足地展在		停電率 (%)	不通率 (%)	ランク	停電率 (%)	不通率 (%)	ランク			
東京湾北部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_			
茨城県南部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_			
元禄型関東地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_			
	北	28. 4	0.6		28. 4	0.6	_			
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	23.8	0.5		23.8	0.5	_			
四個 田 地区	南	22.3	0.5		22. 3	0.5	_			
	北	0.0	0.0		0.0	0.0				
立川断層帯地震	南	0.0	0.0		0.0	0.0	_			

				夏1	2時		
想定地震名			風速3m/s		風速8m/s		
心た地反石		停電率 (%)	不通率 (%)	ランク	不通率 (%)	停電率 (%)	ランク
東京湾北部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_
茨城県南部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_
元禄型関東地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_
	北	28. 4	0.6		28. 4	0.6	_
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	23.8	0.5		23.8	0.5	_
四月1日11月200尺	南	22.4	0.5		22. 4	0.5	
土山吹屋井山亭	北	0.0	0.0		0.0	0.0	_
立川断層帯地震	南	0.0	0.0		0.0	0.0	_

	相字批集友			冬1	8時		
想定地震名			風速3m/s			風速8m/s	
心足地展石		停電率 (%)	不通率 (%)	ランク	不通率 (%)	停電率 (%)	ランク
東京湾北部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	_
茨城県南部地震		0.0	0.0		0.0	0.0	
元禄型関東地震		0.0	0.0		0.0	0.0	
明去式员儿亚纳	北	28. 5	0.7		28. 5	0.7	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	23.9	0.6		23. 9	0.6	
南		22. 5	0.6		22. 5	0.6	
立川断層帯地震	北	0.0	0.0	_	0.0	0.0	_
业川刚眉市地展	南	0.0	0.0		0.0	0.0	

I 総則編

(9) 配水管·断水予測結果一覧表

想定地震名		被害 箇所数	被害率 (箇所/km)	断水率 (%) (1日後)	断水 世帯数 (1日後)	断水人口 (人) (1日後)
東京湾北部地震		0	0.00	0.0	0	0
茨城県南部地震		0	0.00	0.0	0	0
元禄型関東地震		0	0.00	0.0	0	0
	北	66	0.50	58. 9	2, 947	8, 527
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	66	0.49	58. 7	2, 937	8, 497
四月 1170000	南	61	0.46	56.8	2,843	8, 226
立川断層帯地震	北	0	0.00	0.0	0	0
立川剛眉田地辰	南	0	0.00	0.0	0	0

(10) 下水道 管渠被害・機能支障人口予測結果一覧表

想定地震名		被害延長 (km)	被害率 (%)	機能支障 人口 (人)
東京湾北部地震		0	0.0	0
茨城県南部地震		0	0.0	0
元禄型関東地震		0	0.3	5
明 本 元 國 1 4 元 2 4	北	7	42. 2	653
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	7	41. 7	647
P// = 111 20/D	南	7	41. 7	646
立川断層帯地震	北	0	0.0	0
<u>工川</u> 門信市地展	南	0	0.0	0

(11)避難者予測結果一覧表(1日後)

			冬 5 時							
			風速3m/s		風速8m/s					
想定地震名										
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者			
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0			
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0			
関東平野北西縁	北	998	599	399	998	599	399			
層帯	中央	856	514	342	856	514	342			
地震	南	810	486	324	810	486	324			
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0			
<u>小川</u>	南	0	0	0	0	0	0			

				夏1	2時		
想定地震名			風速3m/s			風速 8 m/s	
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0
88	北	1,001	601	400	1,001	600	400
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	859	516	344	859	516	344
	南	814	488	326	814	488	326
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0
<u>工川</u>	南	0	0	0	0	0	0

				冬1	8時		
想定地震名			風速3m/s		風速 8 m/s		
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0
	北	1,027	616	411	1,026	616	411
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	884	531	354	884	531	354
四月1112000	南	844	506	338	844	507	338
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0
<u>小川</u>	南	0	0	0	0	0	0

I 総則編

(12)避難者予測結果一覧表 (1週間後)

			冬5時							
想定地震名			風速3m/s		風速8m/s					
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者			
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0			
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0			
	北	1, 566	783	783	1,566	783	783			
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 427	713	713	1, 427	713	713			
四月 市 地及	南	1, 362	681	681	1, 362	681	681			
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0			
<u> </u>	南	0	0	0	0	0	0			

			夏12時							
想定地震名			風速3m/s		風速8m/s					
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者			
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0			
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0			
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0			
	北	1, 569	785	785	1, 569	785	785			
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 430	715	715	1,430	715	715			
南		1, 366	683	683	1, 366	683	683			
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0			
<u> </u>	南	0	0	0	0	0	0			

				冬1	8時		
想定地震名			風速3m/s			風速8m/s	
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0
	北	1, 594	797	797	1, 594	797	797
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	1, 454	727	727	1, 454	727	727
四月 111 2000	南	1, 395	697	697	1, 395	697	697
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0
<u> </u>	南	0	0	0	0	0	0

(13)避難者予測結果一覧表(1か月後)

				冬5	時			
想定地震名			風速3m/s		風速8m/s			
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0	
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0	
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0	
明 士 亚婴儿亚纳	北	2, 305	692	1,614	2, 305	691	1,613	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	2, 106	632	1, 474	2, 106	632	1, 474	
四月 111 2000	南	1, 953	586	1, 367	1, 953	586	1, 367	
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0	
<u>工川</u>	南	0	0	0	0	0	0	

		夏12時						
		風速3m/s			風速8m/s			
想定地震名	想定地震名							
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0	
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0	
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0	
明寺立即北京領	北	2, 308	692	1,616	2, 308	692	1,615	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	2, 109	633	1, 476	2, 109	633	1, 476	
四個市地域	南	1, 957	587	1, 370	1, 957	587	1, 370	
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0	
<u>工川</u> 四間 田地辰	南	0	0	0	0	0	0	

想定地震名		冬18時						
		風速3m/s			風速8m/s			
		避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者	避難所 避難者	避難所外 避難者	
東京湾北部地震		0	0	0	0	0	0	
茨城県南部地震		0	0	0	0	0	0	
元禄型関東地震		0	0	0	0	0	0	
	北	2, 331	699	1,632	2, 331	699	1,632	
関東平野北西縁 断層帯地震	中央	2, 131	639	1, 492	2, 132	639	1, 492	
四月 111 2000	南	1, 984	595	1, 389	1, 984	595	1, 389	
立川断層帯地震	北	0	0	0	0	0	0	
<u>工川</u>	南	0	0	0	0	0	0	

I 総則編

(14) 帰宅困難者数一覧表 (県外在住者を含む埼玉県内滞在者) 内閣府 (2013)

想定地震名		平	H	休日		
		12時	18時	12時	18時	
東京湾北部地震		278	146	508	235	
茨城県南部地震		1, 471	1, 443	1, 536	1, 407	
元禄型関東地震		220	169	471	254	
関東平野北西縁 断層帯地震	北	2, 698	2, 323	2, 888	2, 251	
	中央	2, 698	2, 323	2,888	2, 251	
四個用地區	南	2, 698	2, 323	2, 888	2, 251	
-> 11 MC 豆 艹 14 香	北	210	139	368	208	
立川断層帯地震	南	157	107	268	161	

(15)帰宅困難者数一覧表(県外在住者を含む埼玉県内滞在者)埼玉県(2007)

想定地震名		平日		休日	
		12時	18時	12時	18時
東京湾北部地震		315	154	567	269
茨城県南部地震		2, 754	2, 776	2,856	2, 762
元禄型関東地震		247	196	545	306
関東平野北西縁 断層帯地震	北	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
	中央	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
四個 11 20 成	南	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
	北	250	150	479	222
立川断層帯地震	南	149	100	284	152

(出典) 埼玉県「平成24·25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

第3 減災への考え方

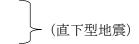
想定よりも震源が町に近くなる場合あるいは町内直下となる場合、様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる場合等、被害想定以上の被害が発生する可能性もある。そのため、被害想定結果を参考にしつつ、減災に努め、被害の極小化や町民の生活の速やかな回復を図る。

第5節 町の震災対策の基本的な考え方

第1 想定地震の特性の震災対策への反映

本章第4節「地震被害想定」(p. 23) に掲げる被害想定では、次の5つを想定地震の対象としている。

- ·東京湾北部地震(M7.3)
- · 茨城県南部地震(M7.3)
- ·元禄型関東地震(M8.2)
- ・立川断層帯による地震(M7.4)
- ・関東平野北西縁断層帯による地震 (M8.1)



【再掲】

想定地震名 マグニチュード (M)			概要			
	東京湾北部地震	7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新			
海溝	茨城県南部地震	7. 3	の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生 する確率:70%			
型	元禄型関東地震	8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらした とされる巨大地震を想定(相模湾〜房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%			
活断	関東平野北西縁 断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%~0.008%			
層 型	立川断層帯地震	7. 4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%			

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

5つの地震のうち被害が最大となる関東平野北西縁断層帯による地震を計画目標とする。

その他の地震についてもその特性及びその切迫性を考慮して、本計画の関連する対策項目において配慮する。

なかでも直下型地震については、その切迫性が指摘されており、直下型地震の特性である被災地域の局地性及び本章第4節「地震被害想定」(p. 23) に掲げる被害想定結果の中での直下型地震の特性に対応し、地域間の応援、協力体制の整備、緊急輸送対策の強化及び直下型地震に対する防災教育の充実等、対策の推進が重要となる。

第2 地域特性の震災対策への反映

地震による被害の様相は、地域の特性によって異なり、町の特性に対応可能な対策を進める必要がある。社会条件面では、都市化の進行により、造成地等の震災対策の重要性が増すほか、自主防災組織の育成、強化が一層重要である。

第3 発災時刻による対策の反映

地震災害は、季節、曜日、時刻の相違により、被害の様相が異なる。このため、発災時刻の違い

I 総則編

による被害の特性を考慮し、いかなる場合にも対応し得るよう、関連する対策項目においては十分 に配慮する必要がある。

夜間や休日等における防災体制の整備、地震発生の季節やその際の気候等を考慮した生活必需品等の供給対策、地震及び火災発生の時間帯を考慮した避難計画の整備等があげられる。

第4 予防対策の重視

震災対策は、事前の予防対策が被害軽減の上で極めて重要であり、地震発生後の震災応急対策を 効果的に実施していく上でも、予防対策の果たす役割は大きい。

町内における地形、地質、地盤等の自然災害に関連する情報を正確に把握し、その危険性を評価 し、それらに基づく情報の公開及び土地利用の誘導、規制等を図るなど、予防対策が極めて重要で ある。

町内には現在の耐震性能を有していないおそれのある住宅及び建築物が多数あり、大規模地震が発生した場合には、これらの建物を中心に倒壊するおそれがある。町は、耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震診断・耐震補強を行うことで、町内の住宅及び建築物の耐震化を推進する。

さらに地震発生による様々な被害を想定し、震災対策編の各章で対策を講じることとする。

第5 過去の災害事例の教訓を生かす

[過去に被害を及ぼした地震]

想定地震名	地震の説明	該当する歴史地震
関東大地震	大正12年の関東大地震	1923(大正12)9.1 M=7.9
西埼玉地震	昭和6年の西埼玉地震	1931(昭和6)9.21 M=6.9

海外及び国内で発生した過去の地震における災害の特性、対策の成否及びその問題点等を把握し、 震災対策に生かすことが必要である。そのため調査研究した対策の成果を個別対策へ積極的に反映 することが重要である。

第6 行政、企業、町民等の協力体制の整備

大規模な地震災害に対しては、行政はもとより、企業、町民等が相互に協力し、一体となって震災対策活動に取り組む必要がある。そのための自主防災組織、事業所等における防災組織の整備及び防災に関するボランティア制度の検討や整備等を通じ、体制の強化を図るとともに、防災教育や普及啓発活動を推進して防災意識の高揚を図ることが重要である。

第7 発震後の時間経過と対応の明確化

地震災害は、発震後の地震動等による施設被害から、出火や延焼火災等の発生、生活関連施設や 交通機能の低下、生活支障等、時間経過に伴い被害の態様が変化するため、状況の変化に的確に対 応した対策を進める必要がある。

町、県その他防災関係機関及び町民や民間事業等の関係者が、被害発生のシナリオから対策の流れをあらかじめ理解しておくことが重要である。

II 震災対策編

第1章 災害に強い地域づくり

第1節 防災組織の整備

予防・事前対策

第1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、 防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を 期するものとする。

第2 防災関係機関

- 1 防災に関する組織
 - (1) 防災会議

町に、神川町防災会議を置く(災対法第16条)。

防災会議の組織及び運営については、関係法令及び町防災会議条例(平成18年条例第18号) の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア任務

神川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ組織

防災会議は、町長を会長として、次の者をもって組織する。

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- ② 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- ③ 警察官のうちから町長が任命する者
- ④ 町長がその内部の職員のうちから指名する者
- ⑤ 教育長
- ⑥ 消防長及び消防団長
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- ⑧ 知識経験を有する者のうちから町長が任命する者

(2) 本部

町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、本部を設置することができる(災対法第23条)。

本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

資料編 ○ 神川町防災会議条例 P**

- 災害対策本部の組織及び事務分掌 P**
- 神川町災害対策本部条例 P**

2 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の

Ⅱ 震災対策編 第1章 災害に強い地域づくり

円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする 協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調し、円滑な組織の整備運営がなし得るようにするものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 業務継続計画(BCP)の推進

町は、神川町業務継続計画に基づき、災害発生時においても短時間で重要な機能を再開し、 業務を継続する。

(2) 電源、非常用通信手段等の確保

町は、役場本庁舎をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(3) 応急対応、復旧復興のための人材の確保

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町は、退職者(国の機関の退職者を含む。)の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

5 応援協力体制

(1) 市町村間の相互応援

ア 方針

町長は、町の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、相互応援協定を締結する。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平 常時から、協定を締結した市町村との間で、情報交換等を実施する。

イ 実施内容

町は、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

資料編 ○ 消防相互応援協定(藤岡市) P**

- 災害時における相互援助に関する協定書(多古町) P**
- 神川町・神河町災害時相互応援に関する協定書 P**
- □ 児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町)□ P**
- 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 P**

(2) 応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらか じめ受入体制を整備する。

ア 広域受援計画の策定

県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉 県広域受援計画」を策定している。町も広域受援計画の策定に努めるものとする。

イ 受援体制の整備

町は、応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、マニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

また、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第3 公共的団体等との協力体制の確立

1 趣旨

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等 に関し積極的な協力が得られるよう協力体制を整備する。

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- ●異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ●災害時における広報等に協力すること。
- ●出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ●避難誘導及び避難所の運営に協力すること。
- ●被災者の救助業務に協力すること。
- ●炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- ●被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及 び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第4 自主防災組織等の整備

1 趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民の自主的な 防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的 に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、23行政区に自主防災組織の組織化を推進する。

2 自主防災組織の設置推進活動

町は、自主防災組織の育成を推進するために、次の事項を行うものとする。

(1) 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の習得を図るための防災教育を実施する。

3 地域の自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して町民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

ア 町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 地理的状況・生活環境等からみて、町民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

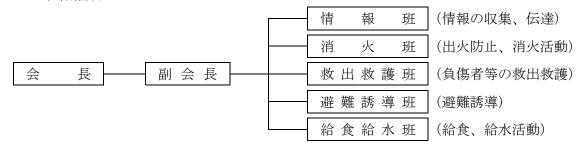
(2) 自主防災組織の組織づくり

地域の町民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、町民のコミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進する。

一つの例としては、自主防災組織の内容、各班の平常時又は非常時の活動内容について次の ようなものが考えられる。

なお、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ア 組織編成

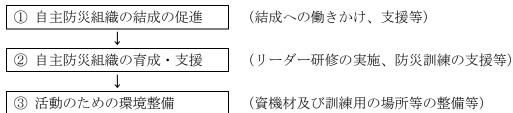


イ 自主防災組織の活動内容

区 分	内 容 等
平常時	 ① 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及(防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布等) ③ 情報収集、伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施 ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備、点検等 ⑤ 地域の把握(危険箇所の把握、避難行動要支援者)
発 災 時	 ① 初期消火の実施 ② 情報の収集、伝達 ③ 被災者等の安否確認、救出、救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 避難所の運営活動の実施(炊き出し及び救助物資の分配に対する協力、安否確認等) ⑥ 避難行動要支援者の安全確保等

(3) 活動の充実、強化

町は、以下に示すような自主防災組織の指導、育成を図る。



また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導や助言を行う。

併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなどによる女性の参画の促進や、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

4 自主防災組織における備蓄

(1) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ等の消火資器材を備え、また、防火用水の確保、風呂水の ため置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

(2) 救出資器材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、 鉄パイプ等の救出資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。ま た、町はこうした地域の取組を支援する。

5 民間防火組織の整備

地域社会においては、町民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。町は、地域住民の防火防災意識の 高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。

第5 事業所等の防災組織の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が、被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、町内に立地する事業所等の防災組織の育成を行っていく。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災組織の育成

町は、学校、医療機関及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を 主体に、自主的な防災組織の育成を行っていく。

(2) 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立 を支援するとともに、地元地域への貢献度という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防 災組織として位置づけて連携を図る。

ア 一般企業

町は、企業の自主的な防災組織の整備を促進するとともに、県と連携して企業との協力体制の確保に努め、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施等、組織整備の支援等を行っていく。また、中小企業等による防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努め、町はこれを支援する。企業は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、自らの災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災 訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

イ 危険物施設

町は、危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対する 助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動も おのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を 編成し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該 当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡 大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等 の実施に努めるものとする。

ウ 集客施設

町は、学校及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導や助言を行う。

(3) 関係機関への協力体制の確立

防災活動の円滑な実施を図るため、事業所等の防災組織は、地元の関係機関との協力体制の 確立に努める。

第6 ボランティア等の活動環境の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日頃から町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク(以下「彩の国会議」という。)及び社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力して、ボランティア等の活動環境の整備を行っていく。

2 支援体制の確保

(1) 災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動支援の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、町、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センター にボランティアの派遣等を要請するとともに、町外あるいは県外からもボランティアを受け入 れるものとする。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会と連携し、平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク形成 に努める。

3 災害ボランティアの登録

- (1) 平常時より福祉等のボランティアを行っている団体を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。
- (2) 大規模災害発生時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、あらかじめ町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加についても検討を行う。

4 防災ボランティアの育成

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、町民及び企業等に対 するボランティア活動の普及、啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及 Ⅱ 震災対策編 第1章 災害に強い地域づくり

に努める。

第7 地区防災計画

地区防災計画は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図ることを目的に、地域住民等が自ら作成するものである。

町は、地区居住者等に対し、提案手続き等の周知に努め、地区防災計画の作成支援を行う。

また、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、町防災会議はその必要性を判断し、必要があると認められれば、町地域防災計画の中に位置づけるものとする。

第8 町民の役割

1 趣旨

全ての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、町民や事業所が、県や町、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

2 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

(1) 平常時の役割

- ① 防災に関する学習
- ② 火災の予防
- ③ 防災用品、非常持出品の準備
- ④ 飲料水、食料、携帯トイレ等生活必需品の備蓄(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。)
- ⑤ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- ⑦ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認(災害用伝言ダイヤル171等)
- ⑨ 自主防災組織への参加
- ⑩ 町の実施する防災訓練への参加
- ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(行政区の活動等)への参加
- ⑩ 住宅の耐震化
- ③ 保険・共済への加入等生活再建に向けた事前の備え

(2) 災害時の役割

- 初期消火
- ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- ③ 自主防災活動への参加、協力
- ④ 避難所でのゆずりあい
- ⑤ 町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない

3 自主防災組織等の充実強化

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応 急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を行うこと が必要である。このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災 組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

自主防災組織の活動内容等については、本節第4「自主防災組織等の整備」(p. 44)を参照。

第2節 防災教育

予防・事前対策

第1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し、自主防 災思想のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、防災教育を行うも のとする。

第2 町職員に対する防災教育

1 趣旨

地震発生時に応急対策の実行主体となる町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。

2 危機管理、防災ハンドブック等の作成と配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理、防災ハンドブック等を作成、配布して周知を図る。

作成にあたっては、次の内容に留意する。

- ① 初動参集、動員基準
- ④ 初期消火

⑦ 災害情報の取りまとめ

- ② 参集途上の情報収集
- ⑤ 避難誘導

⑧ 広報活動

- ③ 救助、応急手当
- ⑥ 避難所の開設、運営
- ⑨ その他必要な事項

3 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

4 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を 実施する。

5 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第3 町民向けの普及・啓発

1 趣旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。町は、自主防災思想の普及、啓発を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

2 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センターを活用し、広く町民に対して普及と啓発を行う。

また、防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど町民の自発的な防災学習に活用する。

3 ハザードマップ等の作成配布

町は、防災知識の普及、啓発を図るため、広く町民に向けたハザードマップやパンフレットを作成し配布する。

4 防災教育用設備、教材の貸出し

町は、防災教育に役立つ設備や機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出 しを行う。

5 講演会・研修会・出前講座の実施 防災に関する講演会や研修会、出前講座を開催する。

6 マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く町民に対して防災意識の高揚を図る。

7 広報紙等の活用

町が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

8 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知する。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

9 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職(ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、災害の種別・特性・一般的知識、避難方法その他の防災措置の方法の習得、自主防災意識について、児童、生徒の発達段階に即した指導を行う。

2 学校行事としての防災教育

全校的な防災意識の高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災の専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験の実施、また埼玉県防災学習センター等での体験学習を実施する。

3 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及 び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学、調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から

Ⅱ 震災対策編 第1章 災害に強い地域づくり

見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

4 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童、生徒に対する指導マニュアル、負傷者の応急 手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童、生徒の心のケアや災害時に特に留意する 事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第5 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じ、これら事業 所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災知識の普及

予防・事前対策

第1 基本方針

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、 地域防災体制の確立に資するため計画する。町では、町広報紙で防災特集を組むほか、啓発用のパ ンフレットの配布や研修会の開催、ジュニア消防クラブの育成等様々な方法により、防災知識の普 及を図っていく。

第2 実施手段

- 1 防災知識の普及内容
 - (1) 災害の種別、特性、一般的知識
 - (2) 災対法及び関連法の主旨
 - (3) 災害時における心得
 - (4) 防災計画の概要
 - (5) 被害報告及び避難方法
 - (6) 過去の災害の状況
 - (7) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- 2 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- (1) 広報紙、パンフレット (チラシ、ポスター、ハザードマップ) 、町ホームページ
- (2) 防災啓発用DVDの利用
- (3) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会、講演会、座談会等の開催
- (6) 防災訓練の実施促進
- (7) 防災週間、火災予防運動等の実施
- (8) 見学、視察、現地調査等の実施

第4節 防災訓練

予防・事前対策

第1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及と向上を図るため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、町、県、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、町民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っていく。

第2 実施手段

1 訓練の実施

町及び防災関係機関等は、毎年計画的に町民の参加を得て防災訓練を実施及び他の機関の実施する当該訓練に参加するものとし、訓練目的を効果的に達成するよう必要な措置を講じる。

2 訓練の種類

図上訓練及び実地訓練の2種類とする。

(1) 図上訓練

図上訓練は主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練項目は、おおむね 次のとおりとする。

- ア 本部の組織活動
- イ 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置
- ウ 災害応急対策用資機材、救助物資等の緊急輸送対策
- エ 災害時を想定した緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により訓練項目を効果的に達成できるよう区域又は場所を選定して、町民の参加を得て行う。

ア 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的とし、出水時における警戒、予防等水防体制及び水防工法 訓練を重点的に行うとともに、過去の水災事例を考慮し、神流川水害予防組合と共同して 水防訓練を実施する。

イ 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期するため、消防団員による次のような訓練を行い、消防技術の錬成及び習熟を図る。

●火災情報伝達訓練

●火災防御訓練

●出動訓練

●救助、避難誘導訓練

ウ 土砂災害訓練

警報の発令・伝達の受理について、関係機関の通信施設により訓練を行う。特に該当地域の町民に対する、避難情報の伝達に重点をおき、避難所への誘導までの訓練を実施する。

工 災害救助訓練

水防訓練又は消防訓練の際に、自力避難不可能な場合を想定して、孤立者、負傷者、避 難行動要支援者の救助、救出、救護、炊き出し等に重点を置き、消防団や町民等の協力を 得て救助訓練を行う。

才 災害通信連絡訓練

警報の発令、伝達の受理について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設に より訓練を行う。特に、町民に対する警報等の伝達の徹底についての訓練並びに正常通信 から災害通信への迅速円滑な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及 び受報等について十分効果が発揮できるよう防災関係機関との協力のもとに訓練を実施す る。

力 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその 体制を整えることを目的として行う。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 非常招集措置の整備

- ●招集対象者の住所、居所、連絡方法等
- ●招集の区分
- ●招集命令伝達、示達要領
- ●非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- ●非常招集の業務分担、配置要領
- ●待機命令の基準
- ●その他非常招集のために必要とする事務処理

(イ) 非常招集命令の伝達及び示達

災害の緊急性から最も早く到着する方法を講じるべきものであり、電話、防災行政無線、 防災情報メール及び口頭による伝達について正確を期する。

(ウ) 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の道路が崩壊等によ り交通不可能等の被害を想定して実施する。

(エ) 確認点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検する とともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- ●伝達方法、内容の確認点検
- 集合人員の確認点検
- ●発受時間及び集合所要時間の確認点検●その他必要事項の確認点検

3 避難訓練

(1) 災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に 基づく防火管理者等が実施する。

(2) 訓練の種類

ア 町が実施するもの

災害時における避難情報の発令及び立退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、

Ⅱ 震災対策編 第1章 災害に強い地域づくり

居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

イ 防火管理者が実施するもの

学校等、社会福祉施設、医療機関、事業所、作業場、工場、旅館その他の防火対象物の 防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

ウ 児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体と生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、災害に対し臨機応変に処置がとれるよう、常にその指導に努める。

エ 避難行動要支援者等の訓練

町民、民生委員、団体等が行う避難行動要支援者の避難誘導や、企業等が行う災害時の 帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報等の必要な支援を行う。

4 訓練の検証

- (1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。
- (2) 評価及び検証の方法
 - ア 訓練後の意見交換会
 - イ アンケートによる回答
 - ウ 訓練の打合せでの検討
- (3) 検証の効果
 - ア 評価や課題を整理し、町防災計画の見直しの資料とする。
 - イ 町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
 - ウ 次期の訓練計画に反映する。

第5節 調査研究

予防・事前対策

第1 基本方針

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、 その対策は、多岐の分野にわたっている。したがって、こうした地震災害に対する有効な対策を検 討するために、県の被害想定及び国の調査研究等を十分に参考にし、研究する。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上を図る。

第2 防災関係施設等の破壊防止に関する調査

防災関係施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、この破壊が生活に深刻な影響を与える重大な性格を有している。このため慎重かつ十分な点検調査が必要である。

- 1 役場本庁舎、役場出先庁舎、学校等の公共建築物の耐震に関する調査
- 2 上下水道施設等の耐震に関する調査
- 3 交通施設の耐震に関する調査

第3 大震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出 火防止、初期消火、拡大防止及び避難による安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個 別対策及び地域対策の指針を確立し、町の防災化対策に資する。

- 1 初期消火に関する調査研究
- 2 火災の拡大防止に関する調査研究
- 3 町の特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機材等の 調査研究

第4 避難による安全確保に関する調査研究

避難所・避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないため、その選定 についてはもちろん選定後も一定期間ごとに安全性について調査確認する。

- 1 指定避難所・避難場所の確保を図り、かつ、その機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難所・避難場所とそこに至る避難道路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調 査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査研究
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難所・避難場所の安全性の調査検討

第5 震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時においては、町が地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報を町民へ正確かつ迅速に伝えることが極めて重要となる。

したがって、町の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下での情報伝達において、最も効果的な情報の「伝え方(メディア)」、「内容」等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究等を行い、震災時の応急対策に資する。

第6 震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時においては、生命の維持、生命の確保及び経済的、社会的秩序の維持等に対する不安から、 パニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。

したがって、こうした大地震発生後の物価の高騰等、経済的、社会的混乱の発生メカニズム及び その防止対策について、震災時の応急対策及び復旧対策に資するよう、町の社会的特性を考慮した 上で調査研究を行う。

第7 震災時の生活確保に関する調査研究

震災時において、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品、住宅等を供給し、その生活を確保することは、地震発生後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。

したがって、大地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目 の選定等に関する調査研究を行い、震災時の応急対策に資する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 防災まちづくり

予防・事前対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害による町内の被災を最小限にとどめるため、災害に強いまちづくりを行う。

2 留意点

災害に強いまちづくりは、町民との協働で行うものである。このため、町民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくり等、早い段階で町民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

第2 実施手段

- 1 防災まちづくりの基本的考え方
 - (1) 地域の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

防災計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画の策定を行う。

- (2) 防災面からみて、地区の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 震災等の広域災害に対しては、避難所の確保や避難路の整備等自治体を超えた地域連携型の対応を図る。
- (4) 避難行動要支援者に配慮し、公共施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。
- 2 防災まちづくりの基本的施策
 - (1) 自然空間の計画的保全

自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全と整備を進める。また、 防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 避難所、避難路の確保と安全化

自然空間や公園等を利用し、広域避難所の確保、整備を図る。また、避難路の安全化を図るために、狭い道路の拡張、生活道路のブロック塀の生け垣化や行き止まりの道路の解消を図る。

- (3) 建築物の耐震・不燃化の推進
 - 町内建築物の改修の際には、耐震及び耐火構造となるよう図っていく。
- (4) 延焼遮断空間の整備、主要な町道等の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等

Ⅱ 震災対策編 第2章 災害に強いまちづくり

により形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区にいて、地 区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる主要な町道等の整備を図る。

(5) 地区防災拠点の整備

都市公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できる整備を図る。

(6) 消防水利の確保と整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が極めて高い。この ため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や、耐震性防火水槽等の設置等、多様な水 利を確保していく。

ア 河川水の緊急利用

流水利用についての調査・検討を行い、取水口の整備等、河川水の有効利用を図る。

イ 耐震性防火水槽等の設置

役場本庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難地点について、必要に応じて耐震性 防火水槽の計画的整備や既存防火水槽の耐震性防火水槽への更新又はプールの耐震性化を 図り、必要な水利の確保を図る。

(7) 適正な土地利用と市街地の整備

神川町総合計画を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法等の個別法を 運用して、土地利用の適正な規制を行う。

また、大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、より一層の地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。

(8) 造成地の防災対策

町は、造成地に発生する災害を防止するため、各関係機関と連携を図りながら、宅地開発業者等に都市計画法及び建築基準法等の宅地造成に関する基準を遵守させるものとする。

また、県により大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップが公表されている。町内は全て谷埋め盛土であるため、護岸の崩落による造成盛土の崩落等の危険性はないが、大規模地震時等による宅地及びインフラの被害を軽減するため、変動予測調査を行い、対策を検討する。

(9) 孤立化地域対策

町は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域(以下「孤立化地域」という。)について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

第2節 建築物・施設等の耐震性向上

予防·事前対策

第1 基本方針

埼玉県建築物耐震改修促進計画(令和3年3月)を基に町の耐震改修促進計画を策定し、地震による被害を最小限にとどめるため、耐震診断及び耐震改修を積極的に推進する。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性を向上させる改修工事を行い、総合的に機能と安全性の向上を図る。ライフラインに関わる施設については被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ検討の上、体制を整備する。

第2 実施手段

- 1 建築物
 - (1) 公共建築物等
 - ア 公共施設の耐震性、耐火性向上
 - (ア) 地震災害発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の 耐震性及び耐火性の強化を図る。
 - (イ) 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震、耐火建物への改築を促進する。
 - イ 学校施設の整備

災害時における児童、生徒等及び教職員の安全確保を図るため、次のような整備を進める。

- (ア) 校舎等の耐震性の確保 非構造部材の耐震点検を実施し、必要に応じて耐震化工事を実施する。
- (イ) 設備・備品等の安全管理

パソコンをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童、生徒等及び教職員の安全と避難通路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助 言、指導、支援を行うものとする。

ア 建築指導等

建築物全般(建築設備を含む。)及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び 遊戯施設)については、県が建築基準法及び埼玉県建築基準法施工条例等に則り、建築物 等の構造耐力、防火及び避難上の安全性確保を図る建築指導を行っている。

イ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震 診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要 な情報の提供を行う。 (ア) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される区域(町内で比較的木造住宅が密集している区域)等、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次に掲げる耐震化対策を積極的に行っていく。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する町民等の相談に応じる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

県の行う耐震診断講習会への参加等、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を 養成し、耐震化を推進する。

(エ) 耐震性に関する知識の普及、啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及、啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

ウ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀(れんが塀、石塀を含む。)の倒壊を防止するため、以下 の施策を推進する。

(ア) ブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及、啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検、改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の 実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。特に、道路 の閉塞のおそれがある危険ブロック塀については撤去費用の一部補助を行うなど、撤去を促 進する。

また、町は、上記以外のブロック塀についても改修や生け垣化等の実施を推進する。

エ 窓ガラス、看板等の落下防止対策

多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防 止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓 発を行う。

オ 家具等の転倒防止対策

町は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫、パソコン等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

カ 空き家対策

町は、地震によって倒壊するおそれがある空き家について、除去費用の一部補助の実施 や、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行うなど、 空き家除去を促進する。

キ 自動販売機の転倒防止対策

町は、道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保 に係る対策の普及及び啓発を行う。

ク エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

2 上水道施設

町は、老朽管の布設替の推進とともに、地盤の状況等も考慮し、石綿セメント管や塩化ビニール 管から耐震管への更新及び継手部の伸縮性の向上等、配水管の更新計画に基づいて耐震化を実施す る。浄水施設等も耐震化強化対策を検討する。

3 下水道施設

- (1) 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。
- (2) 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置等を設置し、ポンプ稼働等 に必要な水の確保に努める。ポンプ稼働等に必要な水の確保については、浄水製造装置及び貯 水槽等、各処理施設の施設計画に含め整備する。
- (3) 処理場、ポンプ場の建設にあたっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。
- (4) 下水道施設の防災施設として活用を検討する。マンホールトイレシステム(整備済)を活用するほか、下水再生水を消防用水として利用する設備の整備について検討を行う。

4 道路施設

各道路管理者は、管理道路に関し土砂崩壊、落石等の危険箇所の総点検を行い、その結果に基づいて法面保護工等を実施する。

橋梁については、耐震補強や落橋防止対策等、修繕及び架け替えを実施する。災害時の避難及び 緊急通行車両等の走行が可能となるよう平常時から整備を推進する。

5 河川、ため池及び砂防治山施設

(1) 河川

町は、震災による河川の水害発生を未然に防止するため、浸水想定区域にある堤防の耐震点 検や対策工事を関係機関に要請し、耐震性の向上に努める。

(2) ため池

町は、ため池管理者の協力のもとにため池の実情を把握し、耐震化の推進を図るため必要に 応じ改修、補強等を行うよう指導する。また、防災重点ため池については、神川町ハザードマップの配布等により町民に情報提供を行う。 資料編 ○ 防災重点ため池 P**

○ 神川町ハザードマップ P**

(3) 砂防治山施設

大地震により山が緩み、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃渓流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進するよう県に要請し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の土石流防止、渓流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

第3節 地震火災等の予防

予防・事前対策

第1 基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や地域の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上させ、 地震火災による被害の軽減を図る。

第2 実施手段

- 1 地震に伴う出火防止
 - (1) 一般火気器具からの出火防止
 - ア 地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火 気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないことなどの防災 教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
 - イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の 普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためター ルの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
 - ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、地震後は、 ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

- エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。
- (2) 石油等危険物施設からの出火防止

町内にある危険物施設からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした 保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、法令に基づく規制の強化等により、危険物の安全確保を図るための指導をする。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより 容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚 の転倒防止装置の徹底を図る。

(4) 文化財からの出火等の防止

有形文化財は、火災や地震動により失われてしまうおそれがある。したがって、所有者又は 管理者等の協力を得て、火災やその他の災害に対する予防策等を講じるよう努める。

(5) 予防査察の実施

消防法(昭和23年法律第186号)第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所並びに消防法施行令(昭和36年政令第37号)に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

また、一般家庭等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を 作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていくとと もに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力、連携を促進し、地域における総合防災体制を 充実・強化していく。

3 危険物関連施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の遵守や事業 所に対する普及啓発を図る。

詳細は、事故災害対策編第2節「危険物等災害対策計画」(p. 325)を参照する。

第3章 応急対応

第1節 町の活動体制

応急対策

第1 基本方針

地震災害が発生した場合、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、被災者の救助や被災 地の復旧を迅速に行うため、本部を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町民等の 協力を得て、町の有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、町内に国の特定(非常・緊急)災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 体制の種別及び配置区分

災害対策の活動にあたってとるべき体制の種別及び配置区分

	配 備 体 制	配 備 基 準	動 員 計 画
	待機体制	原則として震度4の揺れが発表さ れた場合	事前に指定された職員
地震	非常体制	原則として震度5弱以上の揺れが 発生した場合	災害対策に全機能を集中する ○総務班 ○連絡調整班 ○財務班 ○総合支所班 ○福祉班 ○健康班 ○環境班 ○農林班 ○商工班 ○建設班 ○上下水道班 ○学校教育班 ○社会教育班

- ※動員の詳細は、神川町業務継続計画<地震編>及び職員等動員計画による。
- ※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に 応じた配備区分を決定する。
- (1) 待機体制(本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)
- (2) 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)
- (3) 南海トラフ地震への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本編第 13 章「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」(p. 213) に基づいて対応する。

2 配置体制の決定

地震発生時における配置体制は、上記1「体制の種別及び配置区分」に基づき、震度に応じた自動配置とし、該当する職員は直ちに所定の場所へ配備につく。

なお、被害の状況により、配置体制を引き上げる必要がある場合には、本部長(状況によっては 副本部長)が当該配置体制を決定する。

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

3 本部の設置

町長は、必要があるときは、本計画及び本部条例により、本部を設置する。

(1) 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称及び設置場所を、県災害対策課、消防団、町防災会議各機関、町民、報道機関等に通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

震度6弱以上の地震を観測した場合、町は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかについて県(統括部)に報告する(第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。)。

資料編 ○ 市町村行政機能チェックリスト P**

(2) 本部の設置場所

ア 本部は、役場内に置く。ただし、役場が被災した場合には、直ちに代替場所を神川中央公 民館と定め、職員及び防災関係機関に周知する。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「神川町災害対策本部」の掲示をする。

(3) 本部の組織

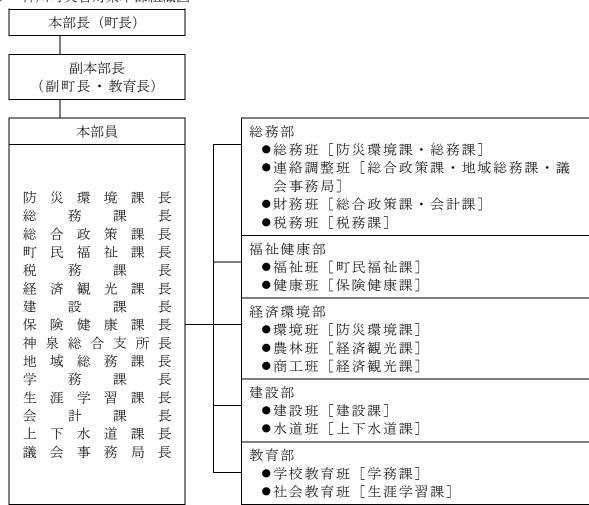
ア 本部の組織

本部長	町 長	
副本部長	副 町 長 教 育 長	
	防災環境課長 総務課長	総合政策課長 町民福祉課長
人 如 昌	税 務 課 長 経済観光課長	建 設 課 長 保険健康課長
本部員	神泉総合支所長 地域総務課長	学 務 課 長 生涯学習課長
	会 計 課 長 上下水道課長	議会事務局長

イ 部の組織

総務部 福祉健康部 経済環境部 建設部 教育部

ウ 神川町災害対策本部組織図



エ 本部の運営

(ア) 本部会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(イ) 部

部は、災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に 当たる。

才 職務

- (ア) 本部長は、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。
- (イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (ウ) 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

カ 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して本部の基本方針を決定する。

- (ア) 本部の非常配備体制に関すること。
- (イ) 災害救助法の適用に関すること。
- (ウ) 応援に関すること。
- (エ) 県本部が設置された場合の連絡調整に関すること。

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

- (オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (カ) その他重要な災害の対策に関すること。
- キ 各部の事務分掌

[各 部 の 事 務 分 掌]

部 名	班名 [担当課]	事 務 分 掌
総務部 ⑤防災環境課長 ○総務課長 ○総合政策課長	総務班 [防災環境課] [総務課]	1 本部の運営、庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部事務局に関すること。 4 職員の動員に関すること。 5 避難所開設の指示に関すること。 6 消防団との連絡調整及び動員に関すること。 7 各部各班との連絡調整に関すること。 8 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 9 避難情報等の伝達に関すること。 10 自衛隊その他公共機関の応援要請に関すること。 11 災害救助法(昭和22年法律第18号)の適用に関すること。
	連絡調整班 [総合政策課] [地域総務課] [議会事務局]	1 配車計画及び車両確保に関すること。 2 災対法第53条の規定による被害状況等の報告に関すること。 3 被害状況調査に関すること。 4 住民への災害広報活動に関すること。 5 災害写真の撮影、収集に関すること。 6 災害記録の収集、編集、保存に関すること。 7 降雨量、水位等の調査に関すること。 8 報道機関への情報連絡及び伝達に関すること。
	財務班 [総合政策課] [会計課]	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること。2 町有財産の保全及び被害調査に関すること。3 災害救助用物資の購入に関すること。4 義援金品等の出納管理に関すること。
	税務班 [税務課]	1 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。2 被災地籍の調査に関すること。3 被災家屋(土地)及び居住者の調査に関すること。4 罹災証明書の発行に関すること。
福祉健康部 ②町民福祉課長 ○保険健康課長	福祉班 [町民福祉課]	 1 福祉施設の被害調査及び被害対策に関すること。 2 保育所の被害調査・報告、保育所乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 3 避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 4 被災者に対する生活保護に関すること。 5 避難行動要支援者への支援対策に関すること。(高齢者・障がい者・乳幼児等災害弱者) 6 災害弔慰金等に関すること。 7 遺体の収容及び埋葬に関すること。
	健康班 [保険健康課]	1 保健センター等施設設備の被害状況の把握に関すること。 2 医療救護班(医療関係者により構成)の編成、配置及び救護所の開設、応急治療並びに医療機関との連絡調整に関すること。 3 被災者の医療救護及び助産に関すること。 4 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。

部 名	班名[担当課]	事 務 分 掌
経済環境部 ◎経済観光課長 ○防災環境課長	環境班 [防災環境課]	1 災害による廃棄物対策に関すること。 2 被災地のごみ、し尿収集等公衆衛生に関すること。 3 災害時各種消毒及び飲料水の水質検査に関すること。 4 仮設トイレの調達・設置に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。
	農林班[経済観光課]	1 農林業関係の被害状況調査報告に関すること。 2 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること。 3 農作物病害虫防除対策、技術対策及び指導に関すること。 4 防除機具及び農薬の調整確保に関すること。 5 被害農家への災害融資に関すること。 6 農業施設の被害状況の調査報告に関すること。 7 農業施設の災害復旧工事に要する応急処置に関すること。
	商工班 [経済観光課]	1 商工業の被害調査及び災害復旧援助に関すること。 2 主要食料、副食、調味料等食料調達に関すること。 3 衣料品、日用品等生活必需品の調達に関すること。 4 救援物資の仕分け等に関すること。
建設部 ②建設課長 ○上下水道課長	建設班[建設課]	1 河川、堤防、道路、橋梁等の被害調査及び応急修理に関すること。 2 崖崩れ等の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 道路の封鎖、解除に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 建設業者との連絡調整に関すること。 6 建築資機材の調達、斡旋に関すること。 7 応急仮設住宅及び応急避難所設営に関すること。 8 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること。 9 その他応急土木建設対策に関すること。
	水道班 [上下水道課]	1 上下水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 被災者に対する飲料水の確保及び給水に関すること。 3 飲料水の水源の確保に関すること。 4 その他水道に関すること。
教育部 ◎学務課長 ○生涯学習課長	学校教育班 [学務課]	1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 児童及び生徒等の避難に関すること。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 4 災害時における応急教育計画に関すること。 5 教員及び学校教育関係要員の要請、受け入れ、配置に関すること。 6 学校の応急給食に関すること。
	社会教育班 [生涯学習課]	1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 と。 3 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告及び必要な対策に 関すること。
(各部)	総合支所班 [(各課)]	※上記事務分掌について、神泉地区に関する事務は総合支所班が 行う。

◎ 部長 ○ 副部長

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

(4) 本部長の職務代理者の決定

本部長が発災時に登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者のなかから次の順位で、本部設置等、必要な災害対策を行う。

第1順位 : 副町長第2順位 : 教育長

第3順位 : 防災環境課長

第4順位 :総務課長

第5順位 : その場における最高責任者

資料編 ○ 災害対策本部の組織及び事務分掌 P**

○ 神川町災害対策本部条例 P**

4 災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、本章各節に定めるところによるが、その 活動にあたっては、次の点に留意する。

(1) 待機体制の活動

●気象情報の収集

- ●気象情報の迅速な伝達及び町内広報
- ●県及び防災関係機関との連携
- ●本部の設置準備

●職員動員体制の確認

- ●応急資機材の点検
- ●災害用備蓄資器材の点検整備
- ●避難所の開設準備

(2) 非常体制(本部設置)の活動

本部設置時の措置	 ◆本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 ●県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡 ●現地対策本部の設置 ●応急対策用車両の確保 ●本部の配備状況の把握 ●被害速報の収集報告の指令(人的及び住家の被害速報の優先)
本部会議	 ●災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討 ●災害の規模及び動向の把握 ●救助法の適用等、災害対策の協議決定 ●本部長指令 ●自衛隊の災害派遣要請 ●災害対策の調整 ●配備体制の変更及び本部の閉鎖
情報連絡活動	 ◆本部命令の伝達 ◆被害状況の迅速的確な把握 ◆被害速報の集計及び報告 ●災害情報の整理 ◆水防情報の把握 ●災害情報の各部及び関係機関への伝達及び通報 ●気象情報及び土砂災害警戒情報の把握及び伝達 ●警察及び関係機関等の災害情報の照合
災害広報	災害情報及び災害対策の関係機関への報告災害情報及び災害対策の町内放送災害写真の撮影及び災害資料等の広報
災害警備対策	●避難者の誘導

	●被災者の救出救助●避難所の開設●交通規制
避難対策	●避難情報の発令及びその周知徹底●避難行動要支援者の避難誘導●避難状況の把握
機動力及び輸送力の確保	●災害対策車両の確保●道路橋梁の現状把握●町道における倒木等の障害物除去●道路交通の確保
自衛隊災害派遣要請	●水防活動●防疫給水活動●被災者の救助及び捜索●孤立地帯の把握及び救援
救助法適用対策	●被害状況の実態把握●救助法の適用基準該当の有無判定●救助の種類の判定●災害救助実施計画の策定●救助法に基づく救援活動
食料の応急対策	●災害用応急米穀の調達斡旋●副食物等の調達斡旋●乾パンの調達斡旋●野菜、魚介類の需給調整
給水対策	●給水源の確保及び給水方法●給水用器材及び容器の確保
防疫医療助産対策	●応急医療助産活動●食品衛生対策●防疫薬剤等の調達及び斡旋●医薬品、衛生資器材の調達及び斡旋●防疫環境衛生対策
農林水産応急対策	●水防活動(浸水、洪水防除を含む。)●農林畜水産被害の把握●家畜伝染病の防除●森林病害虫の防除●農林被害技術指導対策
土木応急対策	 ●水防活動 ●土木関係被害の把握 ●道路交通応急対策 ●直営工事応急対策 ●低地域浸水の防除対策 ●地すべり崖崩れ等の被害防止対策の徹底
被災者見舞対策	●被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員の派遣●被災者(死亡、行方不明、全壊半壊家屋)への見舞金等の措置
被災者に対する生活確保対策	●物価の値上がり防止対策●被災者の住宅対策●世帯更生資金対策●農林畜水産業復旧対策●租税及び学校授業料減免対策

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

- ●商工業復旧対策
- ●土木、教育公共施設関係災害復旧対策
- ●見舞金及び義援金品の受入れ及び配布方法
- ●被災者生活再建支援法に関すること。

5 初動体制の整備

- (1) 職員等動員計画の定期的な見直し
- (2) 非常参集体制の整備
- (3) 情報伝達手段の確保

第2節 職員の動員配備

応急対策

第1 基本方針

地震災害が発生した場合、適切な応急対策にあたるため、配備体制に沿って職員を動員するものとする。

第2 職員の配備体制

1 配備体制

【再掲】

西己	. 備 体 制	配 備 基 準	動員計画
	待機体制	原則として震度4の揺れが発表された場合	事前に指定された職員
地震	非常体制	原則として震度5弱以上の揺れが 発生した場合	災害対策に全機能を集中する ○総務班 ○連絡調整班 ○財務班 ○総合支所班 ○福祉班 ○健康班 ○環境班 ○農林班 ○商工班 ○建設班 ○上下水道班 ○学校教育班 ○社会教育班

第3 職員の動員体制

1 地震発生直後の初期対応

発災後の初期段階では、被害状況の把握、人命救助、避難所の開設に多くの職員を投入し、状況 に応じ職員を各配備に配置する。

(1) 初動体制にかかる要員

該当職員は、直ちに所定の場所に速やかに参集して、地震災害時の情報収集及び本部の設置 準備に当たる。

(2) 幹部職員

本部長又は副本部長は、地震被害等の情報を分析して、関係機関等への指令、要請等の初期対応を行う。

(3) その他の職員

大規模地震発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、緊急招集に備えて自宅で待機する。

2 勤務時間外の職員の動員体制

職員は、勤務時間外において大規模な地震が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの出先機関に参集し、各部長の指示に従い防災活動に従事する。

なお、勤務時間外に地震が発生したときは、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想されるので、先に参集した職員を初動班として、各種情報の収集伝達等の初動活動に従事する。

第4 災害時における職員の服務心得

1 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚 のもと、最善を尽くさなければならない。

2 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従いて防災並びに救助及び応急復旧活動に従事しなければならない。また、 勤務時間外においても万難を排して、可能な方法により直ちに参集し、配備につかなければならない。

3 服務の厳正

災害時は、特に果断即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期さなければならない。

4 担当業務の的確な履行

災害時における各部の担当業務は、的確かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業 務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各防災関係機関と密接に連絡協調し、問題 の解決に当たらなければならない。

5 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、迅速かつ懇切に接するよう心がけなければならない。

第5 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第3節 防災活動拠点

予防·事前対策

第1 基本方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、防災機能を充実させた新庁舎を平成31年に 建設した。今後も、防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動が実施で きるよう、防災活動拠点を適切に整備する。また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、 これらの拠点施設のネットワーク化を図る。

第2 防災活動拠点の整備

1 町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

災害対策活動拠点	役場本庁舎			
避難拠点	選 難 拠 点 各避難場所・避難所・福祉避難所			
物 資 備 蓄 拠 点 役場本庁舎、神泉総合支所、多目的交流施設、各防災倉庫				
物 資 集 積 拠 点 埼玉ひびきの農協集出荷場				
物 資 輸 送 拠 点 神川町防災ヘリポート:町営グラウンド(神川ゆ〜ゆ〜ランド内)				

[防災活動拠点一覧]

2 災害時に避難所が開設される公共施設等については、耐震診断を実施し、その調査結果をもと に補強工事等を行い、耐震化、不燃化を図る。

第3 緊急輸送網の整備

- 1 緊急輸送道路の指定
 - (1) 県による指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、 地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸 送ネットワークを整備している。

- ア 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- イ アの道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - 県本庁舎
 - 県地域機関庁舎
 - 市町村庁舎
 - 防災活動拠点(防災基地、県営公園、防災拠点校、災害拠点病院等)
 - 着岸施設 (河川)

(2) 町による指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、 あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び 緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

○役場本庁舎	、役場出先庁舎		丁内の関係機	関施設	○防災活動	助拠点	
○避難所	○町内の物資備蓄拠	L点、	輸送拠点	○臨時~	、リポート	等	

2 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐 震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上等を図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や がれき等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や、大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

平常時から応急復旧資機材の整備を行う。また、協定締結団体等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

資料編 ○ 避難所・避難場所一覧 P**

- 防災ヘリポート P**
- 県指定緊急輸送道路一覧 P**

第4節 事前措置及び応急措置等

第1 基本方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町長又は知事等は必要な応急措置を速やかに実施しなければならないため、必要事項を定める。

予防·事前対策

第2 救急救助体制等の整備

1 救急救助体制の整備

町は、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及 び町民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域にお ける救急救助体制の整備を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、 空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を 設定する。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路等、様々な状況を踏まえた上で、最終的 な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路の検討を行う。

(4) ヘリコプター搬送

震災時に、重症患者を迅速に搬送できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備を推進する。

(5) 効率的な出動、搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が 要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を 推進する。

資料編 。医療機関一覧 P** 。防災ヘリポート P**

応急対策

第3 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがある場合は、速やかに次の措置をとる。

1 出動命令等

- (1) 消防団員等に対して出動準備させ又は出動を命ずること。
- (2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し又は求めること。(災対法第58条)

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、 所有者若しくは管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の 除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。(災対法第59条)

3 避難の指示等

生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。(災対法第60条)

4 その他の応急措置等

- (1) 町長の応急措置に対しての責任(災対法第62条第1項)
- (2) 警戒区域の設定等(災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条)
- (3) 工作物の使用、収用等(災対法第64条第1項)
- (4) 工作物の除去、保管等(災対法第64条、同法施行令第25条~第27条)
- (5) 従事命令(災対法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条)
- (6) 災対法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。

(7) 損害補償

- ア 町は、保管、管理、使用及び収用の処分によって通常生ずる損失に対しては、補償を行う。 (災対法第82条第1項)
- イ 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、埼玉県市町村総合事務組合災害補償条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(災対法第84条第1項、同法施行令第36条第1項)

第4 救助法の適用基準

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任 された場合は、町長が行うものとする。

また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助 を必要とするときに実施する。

- (1) 町における住家の被害が40世帯に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が 2,500 世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用にあたっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

(1) 住家の滅失等の認定

項目	認定の基準
住家が全壊、全焼、全 流出等滅失したもの	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失し、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの ① 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家が半壊、半焼等著 しく損傷したもの	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの① 損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂 の堆積等により一時的 に居住不能の状態と なったもの	① 滅失及び半壊、半焼に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない 状態となったもの

(2) 住家及び世帯の単位

項目	内
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。学生を宿泊させている寄宿舎、下宿 その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、 原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 ① 炊事場、便所、離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。 ② アパート等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。 ③ 学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者がある場合は、住家とする。

Ⅱ 震災対策編 第3章 応急対応

4 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記2「救助法の適用基準」の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

連 絡 先	手 段
県災害対策課	電話、FAX、防災行政無線

5 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実 施 期 間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産		医療班派遣=県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは、町)
学 用 品 の 給 与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋 葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定=町 設置=県(ただし、委任したとき は町)
災害にかかった住宅の応 急 修 理	完成 1か月以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

[※]期間については、全ての災害発生の日から起算する。ただし、知事あてに申請し内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

6 救助法による救助の実施

救助法による救助の実施は、本編第5章「医療・救護活動」 (p. 107) 、第8章「避難」 (p. 143) 、第10章「物資の備蓄等」 (p. 169) 及び第11章「生活の再建」 (p. 182) 内に定めるところによる。

第5節 消防活動

第1 基本方針

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏洩等による二次災害を防止するため、消防機関による 迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。町、消防機関及び消防団は、活動 体制のため各種の整備を行い、また地域住民も通報や初期消火等に協力し、被害の甚大化を防ぐよ う努める。

なお、消防本部及び消防団の組織形態等については事故災害対策編第1節第2「消防計画」 (p. 312)を参照する。

予防・事前対策

第2 消防活動のための整備

1 街角消火器の整備

町は、火災の延焼を最小限でくい止めるため、街角消火器の設置、更新による初期消火により延 焼被害の軽減を図る。

2 消防資機材の整備

町は、消防団の必要な消防資機材を整備していく。

3 消防水利等の整備

町は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備を推進していく。また、事業所の保有水の活用、プールや河川等の自然水利の確保をより一層推進していく。

4 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員数が年々減少傾向にある。若手リーダーの育成、地域との連携による消防 団のイメージアップを図ることにより、青年層及び女性層の団員への参加を促進させ、消防団の活 性化とその育成を進める。

また、公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で町民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

資料編 ○消防団の組織概要 P**

○ 児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町)P**

応急対策

第3 消防活動

1 趣旨

地震による火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに消防応援を県に要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

2 消防活動

機関	活動内容
消防団	① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、居住地付近の町民に対し出火防止(火気の禁止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を行う。 ② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のため消火活動を、消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。 ③ 救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に避難させる。
	 ④ 避難誘導 避難情報の発令がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら町民を安全に避難させる。 ⑤ 情報の収集 早期の災害情報の収集を行う。 ⑥ 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

資料編 ○消防団の組織概要 P**

3 応援要請

(1) 手続き

知事への応援要請 依頼	町長は、町の消防力で対応が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。
消防相互応援協定	町長は、消防の応援を要請するときは、児玉郡市広域消防本部に応援要
による応援要請	請を指示する。

(2) 内容

町長は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

なお、消防相互応援協定に基づいた応援要請は協定書を参照する。

● 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

資料編 。災害時における埼玉県市町村間の相互応援に関する基本協定 P**

。児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町) P**

第4 住民団体の活動

被災者状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは初期消火に努める。また、要配慮者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。

なお、消防署、消防団が到着したときはその指揮に従う。

第5 町民の活動

町民は、まず身の安全を確保した上で、以下の出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちにとめる。
- 2 電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく。停電時における火気の使用及び電気器 具の使用による通電時の出火に注意する。
- 3 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。
- 4 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119 番通報については、火災発生、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第6節 公共施設等の応急対策

応急対策

第1 基本方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼす 生活関連施設と交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策 を実施する。

町は、公共施設等が被災し使用不可能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替体制の整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、被害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応援活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるよう以下の措置を講じるよう指導する。

- 1 避難実施要領の策定と周知
- 2 地震時における混乱の防止措置
- 3 緊急時の関係機関への通報
- 4 避難所の火災予防の徹底
- 5 福祉関係施設入所者の人命救助を第一
- 6 被害状況を本部に報告

第2 公共建築物

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等における倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定 し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度を判定し、二次災害を軽減、防止し、町民の安全を確保する。

なお、町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

2 被災度区分判定

被災区分判定調査は、地震による建物の耐震性性能の劣化度を調査、判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となる。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じて地方公共団体建築技術者、学識経験者、 建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の 防止に努める。

第3 生活関連施設

1 上水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から送水管、配水管の復旧を進める。 県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合に合わせる。

2 下水道施設応急対策

町は被害状況を把握し、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかったときは、支援体制に基づいて被災市町村の上下水道施設の応急復旧等の 支援を行う。

3 現地作業調整会議の開催

町は県と、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて現地事業所等で実動 部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第4 その他公共施設

- 1 不特定多数の人が利用する公共施設
 - (1) 施設利用者等を避難所に誘導し、混乱の防止及び安全を確保する。
 - (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。
- 2 家畜施設等

町長は地震が発生した場合、家畜及び家畜施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

- 3 医療救護活動施設
 - (1) 医療施設は、傷病者の生命保護を最重点に対応する。
 - (2) 医療施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急復旧を行う。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に救助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、救助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第5 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、本節第2「公共建築物」(p.86) に準じて応急措置等を行う。

第6 危険物施設

町及び消防本部は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、 危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導する。

- 1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置 危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- 2 危険物施設の応急点検 危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保

安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

- 3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置 危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- 4 災害発生時の応急活動 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に 応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- 5 防災関係機関への通報 災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
- 6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置 災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命 の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第7節 交通対策

応急対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通の運 行を確保する。

2 留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。町は、被害状況等の把握に努め、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

第2 交通応急対策計画

- 1 交通支障箇所の調査及び通報
 - (1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。
 - (2) 建設班が調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他災害の状況等を管轄する道路管理者に連絡する。
 - (3) 町は、前号の状況を直ちに児玉警察署、消防本部等関係機関の長に通報する。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次の方法 により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失及び埋没、橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により 早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な 措置を講じ、交通の確保を図る。

- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当な程度、途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により、適当な代替 道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保 を図る。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯の交通が途絶の状態 に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終 了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等の必要な措置とあいまって、集中的応 急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図る。
- (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- (6) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(特定大規模災害)等を受け、必要があると認められた場合、町は国及び県に工事の代行を要請ができる。

第3 交通規制対策

1 趣旨

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、児玉警察署及び町は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

2 交通規制実施責任者

実 施 者	規制種別	規制 理由等	規制対象	根拠法令
	(1) 災害により道路決壊等の危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩 行 者車 両 等	道路交通法 第4条	
公安委員会	公安委員会 通行の禁止 又 は 制 限	(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊 急 通 画 の 画 画	災対法 第76条
警察署長	同 上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩 行 者車 両 等	道路交通法 第5条
	同 上	(1) 災害発生時において車両等の通行 が著しく停滞し、又は混雑するおそ れがあり、当該道路における交通の 円滑を図るため、やむを得ないと認 めるとき。	車 両 等	道路交通法
警察官	車退交め異方の道の法通のな法の法の法の法の法の法の法の法のの	(2) 前号の措置を行うほかやむを得な いとき。	現あ両運に車の者	第6条第2項
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法 第6条 第3項
	通行の禁止 又 は 制 限	(4) 道路の損壊、火災の発生その他の 事情により道路において交通の危険 が生ずるおそれがある場合におい て、当該道路における危険を防止す るため緊急の必要があると認めると き。	歩 行 者車 両 等	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、決壊その他の事由により 通行が危険であると認められる場合	同 上	道路法 第46条 第1項

3 規制実施の連絡

道路管理者は、交通規制を実施する場合には、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を児玉警察署に連絡するとともに、道路標識の設置、迂回路の設定及び表示等を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、道路情報センター、報道機関又は防災行政無線を通じ、 交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努 めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町に対しても速やかに規制 の内容を通知する。

5 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の応急復旧作業

本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所及び防災重要拠点を結ぶ主要道路において、 町道については町長が啓開し、国道と県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策 の実施体制の確保を図る。また、速やかに関係機関に周知を図る。

(2) 事前協議の実施

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。

●復旧路線、区間

●復旧作業の相互応援

●復旧車線数

●協力建設会社との連携

(3) 作業順位の決定

町は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県(統括部、 警察本部)と調整の上、応急復旧順位を決定する。

(4) 放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため 緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等 においては、町が車両の移動等を行う。

資料編 ○ 県指定緊急輸送道路一覧 P**

6 車両の運転者の通行禁止等における義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、 車両を速やかに他の場所に移動する。

第4 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両として確認する車両は、次の各号の一に該当する業務に従事する車両とする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策が円滑に行われるよう、災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を緊急 通行車両等事前届出書により事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

3 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、県危機管理防災部長又は児玉警察署長から申出者に対し災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)で定めた標章及び証明書が交付される。

4 標章の提出等

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウィンドガラス上部に貼付し、証明書は運行中携行する。

5 標章等の返還

次の各号の一に該当するときは、標章等の交付を受けた使用者は、速やかに当該標章等を返還する。

- ① 緊急通行車両としての緊急業務が終了したとき。
- ② 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- ③ 緊急通行車両等が廃車になったとき。
- ④ その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

資料編 ○ 緊急通行車両等確認様式 P**

第8節 災害時の警備

応急対策

第1 基本方針

地震災害が発生した場合に、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持のため、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施するとともに自主防犯組織の整備を促進し、治安の万全を期する。

第2 平常時の措置

1 防犯意識の高揚

町長は、児玉警察署と連携し、平素から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に 関する広報を行い、防犯思想の普及に努める。

2 装備資機材の整備等

町職員は、平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努める。

3 自主防犯組織への支援・育成

町は、自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援 を行う。

第3 災害警備実施

災害警備実施は、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次に掲げる活動を行う。 町及び自主防犯組織は、災害の警備状況を把握するとともに、警備活動に協力する。

活動内容

- ●情報収集、伝達及び広報
- ●警告及び避難誘導
- ●人命の救助及び負傷者の救護
- ●交通秩序の維持

- ●犯罪の予防
- ●行方不明者の捜索
- 漂流物等の処理
- ●その他の治安維持に必要な措置

第4章 災害情報の収集及び伝達

第1節 災害情報体制の整備

予防・事前対策

第1 基本方針

1 趣旨

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に 収集、伝達、処理する必要がある。最新の情報通信技術の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、 総合的な災害情報体制を整備するよう努める。

2 留意点

(1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を埼玉県災害オペレーション支援システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえ整備を推進する。

(2) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集、伝達に 関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地 域に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備する。

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を 講じる。

1 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー、可搬型電源装置等を 確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

2 地震に対する備え

各種情報通信設備は転倒及び落下等を防ぐため、機器の固定や転倒防止措置を施す。

3 通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、役場本庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制の整備を検討する。

4 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡系統を明らかにする。また、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話株式会社埼玉支店、群馬支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店、群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

第3 情報収集伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、移動系防災行政無線を活用する。さらに、自主防災組織等からの通報、かけつけ通報も円滑に行われるよう、情報の受け入れ体制を整備する。

また、迅速かつ正確に被害報告を得るため、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (4) 情報収集機器の整備
- (5) 情報機器操作員の配置等
- 2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民、事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、インターネット等、多重・多様な手段での防災情報伝達を行う。

また、火災や地震等、緊急時の情報をあらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールで知らせる町防災情報メールの普及に努める。

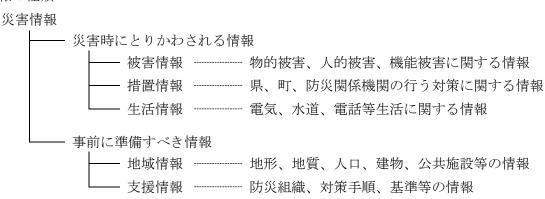
使用情報伝達手段 〇防災行政無線 ○町ホームページ ○広報紙 ○町防災情報メール ○町公式SNS 等

3 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町は、災害発生時に情報伝達に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、 情報伝達訓練を定期的に実施する。

第4 情報処理分析体制の整備

1 災害情報の種類



2 災害情報データベースの整理

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できる災害情報データベースを整備する。

Ⅱ 震災対策編 第4章 災害情報の収集及び伝達

災害情報データベースシステムは、地理情報システム(GIS)として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

3 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門 家の意見を活用できるよう努める。

第2節 災害時の情報通信

応急対策

第1 基本方針

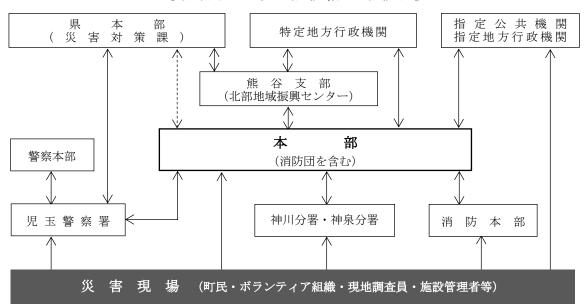
災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集する。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う 災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行う。

第2 被害状況等の報告通報系統

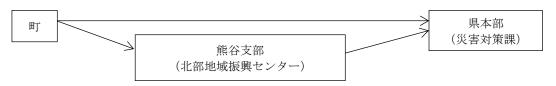
1 統括的系統図

[被害状況等の被統括的系統図]





[県災害オペレーション支援システムによる報告]



※災害時の状況により支部経由とする。

第3 災害情報計画

1 趣旨

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害 状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報 告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項につい て、同時に報告しなければならない。

2 基本事項

(1) 町の情報収集体制

町は、下表の主要警戒地点等に情報調査係を配置し、迅速かつ正確な被害情報の収集体制を とることとする。

[町内の主要警戒地点等]

施設名等	情報調査係
河川、用水路	
排水路、排水機場 ○八日市地内:排水路スクリーン ○肥土地内:八高線アンダーパス(排水機場) 一般町道 ○渡瀬地内:こだま神川CC進入路	- 職員等動員計画 に よ る
净水場 ○矢納地内:矢納浄水場 ○阿久原地内:高浜浄水場、住居野浄水場、阿久原浄水場 ○新宿地内:中央浄水場	
下水処理場 ○渡瀬地内:渡瀬浄化センター	
公園、ため池 ○矢納地内:城峯公園 ○新宿地内:新宿公園 ○二ノ宮地内:金鑚清流公園 ○新里地内:前池、羽根倉池、谷池	
その他土地改良施設全般	

(2) 情報総括責任者

災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

(3) 被害報告の系統

ア 被害報告は、連絡調整班において取りまとめるが、本部設置前は防災環境課において行う。

- イ 各部長は、町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を防災環境課長を経て町長に報告する。
- ウ 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行

- うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行う。
- エ 町長は、町防災会議構成機関に対し、必要に応じ被害状況及び応急対策等を報告する。
- オ被害状況等の報告及び取りまとめ担当課は、次のとおりとする。

	調	査	項	目			担		当		課
人	ŀ	的	被	E	害		町	民	福	祉	課
住	A S	家	被	E	害		建		設		課
公	共	建	物	被	害		総	合	政	策	課
文	教	施	設	被	害	教育	委員	会	学務課	・生涯	王学習課
農材	・畜産	産及び	農林美	Ě施設	皮害		経	済	観	光	課
公	共 土	: 木	施	設 被	害		建		設		課
上	下	水	道	被	害		上	下	水	道	課
商	工	関	係	被	害		経	済	観	光	課
医	療	施	設	被	害		保	険	健	康	課
福	祉	施	設	被	害		町	民	福	祉	課
火		災	被	ŧ	害		総 衤	務 課	• 地 域	総務	課
町	営	住	宅	被	害		地	域	総	務	課

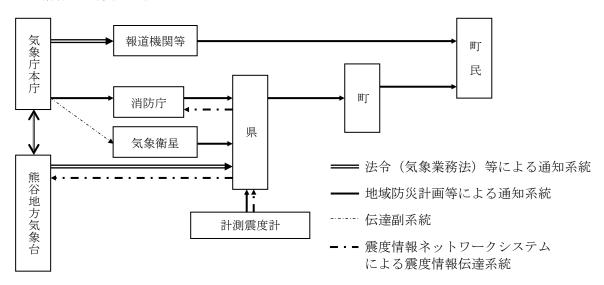
3 情報の収集

- (1) 町は、災害情報の収集にあたっては、消防本部及び児玉警察署と緊密に連絡するものとする。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、本部内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意しなければならない。
- (3) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所やその者を速やかに調査し、特定するものとする。
- (4) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。
- (5) 孤立集落については、早期解消の必要があることから、町及び各関係機関は、それぞれの所管する道路・ライフライン等の途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、共有するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な等要配慮者の有無の把握に努める。

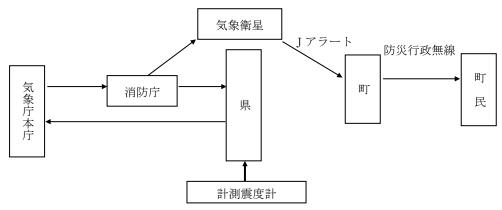
Ⅱ 震災対策編 第4章 災害情報の収集及び伝達

4 地震情報等の収集伝達

(1) 地震情報の収集伝達系統図



(2) 消防庁 J アラートによる地震情報の広報系統図



[地震情報の種類]

種類	内容
緊急地震速報	埼玉県北部に震度5弱以上が予測された場合、Jアラートにより 自動的に防災行政無線が流れる。

(3) 緊急地震速報の適切な活用

緊急地震速報は気象庁が発表し、これは全国瞬時警報システム(Jアラート)により町に伝達される。町は、防災行政無線等を活用し、対象地域の町民へ緊急地震速報を迅速かつ的確に伝達をする。

5 情報の報告

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告するものとし、県に報告ができない 場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 救助法の適用基準に合致するもの
- ② 町が本部を設置したもの
- ③ 災害が近隣市町にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①~④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対してとられた措置(本部の設置状況、主な応急措置の状況、その他必要事項)
- ⑥救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦その他必要事項

(3) 報告の種別と方法

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、以下の区分で報告する。

なお、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係 公共土木被害を優先して報告する。

		報告	方 法
種	類	県災害オペレーション 支援システム	同システムが使用不可能な場合
発生速報 被害速報		被害の発生直後に必要事項を入力	様式第1号「発生速報」により 防災無線FAX等で報告
(W音) 	経過速報	逐次必要事項を入力	様式第2号「経過速報」により、防災無線FAX等で報告
確定速報		様式第3号「被害状況調」により、 7日以内に文書で報告	、災害の応急対策が終了した後、

(4) 報告先

ア県

時 間	連 絡 先	手 段
勤務時間内	危機管理防災部 災害対策課	県災害オペレーション支援システム、
勤務時間外	危機管理防災部 当直	電話、FAX、防災行政無線

イ 消防庁

時 間	連 絡 先	手 段
平日 (9:30~18:15)	応急対策室	電話、FAX、消防防災行政無線、 地域衛星通信ネットワーク
上記以外	宿直室	地域倒生地にイットソーク

(5) 被害の判定基準

被害報告判定基準に定めるところにより判定する。

資料編 ○ 様式第 1 号 (発生速報) P**

- 様式第2号(経過速報) P**
- 様式第3号(被害状況調) P**
- 連絡先一覧 P**
- 被害報告判定基準 P**

第4 災害通信計画

1 災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合、次の通信施設の中から状況に適したもの を活用する。

(1) 報告又は通報先

県(本庁・出先機関)、防災関係機関

- (2) 災害通信の種類
 - ア 県防災行政無線
 - イ 県災害オペレーション支援システム
 - ウ 町防災行政無線
 - エ 一般加入電話(携帯電話を含む)
 - 才 FAX
- 2 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、 この計画の定めるところにより行う。

- (1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲
 - ア 警察機関
 - イ 消防機関
 - ウ 鉄道事業者

- (2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合
 - ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
 - イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の 必要があると認めたとき。
- (3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱が生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担 当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておく。

3 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を 利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通 信を利用する。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (4) 天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (キ) 遭難者救援に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため の資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。
- (3) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (サ) 災対法第71条第2項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (シ) 人心の安定上必要と認められる緊急を要する情報に関すること。

イ 非常無線通信文の要領

- (7) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

Ⅱ 震災対策編 第4章 災害情報の収集及び伝達

- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (カ) 余白に「非常」と記入すること。
- ウ 非常通信の依頼先 最寄りの無線局に依頼して非常の際の協力を得る。
- エ 非常通信の取扱料 原則として無料である。
- (2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、以下にすること。

連絡先	手段
関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、 関東地方非常通信協議会事務局	電話、FAX

4 全ての通信が途絶した場合の災害通信

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

第3節 災害時の広報

応急対策

第1 基本方針

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情等の広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成し、また、関係機関等の協力を得て収集する。

- 1 建設班の記録担当を派遣して撮影した災害写真等
- 2 県の地域機関、報道機関その他の機関及び町民等が取材した写真等
- 3 報道機関等による災害現地の航空写真
- 4 水防及び救助等応急対策活動を取材した写真
- 5 町長等が実施した避難に関する情報
- 6 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- 7 医療情報 (医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等)
- 8 被災者生活再建支援に関する情報
- 9 犯罪、流言飛語の防止に関する情報

第3 町民への広報

1 実施方法と内容

広 報	活	動	0)	実	施	広	報	内	容
町は、保存ができます。 町は、保存ができます。 のでは、保存ができます。 のでは、保存が	をする場合 無線 ネッ	。被 合は 。 ト (町	害状? 、県 <i>l</i>	兄によこ対し	ら必 に な報	② ・	ス及び水道に。	が情報と。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に に は ・ は に に は す る 情 に は す る 情 に し 、 の は も は も も も に し 、 の も も に し 、 の と の に の と の に に に に に に に に に に に に に	こと。 災害防止情報 マンド等に関す 手防止に関する

2 留意事項

人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、ガス、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

広報の際には、要配慮者や被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、 情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

第4 報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に情報を伝達できる。そのため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。その場合、規模が大きく、また、長期間にわたる災害については、発表時間を定めて行うなどの措置をとる。報道機関との調整は、連絡調整班が行う。

災対法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、株式会社テレビ埼玉、株式会社エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請する。

第5 広聴活動

- 1 広報車による広報活動と同時に、地域における広聴活動を強化する。
- 2 町民から災害についての要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに担当職員又は防災 関係機関に連絡し、早期解決に努める。

また、必要により被災地及び避難場所等に臨時被災者相談所等を設置し、関係機関の協力を得て、 被災者の相談、要望、苦情等の聴取及び対応が速やかに図れるよう努める。

町は、県による情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

第5章 医療・救護活動

第1節 医療体制等の整備

予防・事前対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に、対応していかなければならない。災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

2 留意点

災害発生直後は、119 番回線の使用集中又は不通、交通混雑等による救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

第2 初期医療体制の整備

- 1 体制の整備
 - (1) 初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主 防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

● 救護所の設置

● 自主防災組織等による自主救護体制の整備

● 救護班の編成

● 医薬品等の備蓄

- 救護班の出動
- (2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、救護班の活動を支援するための計画を 定める。

2 留意点

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

- (2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化
 - 自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を実施する。
- (3) 医薬品等の備蓄体制の強化

災害発生直後に、救護班の派遣等、早急に医療体制を編成するため、診療所等に医療用資器 材、医薬品を備蓄する。

資料編 ○ 医療機関一覧 P**

第3 後方医療体制の整備

1 後方医療機関

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

2 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

- (1) 既存入院患等の治療の継続
- (2) 災害による傷病者の受入れ
- (3) 救護班の派遣
- 3 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の 防災措置について整備を推進する。

- 医療施設等の耐震化及び不燃化
- 医薬品、救急救護資器材の備蓄及び配備
- 水、食料の備蓄及び配備
- 自家発電装置等の備蓄及び配備
- 医療要員の非常参集体制の整備
- 救護班の編成
- 傷病者の円滑な受入体制の整備

4 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と消防本部等における十分な情報連絡機能を確保するべく、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第4 医療保健応援体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が町内全域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資器 材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医 療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体等との協力体制の確立に努め る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護 局面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

第2節 救急救助・医療救護

応急対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する必要がある。

2 活動項目リスト

救急、救助	● 救急、救助における出動● 救急、救助体制の整備● 救急、救助における活動● 他機関への応援要請
傷病者搬送	●傷病者搬送の手順●傷病者搬送体制の整備
医療、助産	● 医療救護活動● 助産救護活動
精神科救急医療の確保	_
保健衛生	●感染症、二次被害予防●精神ストレスへの対応
血液等の供給	● 災害時における血液等の供給計画

3 留意点

(1) 効率的な出動、搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、傷病の種類や緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と処置が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制、搬送体制の整備が必要である。

(2) 柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが求められる。

(3) 消防機関、医師会等との連携

各地域における負傷者数や医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握できるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。各医療機関、保健所、本庄市児玉郡医師会及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

第2 救急、救助

- 1 救急、救助における出動
 - (1) 救急、救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
 - (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。
 - (3) 町長は必要に応じて、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動要請を知事に依頼する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる 限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急、救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる 現場を優先に、効果的な救急、救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急、救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急、救助活動を行う。
- 3 救急・救助体制の整備

町は、消防団車両に救急、救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対して、救命講習の受講を推進する。また、消防団等を中心とした各地域における救急、救出救助体制の整備を図る。

4 他機関への応援要請

- (1) 消防相互応援協定による応援要請
- (2) 町長による応援出動の指示
- (3) 緊急かつ広域的な応援要請
- (4) 要請上の留意事項
 - ア 要請の内容
 - イ 応援隊の受入体制
- 5 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○ 消防相互応援協定(藤岡市) P** ○ 児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町) P** ○ 災害時の医療救護活動に関する協定(本庄市児玉郡医師会) P** ○ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(本庄市児玉郡歯科医師会) P** ○ 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 P** ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第3 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

災害により適切な医療を必要とする傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、災害拠点 病院等の後方医療施設へ迅速に搬送する。

(1) 傷病者搬送の判定

トリアージの実施結果を踏まえ、医療機関に搬送する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、消防本部その他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。

イ 重傷等は、必要に応じて、県に防災へリコプター及びドクターへリコプターの要請等を行う。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 傷病者搬送の要請を受けた消防本部その他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に 基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

イ 健康班は、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷 病者を搬送することができる。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、トリアージの実施結果等により搬送順位を 決定する。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路等、様々な状況を踏まえた上で、 最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路の検討を行う。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関と の連絡体制を確立させておく。

資料編 ○ 医療機関一覧 P**

○ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定 P**

第4 医療、助産

- 1 医療、助産救護活動
 - (1) 医療救護班の編成

被災地における医療助産を確保するため、町内医療機関及び本庄市児玉郡医師会に応援を要請して、医師、看護師、町職員という構成の医療救護班を編成し、災害の程度に即した医療助産活動を行う。

[医師会への医療救護班派遣要請系統]



(2) 実施方法

- ア 医療及び助産は医療救護班が行うが、その場合には原則として救護所を町内医療機関に設置し活動に当たる。
- イ 医療救護班だけで医療助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ日赤埼玉県支部等、医療 関係機関、他市町村、さらには隣接県に次の事項を示し応援要請を行うものとする。
 - ① 医療対象地区
 ③ 医療内容
 ⑤ その他必要となる事項

 ② 医療対象人口
 ④ 救護班の数及び集合場所

ウ 仮設救護所の施設

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難所、公民館等公共施設及び災害 現場に仮設救護所を設置する。

なお、仮設救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

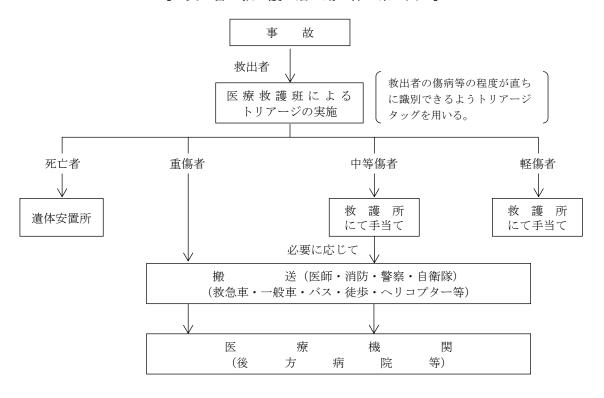
(3) 医療活動

町は、町内医療機関及び本庄市児玉郡医師会等との協力のもとに、活動場所に応じた医療救護を実施する。

なお、救護活動体系の一例としては、図のとおりである。

災害現場	① 重症患者に対する救急蘇生術の施行② 病院又は診療所への収容③ 傷病者の重症度(患者の振り分け業務)、後方医療機関への移送の要否及び順位の判定④ 死亡の確認
避 難 所 及 び 救 護 所	① 移送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療② 医薬品、その他の衛生材料の支給③ 傷病者の重症度(患者の振り分け業務)、後方医療機関への移送の要否及び順位の判定④ 病院又は診療所への収容⑤ 看護⑥ 死亡の確認
医療施設	 処置、手術その他の治療及び施術 分べんの介助 分べん前後の処置・診断 診察 死亡の確認

[災 害 救 護 活 動 体 系 図]



2 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化 し、緊急に入院が必要な精神的障がいが認められた者がいる場合は、精神科医療機関の協力を得な がら、適切な診療体制を確保する。

3 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、受け入れ可能な医療機関の 把握に努める。

Ⅱ 震災対策編 第5章 医療·救護活動

4 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療、助産活動の実施を待つことができず、町が医療、助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲内において県に請求することができる。

| 資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等は、原則として町内医療機関に備蓄されている ものを使用し、不足する場合には薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合 は、本庄保健所及び県に次の事項を明示し、要請する。

- 1 品目別必要数量
- 2 必要日時
- 3 運搬方法
- 4 集積場所

第6 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、 被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関又は県に埼玉DPAT(埼玉県災害派遣精 神医療チーム)の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

第3節 防疫対策

第1 基本方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

予防・事前対策

第2 防疫についての予防・事前対策

1 防疫活動

町は、動員計画に基づいた防疫活動を迅速に行う。また、応援の受け入れ体制を整備する。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄に努める。

応急対策

第3 防疫についての応急対策

1 趣旨

被災地に発生する感染症の予防を実施し、防疫に万全を期する。

2 実施責任者

防疫の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ、要員及び資機材の応援を要請する。

3 防疫措置の実施

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態 様等に応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行う。

- 感染症予防委員の設置
- 清掃方法及び消毒方法の実施
- ねずみ族、昆虫等の駆除

- 飲料水等の供給
- 感染症患者の収容
- 臨時の予防接種

4 実施区域の基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する区域から優先して防疫業務を実施する。

- (1) 下痢、発熱等有症者の多発区域
- (2) 避難所
- (3) 滞水区域、その他衛生条件が良好でない区域
- 5 実施方法
 - (1) 実施担当

環境班が行う。必要に応じ要員を雇い上げ、被害状況の把握、防疫業務の実施、町民への衛 生指導及び広報活動、患者の収容等を行う。

Ⅱ 震災対策編 第5章 医療·救護活動

(2) 具体的活動

- ア 防疫活動は、まず防災行政無線及び広報車等により広報を行い、本庄保健所との緊密な連絡のもとに実情に即した指導を行う。
- イ 災害の状況等により、健康班と協力し、被災地及び避難所における感染症患者等の早期発 見に努めるとともに、感染症予防上必要と認めるときは、感染症患者等を適切な場所へ収容 隔離する。
- ウ 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の消毒やねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- エ 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- オ 汚水停溜の場所及び湿潤場所を埋め、又は排水をよくするよう指導又は指示を行う。
- カ 疾病の蔓延を防止するため必要と認めるときは、その区域及び期日等を指定して予防接種 を実施する。

キ 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、防災行政無線、広報車及び報道機関等の活用により、速やかに 地域の町民に対する予防教育及び広報活動を行い、感染症及び食中毒予防等に関する注意 事項を周知する。

6 防疫用機器及び薬品

(1) 防疫用機器

防疫用機器は関係機関及び地域住民等から借り上げる。

(2) 防疫用薬品の調達

防疫を実施するため必要とする薬品の調達は、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、 緊急確保の体制を整備しておくものとし、町長は調達が不足又は困難なときは、知事に調達の 斡旋を要請する。

第4節 遺体の取扱いと埋・火葬

第1 基本方針

災害発生時には、埋・火葬資材の不足や火葬場の能力を超えた需要が考えられる。また、行方不明者の発生も予想される。これらの適切な処置の実施や体制整備を図る。

予防・事前対策

第2 埋・火葬のための資材、火葬場等の確保

町は、遺体収容所を事前に指定するよう努める。施設選定においては、死者への尊厳・遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認等の実施を念頭に置く。

町は、震災時に埋・火葬の資材や火葬場が必要な場合に備えて、あらかじめ関係業者及び近隣市町と協定を締結するなど対策を進める。

応急対策

第3 遺体の取扱いと行方不明者の捜索

1 趣旨

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索、収容、検視 (見分)及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。 なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

- 2 遺体及び行方不明者の捜索
 - (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索を行う。
 - (2) 遺体及び行方不明者の捜索活動は、町長が消防団に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し児玉警察署と協力して実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。
 - (3) 町のみでは捜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により 他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町並びに遺体漂着が予想される市 町村に対して、次の事項を明示して要請する。
 - 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
 - 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
 - ●応援を要請する人員又は舟艇、器具等
- 3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

4 遺体の処理

① 検視 (見分)	警察官は、検視(見分)を行う。
② 検案	救護班(医師)は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
③ 輸送	警察官による検視(見分)及び救護班(医師)による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
④ 遺体収容所(安 置所)の開設	町は、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 上記収容所(安置所)に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具(納棺用具等)を確保する。 遺体収容所(安置所)には、必要に応じて検視(見分)、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	町は、検視(見分)、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

5 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施する。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として児玉郡市広域市町村圏組合斎場 こだま 聖苑で実施する。
② 町に漂着した遺体	遺体が町(救助法適用地域外)に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族、親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。
③ 被災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録して前記に準じて実施する。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。 (1) 棺(付属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

火葬場の所在地は、次のとおりである。

名称	住	
児玉郡市広域市町村圏組合斎場 こだま聖苑	美里町大字木部537-4	

(2) 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族、親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺等の不足から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

第6章 応援の要請

第1節 自衛隊への災害派遣要請

応急対策

第1 基本方針

災害の様態及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

1 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。

2 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要

性があること。

3 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

第2 災害派遣活動の範囲

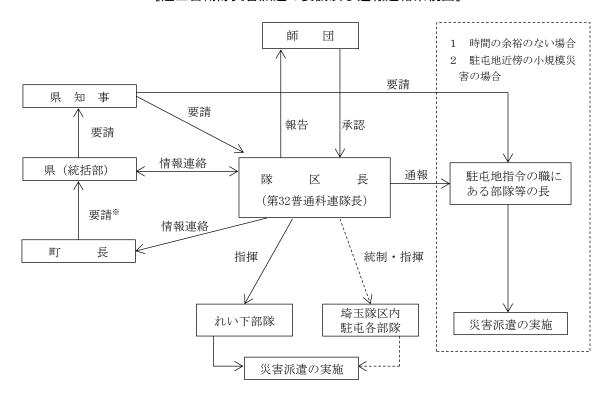
自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため 必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場 合とし、おおむね次のとおりとする。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送
- 3 避難者の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路等、交通上の障害物の除去
- 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 人員及び物資の緊急輸送
- 10 炊事及び給水支援
- 11 救援物資の無償貸付け又は贈与
- 12 交通規制の支援
- 13 危険物の保安及び除去
- 14 予防派遣
- 15 その他

第3 災害派遣の要請

1 連絡系統

[陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図]



※県に要請ができない場合は、直接最寄り部隊等に通報を行う。



2 県に対する災害派遣要請の依頼

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、町長が行う。
- (2) 町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課(統括部)に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

記載事項

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

Ⅱ 震災対策編 第6章 応援の要請

3 連絡先

(1) 県

時間	連 絡 先	手 段
時間内	危機管理防災部危機管理課	電話、FAX、
時間外	危機管理防災部当直	防災行政無線

(2) 自衛隊

部隊名			連	絡 責	任 者	
(駐屯地等)	時	間	内	時	間	外
陸上自衛隊 第32普通科連隊(大宮)	2,47	第3科長		部隊当	直司令(連帯夜	間当直)
陸上自衛隊 第1師団司令部(練馬)		3 科長又 仿衛班長		第	1 師団司令部当 駐屯地当直司令	
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部(入間)	運	用第2項	E長	#	¹ 空司令部当直幕	幕僚
海上自衛隊横須賀 地方総監部(横須賀)		防衛部長 防災主任		オペ	レーション室当	直幕僚

資料編 ○ 連絡先一覧 P**

第4 災害派遣部隊の受入体制の確保

1 緊密な連絡体制

知事、町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償 問題等が発生した際の相互協力と必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡をとり協力す る。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業 を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の 基準により確立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関 係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

確立基準

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業の優先順位
- ③作業に要する資材の種類別保管 (調達)場所
- ④部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総務班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し以下の施設等を準備する。

利用目的	施 設
本部事務所	役場本庁舎又は神川町中央公民館
宿舎	公共施設又は民間施設 (野営の場合、神川町営グラウンド)
材料置き場 (野外の適当な広さ)	神川町営グラウンド
駐車場(車一台の基準3m×8m)	神川町営グラウンド
ヘリポート (2方向に障害物がない広場)	神川町営グラウンド

| 資料編 ○ 防災ヘリポート P**

第5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議の上、知事に撤収要請を行う。

第2節 相互応援協力

応急対策

第1 基本方針

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

第2 相互応援協定

- 1 町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求めることができる(災対法第 67 条)。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。こうした事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。
 - (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
 - (2) 町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
 - (3) 職員が被災し切迫した事態のとき。
- 2 町長は、各相互応援協定に基づき、相互に応援する

資料編 ° 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 P**

- 災害時における相互援助に関する協定書(多古町) P**
- 神川町・神河町災害時相互応援に関する協定書(神河町) P**
- 児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町)P**
- 消防相互応援協定(藤岡市) P**

第3 県への応援要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県(災害対策課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急 措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品 名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措 置内容) 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の斡 旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都 道府県の職員又は他都道 府県の市町村の職員の派	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員 数	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法

要請の内容	事項	備考
遣又は派遣の斡旋を求め る場合	3 派遣を必要とする期間4 派遣される職員の給与その他の勤務条件5 その他参考となるべき事項	第252条の17
NHKさいたま放送局、 株式会社テレビ埼玉及び 株式会社エフエムナック ファイブに放送要請の斡 旋を求める場合	 放送要請の理由 放送事項 希望する放送日時及び送信系統 その他必要な事項 	災対法第57条

1 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による彩の国災害派遣チームの派遣を要請することができる。

2 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。これは全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援、の2つが主な目的である。

第4 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

また、相互の協力が円滑に行われるよう、あらかじめ協議を行う。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡調整班に連絡窓口を定めておく。

(2) 受入施設の整備

町長は、県や他市町村からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設として、埼玉ひびきの農協集出荷場を指定している。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他 作業に必要な受入体制を確立する。

第5 広域一時滞在と広域避難

1 趣旨

町長は、町内に災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内での避難のための立退きが困難であり、かつ、町民の生命、身体を保護するため、町外への広域一時滞在又は広域避難の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて県内他市町村と協議すること又は知事に県外他市町村との協議を要請することができる。

2 広域一時滞在と広域避難

- (1) 県内他市町村と協議の際は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告をすることが困難なときは、協議の開始後速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 知事に対し、広域一時滞在又は広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力(施設数、施設概要等) その他広域一時滞在若しくは広域避難に関する事項について助言を求めることができる。
- (3) 協議を受けた市町村長(以下「協議先市町村長」という。)は、要避難者を受入れないこと について正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れ、避難所等を提供する。また、協議 内容を避難所等管理者その他必要な者に通知する。
- (4) 町長は、広域一時滞在若しくは広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその 旨を協議先市町村長及び提供を受けた避難所等の管理者に通知及び公示するとともに、知事へ 報告する。
- (5) 協議先市町村長は、上記工の通知を受けたときは、速やかに必要な者に通知する。

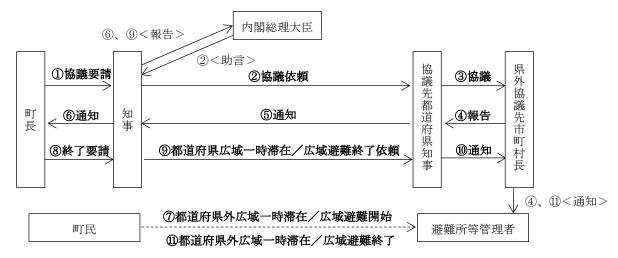
知事 ①、③<報告> ②、4<報告> ①<助言> ①協議依頼 議先市町 町 ②受入 長 村 ④広域一時滯在/広域避難終了依頼 長 ③広城一時滯在/ ②、④<通知> 広域避難開始 町民 避難所等管理者 ④広域一時滯在, 広域避難終了

[広域一時滞在/広域避難の流れ]

3 都道府県外広域一時滞在と都道府県外広域避難

県外への広域一時滞在又は広域避難は、上記(1)の協議について、各都道府県知事を介して行う。また、知事は都度、内閣総理大臣に報告する。ただし、事態が緊急を要すると町長が認める場合には、直接都道府県外の市町村に協議をすることができる。この際、町長はあらかじめ知事に報告するものとする。

[都道府県外広域一時滞在/都道府県外広域避難の流れ]



4 町の備え

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在又は広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 広域避難者への配慮

- (1) 町及び県は、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体(被災他市町村)と避難先(町・県)が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (2) 町及び県、防災関係機関は、他市町村避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、避難行動要支援者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅 への避難者、所在を把握できる避難者に配慮した伝達を行う。

6 受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、町避難者受 入支援本部(仮称)を組織の上、以下の対応を行う。

組織	支 援 内 容
避難者受入支援本部(仮称)(状況に応じ防災環境課を中心に関係各課で構成)	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、斡旋 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報(二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等)の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

第6 相互応援協力の確立

町長は、知事、他の市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力するようにしなければならない。(災対法第67条)

第7 物資の無償貸付け及び譲与

町は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき又は必要と認める場合は、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等を無償又は低廉な対価で貸し付け、譲与若しくは譲渡するよう努める。(災対法第86条)

第8 県に対する防災へリコプター出動要請

災害に際し防災へリコプターの活動を必要とする場合には、本章第4節「県防災へリコプターの 応援要請」(p. 134) の定めるところにより知事に防災へリコプターの出動要請を行う。

資料編 ○ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定 P**

第9 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、本章第1節「自衛隊への災害派遣要請」(p. 120) に定めるところにより知事に自衛隊の派遣を要請する。

第10 要員の確保

1 労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、労働者の雇上げや熊谷公 共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期する。

(1) 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、以下の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇 上げによって行う。

- ●被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- ●被災者の救出
- ●飲料水の供給

- ●救助用物資の整理分配及び輸送
- ●遺体の捜索
- ●遺体の処理
- 緊急輸送路の確保

(2) 実施責任者

奉仕団の動員又は労働者の雇上げは、町長が行う。ただし、災害の程度、規模等により、町において要員の確保ができないときは、必要な要員の応援を県に要請する。また、救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する労働者の雇上げに関することや、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。

(3) 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、資料編に掲げる範囲 内において町が県に請求できる。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

2 奉仕団の動員及び活動

要員が不足するとき、又は円滑に応急対策を実施するために民間奉仕団体への協力要請を行う。

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、災害対策の実施に奉仕する次の団体をもって編成する。

- ア 日本赤十字社奉仕団
- イ 神川町青少年相談員
- ウその他
- (2) 奉仕団の活動内容

主な奉仕作業	作 業 内 容
避難者誘導活動	避難者を安全地帯に避難させる。
緊急活動	被災者の救出及び救護活動に当たる。
炊き出し活動	被災者の炊き出しを行う。
避難所活動	避難所に収容した被災者の世話をする。
物資配給活動	食料、衣料その他の給与物資を受けて被災者に配給する。
その他の活動	被災者の家財等の監視 義援金品の募集及びその受付事務、義援物資の整理輸送、配分等の 奉仕、がれき及びごみの片づけ

3 要員雇上げによる確保

- (1) 応急対策に必要な要員が不足又は特殊作業のため労力が必要であるときは、その要員を雇い上げる。
- (2) 町長は、要員が不足又は雇上げが困難なときは、知事を通じて公共職業安定所長へ要請する。
- (3) 雇上げ労働者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域に おける通常の実費程度とし、町で負担する。

4 連携体制の確保

(1) 民間団体、企業との連携

町は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を 行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

(2) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

第3節 広域応援の受入れ

応急対策

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、国をはじめ、より広域的な範囲からの応援を必要とすることが想定されため、応援の受け入れ体制を整備する。

第2 国からの応援受入れ

1 趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国からの応援及び斡旋を 円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療等の活動資源を 有し、必要な災害活動の斡旋を行う権限を有しているので、県及び町は、相互の連絡を密にし災害 時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、応援団体からリエゾン(情報連絡員)や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

3 町が行う対策

- (1) 受入体制の整備
 - ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化に努める。
 - イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- (2) 応援受入れの対応
 - ア 受入窓口
 - イ 応援の範囲又は区域
 - ウ 担当業務
 - エ 応援の内容
- (3) リエゾン等への配慮
 - ア 活動場所の提供
 - イ 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
 - ウ 本部会議等への参加機会の提供
 - エ 仮眠場所の提供
 - オ リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
 - カ リエゾン等が自ら携行品(食料、文房具、パソコン等)を準備できない場合、携行品を提 供

第3 地方公共団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合や、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、町は、県及び他市町村と連携し、受入体制を確立する。

- (1) 応援体制の種類
 - ア 応援協定市町村
 - イ 県内他市町村
 - ウ 県外の他市町村
- (2) 応援活動の種類と機関
 - ア 災害救助に関連する業務(例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
 - イ 医療応援に関連する業務 (例:医療班の派遣、医薬品の提供等)
 - ウ 被災生活の支援等に関連する業務 (例:物資の応援、応急危険度判定等)
 - エ 災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉)

資料編 ○ 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 P**

- 災害時における相互援助に関する協定書(多古町) P*
- 神川町・神河町災害時相互応援に関する協定書(神河町) P**
- ・児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町)P**
- 消防相互応援協定(藤岡市) P**

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

- (2) 応援受入れの対応
 - ア 受入窓口
 - イ 応援の範囲、区域及び制約条件
 - ウ担当業務
 - エ 応援の内容
 - オ 交通手段及び交通路の確保

第4 ボランティアの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。 ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

Ⅱ 震災対策編 第6章 応援の要請

2 町が行う対策

(1) ボランティア受入体制の整備

町内外からボランティアを円滑に受入れ、被災者支援に資することを目的として、町及び社会福祉協議会は、県及び県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部等と迅速に協議を行い、 災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 関係機関との調整

災害ボランティアセンターの運営は、町、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となって行い、県及び県社会福祉協議会等との連携のもと、災害ボランティアセンターにおいて効果的なボランティアコーディネートが行えるよう、関係機関との連絡調整等を図る。

- (3) 災害支援のボランティア活動の例示
 - ○一般作業:炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
 - ○特殊作業:アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、 介護、通訳、手話等
 - ○ボランティアコーディネート業務
 - ○砂防ボランティア
 - ①渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
 - ②土砂災害時の被災者の救助活動
 - ○被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
 - ○帰宅困難者の中で協力可能な医師等の医療保護活動
 - ○災害時動物救護活動ボランティア
- ○埼玉県地域防災サポート企業・事業所

竺

(4) ボランティアの受入れと活動の支援

ア 町は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボラン ティアセンターを設置する。

- イ 災害ボランティアセンターは、町、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、 次の業務を行う。
 - (ア) ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。
 - (4) 町のみでボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請するとともに、町外あるいは県外からもボランティアを受入れることとする。

第5 公共的団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

県及び町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密に して災害時に協力体制が十分発揮できるよう受入体制の整備を確立する。

(1) 町が行う対策

被災地域にある所掌事務に関係する公共的団体と、応急対策等にあたって積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

○日赤奉仕団	○医師会	○歯科医師会	○看護師協会	○社会福祉協議会
○農業協同組合	○森林組合	○商工業関	係団体 〇商コ	工 会
○生活協同組合	○青少年相	談員 等		

イ 活動

- ○異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ○災害時における広報等に協力すること。
- ○出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ○避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ○被災者の救助業務に協力すること。
- ○炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- ○被害状況の調査に協力すること。
- ○被災者のごみの収集運搬に関すること。
- ○避難所及び避難場所の清掃に協力すること。 等

第4節 県防災へリコプターの応援要請

応急対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害時又は被害の軽減を図るための情報収集段階において、必要であれば県防災へリコプターの応援要請を行うことができる。

2 現況

県は、防災へリコプターを保有しており、緊急搬送、山岳救助等災害対応を行っているほか、 市町村等からの要請を受けての出動等多くの活動を実施している。また、近隣都県と協定を締 結し、相互応援を図っている。機体の操縦・整備・格納は民間に委託、隊員は消防本部から派 遣をうけて運営している。

第2 活動体制

防災ヘリコプターの運航については、埼玉県防災航空隊運営管理要綱及び埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領の定めるところによるほか、県防災計画に基づく県防災ヘリコプターの緊急運航は、次のように実施する。

防災活動の出動 災害応急対策及び被害の軽減を 図る目的で情報収集に出場	●目視、撮影等による情報収集 ●ヘリコプターテレビ映像伝達システムによる状況伝達 ●上空からの指揮支援活動
消防活動の出場	●相互応援協定に基づく出場●埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動要請に基づく出場●避難誘導における有効な搬送手段と判断された場合、人員搬送に出場
救急活動の出場	●傷病者を後方医療機関へ搬送●活動人員及び資機材等を搬送●血液等及び医療器材を搬送●救援物資搬送

第3 県への応援要請

町長等は、知事に対して、「埼玉県防災へリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請を 行うことができる。

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防 災航空隊出場要請(受信)書」を、FAXで送付することにより行う。

●災害の種別

●飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

●災害の発生場所及び被害の状況

●応援に要する資機材の品目及び数量

●災害発生現場の気象状態

●その他必要な事項

第7章 土砂災害の予防及び被害の防止

第1節 土砂災害の予防

予防・事前対策

第1 基本方針

1 趣旨

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、町民の生命、身体、財産等に被害が 生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するため の対策について定める。

2 留意点

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

第2 地すべり危険箇所の予防対策

1 現況

町における地すべり危険箇所は7か所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの又は活動が予測されるものである。

資料編 ○ 地すべり危険箇所一覧 P**

2 地すべり対策

(1) 指定の促進

「地すべり等防止法」に基づき地すべり防止区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- ア 地すべり防止工事の施工
- イ 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- ウ 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限

町は、危険箇所について関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。また、地すべりによる危険が切迫している場合の避難情報について迅速に対応できるよう、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 対策工事の促進等

昭和 33 年 3 月地すべり等防止法の制定により、地すべり対策事業を県に要請するとともに危険箇所の周知に努める。

第3 土石流危険渓流の予防対策

1 現況

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配3度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に 被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流を

Ⅱ 震災対策編 第7章 土砂災害の予防及び被害の防止

いう。

町内の土石流危険渓流箇所は、35か所存在している。

土 石 流 危 険 渓 流 Ⅰ	保全人家が5戸以上又は保全人家が5戸未満であっても官公 署、学校、病院、発電所等のある場所に流入する渓流	20渓流
土 石 流 危 険 渓 流 Ⅱ	保全人家が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流	15渓流
土石流危険渓流に準ずる渓流	現在、保全人家が0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性 があると考えられる区域に流入する渓流	なし
É	計	35渓流

資料編 ○ 土石流危険渓流箇所 P**

2 土石流対策

(1) 砂防事業の推進

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多いため、公共施設等の存する渓流について、砂防ダム・堰堤等(特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては透過型砂防堰堤)の整備促進を県に働きかけていく。また、砂防指定地管理については、本庄県土整備事務所と連携し、規制に努める。

(2) 十石流危険渓流の周知

町は、町民に対し土石流危険渓流に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

第4 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

1 現況

町における急傾斜地崩壊危険箇所は、44か所指定されている。

急傾斜地崩壊危険箇所	被害想定区域内で人家が5戸以上等(5戸未満であっても)官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設。	自然斜面	13か所
(I) 急傾斜地崩壊危険箇所	等のある場合を含む。)ある箇所 被害想定区域内で人家が1~4戸ある箇所	人工斜面	0か所
		自然斜面	20か所
(Ⅱ) 	被害想定区域内で人家がない箇所	人工斜面	0か所
		自然斜面	7か所
に準ずる斜面 (Ⅲ)	都市計画区域内であること	人工斜面	4 か所
合	計	44%	が所

資料編 ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 P**
○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 P**

2 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 対策事業の推進

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 44 か所あり、このうち1箇所が「急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。これらの区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

ア 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長 又は誘発するおそれのある行為の制限

- イ 土地所有者等の土地保全の努力義務
- ウ 改善措置の命令
- エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工
- オ 災害危険区域の指定
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、町民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

第5 山地災害危険地区の予防対策

1 現況

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。 森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位 等となった荒廃地や荒廃した森林を回復するため、県によって治山事業が実施されている。また、 小規模な事案は町が実施している。

2 保安林の指定等

山地災害から町民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適 正に維持管理を行う。町内の保安林面積は、令和3年4月末現在838haである。

[保 安 林 の 指 定]

水源かん養保安林	森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。
土砂流出防備保安林	表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。
土砂崩壊防備保安林	急峻な山地の崩壊を防止する。

3 山地災害対策

(1) 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、県によって荒廃山地や山地災害 危険地区を対象に、災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進している。

(2) 山地災害危険地区の情報提供

町は、既設工作物について亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、山地災害危険地 区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知や避難行動等、自主的な防災活動が行え るような普及啓発を行う。

第6 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図る。

- 1 警戒避難体制の整備
 - (1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供
 - (2) 避難情報の発令基準

本章第2節第2 1(5)「避難情報の判断基準」(p.139) による。

(3) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町内には、土砂災害警戒区域が79か所あり、このうち72か所が特別警戒区域に指定されている。 町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- (1) 土砂災害警戒区域を含む行政区や町民に対し、ハザードマップを配布及び公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難訓練を実施する。 避難行動は行政区の班とし、班長は避難状況を区長に報告する。
- (3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報(名簿、連絡体制等)を共有し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

また、町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施 に関する事項
- ④土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤救助に関する事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な 警戒避難体制に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見と町民からの情報収集に努める。また、斜面崩壊検知センサー等の設置を検討する。
- (5) 土砂災害警戒情報の発表を町民に周知するとともに、避難所の開設状況、運営体制等の情報の伝達体制を整備する。

資料編 ○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所 P**

○ 土砂災害警戒区域内にある公共施設 P**

第2節 土砂災害被害の防止

応急対策

第1 基本方針

土砂災害の危険度が高まると、気象庁等から警戒に関する情報が発表される。降雨量等の情報も 合わせ、避難情報の発令の判断材料となる情報を収集し、町民への土砂災害による被害軽減を図る。

第2 土砂災害被害の防止

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深 層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議 して行う。

発表基準	◆大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合◆より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合
解除基準	●降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合●無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、本編第4章第2節「災害時の情報通信」(p. 97) による。

(4) 町の対応

土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令する。

(5) 避難情報の判断基準

町は、土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難情報の判断基準例に基づき、避難情報を発令する。また、今後の気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断

する。

さらに、避難情報の伝達は、防災行政無線、町ホームページ、防災情報メール・公式SNS、広報車及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用しその内容の周知徹底を図る。

[避難情報の判断基準例(土砂災害の場合)]

区分	判断基準
【警戒レベル4】 避難指示	■以下のいずれかの状況時において、地区等の個別情報等より判断して実施する。 1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5:町内において以下の前兆現象の発見があったとき。(山鳴りの発生、湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等) 6:国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき。 7:気象庁から記録的短時間大雨情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。 8:近隣市町村にて土砂災害が発生又は前兆現象の発見があったとき。(斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生)※夜間・未明であっても、上記判断基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。(発令基準3、4を除く。)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	■以下のいずれかの状況時において、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、地区等の個別情報等より判断して実施する。また、同一の居住者等に対して警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しないよう、発令の際には洪水等の別災害の状況も考慮した上で行う。 (災害が切迫) 1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合等 (災害発生を確認) 2:土砂災害の発生が確認された場合等
避難情報の 解除	●解除については、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。また判断に際しては、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることも検討する。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集し町民に伝達する。
- (2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合、町民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示や伝達を行うものとする。特に、具体的に危険が予想される危険区域の町民等に対しては、周知の徹底に努める。

資料編 ○ 土石流危険渓流箇所 P**

- 急傾斜地崩壊危険箇所 P**
- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 P**
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所 P**
- 地すべり危険箇所一覧 P**

3 国及び県の緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土石	緊急調査			
項目	内 容	実施機関		
河道閉塞による湛水を 発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省		
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省		
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又 は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県		

[重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況]

4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難情報の判断に資する情報として、上記の緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、避難情報を適切に実施し、町民等が速 やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップ の作成、町民等への伝達方法等、警戒避難体制を整備する。

5 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の町民等に対しては、人命の安全を第一義とし、 迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

Ⅱ 震災対策編 第7章 土砂災害の予防及び被害の防止

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係 施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

6 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、県と連携し、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面及び周辺斜面や堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に 留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括 的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止及び被害の軽減を図るため、土砂災害危 険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に 周知を図り、適切な警戒避難体制をとり応急対策を行う。
- (6) 町は、気象や被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、避難情報、生活や交通に関わる 施設や道路等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確か つきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、避難行動要支援者に配慮した情報伝達を行う。

第8章 避難

第1節 避難対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の町民の迅速かつ安全な避難を実施する。特に、地震発生後には、多数の被害者が生じることが予想されるため、避難誘導を的確に行う。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

なお、地震等の突発的な災害と風水害等の予測可能な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営 及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて対策を検討する。

2 留意点

(1) 町民、町及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定にあたって、町民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所等は、日頃からハザードマップや標識等により分りやすく標示し、町民に周知する。

(2) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯 及び自家発電設備等の照明対策を進めておく。

第2 避難計画の策定

予防・事前対策

1 避難計画の策定

町は、避難計画を作成するとともに、行政区等を通じて、避難組織の確立に努める。避難行動要支援者の避難支援については本編第9章「要配慮者の安全確保」(p. 159)を参照する。

また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営に関して定めたマニュアル等をあらかじめ整備する。

避難所の自治組織には、女性の参画を推進し、避難場所・指定避難所の運営に際しては、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行い、避難行動要支援者等に配慮した避難所の運営体制を確立する。

なお、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け 入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努める。

2 防災上重要な施設の避難計画

学校等、福祉施設、医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、

以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 義務教育の児童、生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定、収容施設の確保及び教育、給食の実施方法等
- (3) 医療機関が患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の、収容施設の確保、移送の実施方法等
- (4) 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等の福祉施設においては、それぞれの地域の特異性等を考慮した上での避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (5) 駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、 心理の特性を考慮した上での避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- (6) 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察署、 消防署との連携等

3 学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児及び児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の 安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。なお、町は、私立学校等 にも以下に準じて避難計画を作成するよう助言を行う。

(1) 防災体制の確立

ア 防災計画

災害が発生した場合に園児及び児童、生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成にあたっては、町立小・中学校管理規則等に従って計画化される学校等の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件、施設及び設備を点検し、自校(園)の弱点を知り、それに応 じた防災計画を作成する。

イ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ウ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

エ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具 並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児及び児童、生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにするため、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児及び児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、行政区等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難 所等については、周知徹底を図る。

| 資料編 ○ 避難所・避難場所一覧 P**

第3 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

予防・事前対策

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定と避難路の確保

町は、災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所(大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。以下「避難場所」という。)を指定し、地域住民への周知徹底を図る。避難場所の誘導標識を設置する場合は、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村にも設けるものとする。

町は、避難場所への避難路についても、基準に基づき避難路を選定し、日頃から町民へ の周知徹底に努める。

資料編 ○ 指定緊急避難所の指定基準・避難路の選定基準 P**

(2) 広域避難場所・避難路の確保

避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い区域(町内で比較的木造住宅が密集している区域)の町民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所」とする。町は、一定の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保し、適切な避難路を選定する。

| 資料編 ○ 広域避難場所の選定基準 P**

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

町は、あらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な町民を収容する福祉避難所を含む。以下「避難所」という。)を基準に基づき指定する。その際、災害時における地理的条件等を考慮し、地区及び災害種別ごとに具体的な避難所を定めるものとする。

なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とする。

福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用確保のための措置や相談支援体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

資料編 ○ 避難所の選定基準 P**

(2) 生活環境の確保

避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの 確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

避難所には、食料、飲料水、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資 等の備蓄に努める。

また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、 テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器及びWi-Fi環境のほか、空調、バリアフリー対応の 洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備や、電源・燃料容量の拡大や多重化を含む停電対策に努める。

(3) 避難所の運営管理

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理、運営等を図るため、神川町避難所設置 運営マニュアルを基に、関係各課、施設管理者及び自主防災組織による運営方法の習熟を図る。

3 町民への周知

町は、避難場所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所が分かるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて町民に周知を図っておくものとする。

- 避難場所や避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合の携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、 避難に支障をきたさない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯等を準備すること。

なお、避難場所への移動を原則とするものの、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

応急対策

1 避難情報の発令

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体 に危険を及ぼすと認めるときは、災害の状況及び警戒レベルに応じて危険地域の町民に対し、速や かに避難情報の発令を行う。

避難指示の場合は、①要避難対象地域②避難先及び避難経路③避難理由④避難時の留意事項 を明示して行う。

「警戒レベルの種類と避難情報]

種 別	発令時の状況	町民に求める行動
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い・災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (※必ず発令される情報ではない)・災害が発生又は切迫している状況であり、 居住者等が身の安全を確保するために立退 き避難することがかえって危険であると考 えられる状況。	 命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(用語の説明)

避 難:災害から命を守るための行動

立 退 き 避 難:指定緊急避難場所や、安全である自主的な避難先等へ移動する避難

屋 内 安 全 確 保:洪水等において、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハ

ザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること(待避)等により、居住者等が自らの確認・判断*で計画的に身の安全を確保すること。

- ※判断の際には、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。
 - ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
 - ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
 - ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

緊急安全確保:適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をすること。

2 避難情報の周知

避難情報の発令を行った場合は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

なお、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指 定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断 する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知 徹底に努める。

3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に及ぼす危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。警戒区域の設定を行った場合は、避難情報と同様に、関係機関及び町民に、その内容を周知する。

	状 況	措置	指 示 者	対 象 者
r	災害が発生し、又はまさに発生 しようとしている場合におい て、生命又は身体に対する危険 を防止するため特に必要な場合 (災対法第63,73条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(7) 町長 (4) 警察官 ^{※1} (ウ) 自衛官 ^{※3} (エ) 知事 ^{※4}	災害応急対策に 従事する者以外 の者
イ	水防上緊急の必要がある場所 (水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(7) 水防団長、水防団 員又は消防機関に 属する者(イ) 警察官^{※2}	水防関係者以外の者
ウ	火災の現場及び水災を除く災害 (消防法第36条において準用す る同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防 団員 (イ) 警察官* ²	命令で定める以 外の者
工	人の生命若しくは身体に危険を 及ぼし、又は財産に重大な損害 を及ぼすおそれのある天災等危 険な事態がある場合(警察官職 務執行法第4条)	(7) 引き留め (4) 避難 (ウ) 必要な措置 命令	(7) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その 他関係者

- ※1 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの 者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※2 (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(7)及び(4)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※4 知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければならない。

4 町長以外による立退きの指示

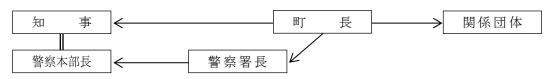
町長以外では、以下のとおり立退きの指示の実施を行うことができる。

実施者	契機	対象災害	根拠法令
警察官	●町長が指示できないと認めるとき●町長から要求があったとき●その他急を要する場合	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自衛官	●災害により危険な事態が生じた場合 で、警察官がその場にいないとき	災害全般	自衛隊法第 94 条
知事又は その命を	●町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害全般	災害対策基本法第 60 条
受けた職員	●地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり	地すべり等防止法第 25 条

5 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は 連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

(1) 町長



(2) 知事又はその命を受けた職員



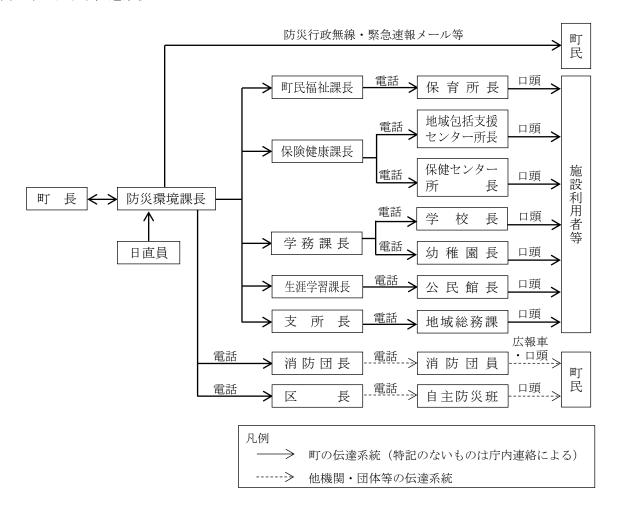
(3) 水防管理者



(4) 警察官及び自衛官



(5) 町における伝達系統



6 避難誘導

(1) 避難誘導

町長は、次の事項に留意して誘導を行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所 を避け、安全な経路を選定する。
- イ 消防団及び自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- ウ 危険地点には、縄張り等を行い、状況により誘導員を配置し安全に配慮すること。
- エ 状況により、避難行動要支援者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- オ 誘導中は、事故防止に努めること。
- カ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給を考慮し、行政区等の単位で行うこと。
- キ 避難順位はおおむね次の順で行うこと。

| ①乳幼児、児童、妊産婦 ⇒ ②病弱者、障がい者、高齢者 ⇒ ③一般住民

(2) 町民への周知

町は、次のことについて町民に周知する。

ア 避難所等の指定

町は、災害時における地域条件等を考慮し、避難所等を定めるとともに、避難場所標識等を整備し、外来者等の地理にくわしくない者に対しても避難所が分かるよう配慮して周

知する。

なお、避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、 高齢者・障がい者・乳幼児等、自力避難が困難な者に十分に配慮する。

イ 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、最小限のものとする。

資料編 ○避難所·避難場所一覧 P**

7 広域一時滞在と広域避難

町内に災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内での避難のための立退きが困難であり、かつ、町民の生命、身体を保護するため、町外への広域一時滞在又は広域避難の必要があると町長が認めるときは、被災住民の受け入れについて県内他市町村と協議すること、又は知事に県外他市町村との協議を要請することができる。

手続きの流れは、本編第6章第2節第5「広域一時滞在と広域避難」 (p. 126) を参照する。

第5 避難所の設置・運営

応急対策

町は、災害のため現に被害を受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し、 保護するための避難所を開設する。避難所の開設においては、当該地域のライフラインや道路状況 を鑑みて、開設の適否を検討する。

1 避難所の開設

町長は、災害全般についての避難所設置の実施責任者である。神川町避難所設置運営マニュアル に基づき避難所を開設する。

- (1) 避難所は、学校、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。
- (2) 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- (3) 町長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人数及び開設時期の見込みを知事に報告する。

2 避難所の管理運営

町は、避難所の開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、避難所の運営にあたっては、以下の点に 留意して適切な管理を行う。

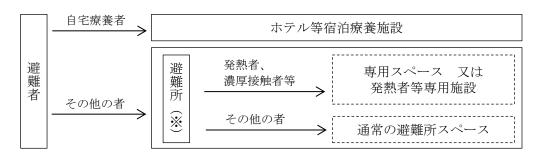
- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町に応援要請する。
- (2) 避難所の自治組織には、女性の参画を推進し、避難所の運営に際しては、男女双方のニーズ に配慮するとともに、女性や要配慮者をはじめとする避難者ニーズの早期把握に努める。
- (3) 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保 にも配慮する。また、性的少数者から相談を受ける場合は、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

- (4) 避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護員の派遣等の必要な措置をとる。
- (5) 被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

3 感染症対策

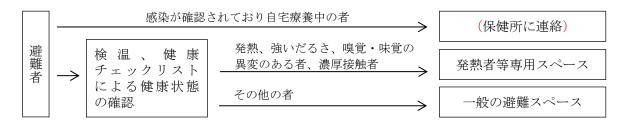
新型コロナウイルス感染症等の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難 所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針(新型コロナウイル ス感染症に対応したガイドライン)」(令和2年5月埼玉県作成)に沿って、各機関と連携し、主 に以下の対策を取るものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保



※体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。状況に応じて町有施設等の活用を検討する。

(2) 避難所受付時のフロー



(3) 避難所の構造

ア レイアウト等の検討

世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトや間仕切り等を検討する。

イ 発熱者等とのエリア分け

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者(以下「発熱者等」という。)のスペースは、可能な限りその他の避難者と分離する。やむを得ない場合は、パーティション等により空間を区切るなど、対策を施す。

ウ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッド等、感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(4) 避難所の運営

ア 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備 する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

イ 感染症対策

- (ア) 手洗い、マスクの着用等、基本的な感染症対策を徹底する。
- (4) 定期的な清掃の実施(トイレ、ドアノブ等は重点的に行う)。
- (ウ) 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

ウ 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症等が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症等に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(5) 町民への周知

広報紙、町ホームページ、SNS等を活用し、以下の事項を町民に周知する。

- (ア) 自宅で安全を確保できる場合は、在宅避難を検討すること。
- (4) 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- (ウ) マスク、消毒液等の衛生用品等、避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難 すること等

(6) 避難所外避難者への対応

ア 自宅療養者の対応

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健 所から周知する。避難が必要な場合は、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避 難する。

イ 車中泊(車中避難)等への対応

車中泊(車中避難)を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

4 福祉避難所の活用

障がい者、寝たきりの高齢者等、一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った福祉避難所(協定を締結した社会福祉施設等)へ入所を依頼して保護する。

5 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキ

ングの配布等を実施する。

6 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

| 資料編 。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

7 避難所の閉鎖

避難所は、災害が収まり、かつ、避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

第6 町民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々で ある。したがって、町民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の経路を設定する。
- 2 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認する。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選択する。
- 4 避難行動要支援者には日頃からの避難の際の協力者を複数決めておき、町民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底する。
- 5 避難時の周囲の状況等により、避難所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を検討する。

第2節 帰宅困難者対策

第1 基本方針

町外に通勤・通学している町民は、毎日約4,500人(平成27年国勢調査)にのぼる。

このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が町外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や 帰宅行動への具体的な支援策を近隣市町や鉄道会社やバス会社等と研究、協議を行い、帰宅困難者 に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保等の対策を検討・実施する。

[町内従業・通学者及び町外通勤・通学者数]

	従業・通学者数	備考
町内従業・通学者	6,538人	町外からの従業・通学者を含む
町外通勤・通学者	4,586人	_

(出典) 平成27年国勢調査

予防・事前対策

第2 予防・事前対策

1 帰宅困難者の定義

震度6弱以上の地震が発生した場合、鉄道の運行が停止するなどの理由により、外出先で足止め されることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、 帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者数の想定

帰宅困難者数は、県地震被害想定調査に基づき、関東平野北西縁断層帯地震発生時を最大として、 4,691人と想定する。

【再掲】 [帰宅困難者数一覧表(県外在住者を含む埼玉県内滞在者)埼玉県想定]

想定地震名		平日		休日	
忽 足 地展名	12時	18時	12時	18時	
東京湾北部地震	東京湾北部地震		154	567	269
茨城県南部地震		2, 754	2, 776	2,856	2, 762
元禄型関東地震		247	196	545	306
関東平野北西縁断層帯 地震	北	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
	中央	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
	南	4, 397	4, 090	4, 691	3, 991
立川断層帯地震	北	250	150	479	222
<u> </u>	南	149	100	284	152

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

帰宅困難者となった町民が地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足から地域の災害対応力が低下する。

(2) 駅周辺での混乱の発生

鉄道の運行停止により、丹荘駅に滞留者が発生する。

(3) 通信手段の喪失

多くの者が安否確認や情報収集のために携帯電話等で通話することにより、通信網に負荷が かかり、輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

4 帰宅困難者等への啓発等

(1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備(帰宅グッズ)の準備、家族との連絡手段及び徒歩帰宅経路を事前 に確認する。

イ 災害時の行動は、状況を確認するなど無理のない計画を立案して実施する。

- (2) 災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法について周知する。
- (3) 事業所等への要請

事業所等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行うため次の点を要請する。

- ●施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定
- ●一斉帰宅行動の抑制(「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底)
- ●家族の安否確認(災害用伝言ダイヤル171の利用等)
- ●災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
- ●訪問者や利用者が事業所内で被災した場合の対応
- 可能な範囲で、従業員の地域の応急・復旧活動への参加

(4) 学校への要請

学校で帰宅困難となった児童、生徒等に対し適切な対応を行うため次の点を要請する。

- ●施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定
- ●一斉帰宅行動の抑制
- ●家族の安否確認、保護者との連絡方法の確立
- ●災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(5) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練の啓発を行う。また、隣接市町と連携した帰宅困難者 の支援策を検討する。

(6) 帰宅支援施設の周知

町は、災害時帰宅支援ステーションの周知を図り、沿道事業者による徒歩帰宅支援(飲料水、 情報、トイレ等)を推進する。

応急対策

第3 応急対策

1 情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	● 徒歩帰宅者の誘導、防災情報メールの配信
県	情報の提供、広報	テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、 被害状況、交通情報を広報県ホームページに「災害時用伝言板」を開設
鉄道機関	情報の提供、広報	● 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段の情報提供等
東日本電信電話 (株)	安否情報確認手段 の提供	災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言版 (web 171)特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ 等の放送報道機 関	情報の提供	●帰宅困難者向けの情報の提供(県内の被害状況、安 否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時滯在施設

(1) 一時滯在施設の確保

町、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設(一時滞在施設)を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。(確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。)

(2) 一時滞在施設の開設・運営

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを 分かりやすく表示する。町は、地元警察署の協力を得て、帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又 は案内をする。

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、施設管理者の協力のもと、必要に応じ飲料水、 食料等を提供する。町は、交通機関の復旧情報等、帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞 在施設に提供する。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは町が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が判断材料となる。町は施設管理者と調整のもと、一時滞在施設を閉鎖する。

3 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対象内容
	水、食糧の配布	避難所等において、水、食糧の配布
町、県	休憩所提供の要請等	公共施設等を休憩所・トイレとして開放、ガソリンス タンド、コンビニエンスストア等の休憩所としての利 用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時休憩所の提供	施設等の一部を一時休憩所として利用
東京電力 (株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第9章 要配慮者の安全確保

第1 基本方針

1 趣旨

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい等災害対応能力の弱い者並びに言葉や 文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者等が、災害の発生時において被害を受けること が多くなっている。他方で、消防職員・消防団員や民生委員・児童委員等、避難を支援する側の犠 牲も問題となっている。

町では人口の約 31.8% (埼玉県町(丁)字別人口調査:令和3年1月1日時点)が既に高齢者であり、核家族化により高齢者世帯や単身世帯が増加傾向にあるなど、避難行動要支援者*1が増えつつある。

このため、高齢化社会、国際化社会に対応し、要配慮者等の安全確保を図る対策を推進していく。

2 留意点

(1) 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域支援者、地域住民、民生委員が協力し、 一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

避難行動要支援者の対象ごとに、必要な支援に配慮する。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

区 分	概 要
高齢者及び乳幼児	日常から介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等 について事前の把握が容易な者
傷病者及び障がい者	傷病や障がいにより介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者
旅行者	地理が不案内で、災害時の援護が必要な者
外国人	地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者
感染症対策を要する者	新型コロナウイルスに対する濃厚接触等、感染症の蔓延防止のた め一般住民との隔離を必要とする者

(3) 要配慮者全般の安全対策

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、 ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

資料編 ○ 要配慮者利用施設一覧 P**

^{※1 【}再掲】町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

3 対策

避難行動要支援者は、災害が起こったとき、自分の身体、生命を守る対応能力が不足しているなど、言語の障がい等から迅速、的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

(1) 避難行動要支援者の把握

あらかじめ作成した「避難行動要支援者登録申請書兼支援台帳」を活用し、声かけ等を通じて避難行動要支援者を把握する。

(2) 協力体制

避難行動要支援者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。

(3) 保護

救護した避難行動要支援者は避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

第2 社会福祉施設等入所者の対策

予防・事前対策

町は、社会福祉施設等入所者の安全確保のため、施設管理者に以下の事項を指導する。

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防 災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所 者への周知徹底を図るものとし、消防本部はこれを指導する。

2 防災設備等の整備

- (1) 老朽が進んでいる社会福祉施設等については、耐震化、不燃化構造による改築等、施設の点検・整備を行う。
- (2) 防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備の充実を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び医薬品等の備蓄を行う。
- 3 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者関連施設に向けた防災情報を防災行政無線、防災情報メール、電話、FAX、広報車及び口頭の方法により伝達する。

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

4 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難

所への誘導や移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援体制の確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させることができるよう、施設と協定を締結している。施設管理者はこの場合に備え、他施設からの受入体制の整備に努める。

6 被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の避難行動要支援者を受け入れるための体制整備を行う。

7 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常用食料(高齢者食等の特別食を含む。)(3日分)
- (2) 飲料水(3日分)
- (3) 常備薬(3日分)
- (4) 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分)
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具(担架・ストレッチャー等)

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及、啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防本部や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

応急対策

10 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・招集を迅速に行って緊急体制を確保する。

11 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速 に行う。

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、行政区、ボランティア団 体等の協力を要請する。

Ⅱ 震災対策編 第9章 要配慮者の安全確保

12 受入先の確保及び移送

町は、施設が被災した場合は、受入先や搬送車両等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

13 生活救援物資の供給

町は、備蓄物資の提供及び物資の調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

14 ライフラインの優先復旧

町は、施設機能の早期回復を図るため、電気、水道等の優先復旧を要請又は実施する。

15 巡回サービスの実施

町は、行政区、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難 した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第3 在宅の避難行動要支援者の対策

予防・事前対策

1 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組

町は、町に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

(1) 避難支援等関係者

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)を次に掲げる。

- 消防本部
- 児玉警察署
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 自主防災組織
- その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は次に掲げる者とする。

- ●身体障害者手帳1~3級を所持する者
- ●療育手帳 A・Aを所持する者
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- 要介護認定3~5を受けている者
- ●町の生活支援を受けている難病患者
- 75 歳以上の者で構成されている世帯の者
- ●その他町長が必要と認めた者

(3) 情報の収集等

町は、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局において把握している次に掲げる台帳等の中から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する。

- 住民基本台帳
- 身体障害者手帳交付台帳
- 療育手帳交付台帳
- 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- ●要介護・要支援認定台帳
- 感染症患者については、県保健所からの情報に基づく

(4) 記載する情報の項目

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録 するものとする。

- ●氏名
- 生年月日
- 性別
- ●住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- ●避難支援等を必要とする事由
- ●その他、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難支援に必要となる情報を定期的に 更新する。

(6) 名簿情報の利用及び提供

ア 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で目的外利用できるものとする。

- イ 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の 同意を得た上で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとする。
- ウ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供できるものとする。

(7) 名簿情報を提供する場合における配慮等

ア 町長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏 洩の防止のために必要な措置を講じるよう求め、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支 援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

イ 名簿情報の提供を受けたもの、その他当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる ものは、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏 らしてはならない。

(8) 警報の伝達及び警告

ア 町長は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、町長は、町民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

イ 町長は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮しなければ ならない。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が、自身やその家族等の安全確保を前提とした上で避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者の避難場所までの距離、避難行動に要する時間、障がいの程度や行動能力に対応した避難方法を、避難支援等関係者が事前に確認できるよう支援する。

また、避難行動要支援者に対しても、避難支援を必ずしも保証できるものではないこと等、制度の理解周知に努める。

2 個別計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、同意を得られた避難行動要支援者と個別に打合せを行いながら、避難支援等関係者と連携した個別計画の作成に努めなければならない(避難行動要支援者の同意が得られない場合を除く。)。

(1) 具体的な支援方法に関する調整

町や民生委員、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な 避難支援等の方法について打合せ、町や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有 できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

- 支援等実施者※について(氏名又は名称/住所又は居所/電話番号その他の連絡先)
- 避難施設や避難場所、避難経路について
- その他町長が必要と認める事項

※避難支援等関係者のうち当該個別計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者

(2) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないよう配慮する。

また、個別計画の提供を受けた者、職員その他支援に携わる者は、正当な理由なく避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 個別計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、個別計画は定期的に更新する。

3 緊急通報システムの活用

町は、ひとり暮らしの高齢者や、障がいを持つ者と高齢者で構成される世帯等を対象に、緊急時の連絡手段として緊急通報システム(通報装置)を貸与し、急病や事故等の緊急時に消防本部に通報することにより速やかな援助を行っている。災害時でも、要配慮者の救助活動等が的確かつ迅速に行えるよう、装置の設置を促進している。

4 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入り口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者を考慮した防災基盤を備を促進する。

その他の公共機関は避難行動要支援者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。

集客施設の管理者に対して施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進する。

5 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難行動要支援者を優先的に収容することができる福祉避難所を指定する。

町は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字表示機能付き防災 無線戸別受信機の設置や防災情報メールの配信、避難行動要支援者等を考慮した生活救援物資の備 蓄及び調達先の確保等、避難行動要支援者等が避難所で快適な生活を送れるよう、避難所の運営計 画を策定する。

6 救急医療情報キットやヘルプカードの普及

町は、避難行動要支援者への効果的な救援、援護を行うため、避難行動要支援者が援助を必要と している内容が分かる救急医療情報キット*1やヘルプカード*2を普及させる。

7 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及、啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布等を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても避難行動要支援者の救助、救援に関する訓練を実施する。

8 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、訪問介護員等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 救出、救護体制の充実

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出、救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、ひとり暮らしの高齢者等の避難行動要支援者に対し、自主防災組織を中心とした町民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出、救護体制を確立していくことが必要である。

このため、町は町民と一体となってより一層防災知識の普及、啓発を行い、町民全体で災害に取り組む土壌の育成を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

^{※1} 救急医療情報キットとは、かかりつけの病院・服薬内容・持病等の医療情報や診察券・健康保険証の写し等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくもので、万一の救急時に適切な救急搬送ができるように、救急隊員がその情報を活用する。

^{**2} ヘルプカードとは、障がいを持つ人等支援が必要な者が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、 周囲の人へ手助けを求めるためのカードで、支援が必要な者が常時携帯して利用する。

Ⅱ 震災対策編 第9章 要配慮者の安全確保

(3) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から関係社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、社会福祉施設の有する機能の活用を図る。

(4) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者や障がい者等に対する地域住民、民生・児童委員やボランティア又は配食サービスや新聞配達等の業者による安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

9 相談体制の確立

町は、災害時に被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう、日常から支援体制を整える。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、 医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、社会福祉士等の専門職員を確保しておく。

応急対策

10 発災直後の安否確認

災害により避難が必要となった場合、あらかじめ避難行動要支援者登録申請書兼支援台帳に登録 してある者を中心に、その安否について、地域支援者、地域住民、民生委員、行政区、ボランティ ア等の協力を得ながら確認する。

11 搬送体制の確保

町は、災害時に避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、町有車両や社会福祉施設所有の自動車を使用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両を要請する。

12 生活救援物資の供給

災害時に避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給を行う。

13 情報の提供

在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAX等で情報を随時提供していく。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要が有ると町長が認める時は、避難支援に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、個別計画を提供する。なお、この場合においては避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

14 相談窓口の開設

町は、避難行動要支援者の相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

15 巡回サービスの実施

町職員、民生委員、訪問介護員、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で 生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを行う。

第4 外国人への対策

予防・事前対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平常時から 外国人住民の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、案内板等について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及、啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、 外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、防災 知識の普及、啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ホームページ等を活用して、生活情報や防災情報等の日常生活に 係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に 実施する。

5 通訳、翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボラン ティア等の確保に努める。

応急対策

6 安否確認の実施

町は、職員や翻訳ボランティア等により調査班を編成し、外国人の安否確認を実施するとともに その調査結果を県に報告する。

7 避難誘導の実施

町は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな 避難誘導を行う。

8 情報提供

町は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、翻訳ボランティアの確保に努め、チラシや広報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

Ⅱ 震災対策編 第9章 要配慮者の安全確保

9 相談窓口の開設

町は、役場本庁舎、役場出先庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や翻訳ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第5 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難 である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と 支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、旅行者(外国人旅行者を含む。)等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第10章 物資の備蓄等

第1節 物資及び資機材等の備蓄

第1 基本方針

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等、 防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

2 留意点

- (1) 想定される災害の種類と対応 備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とする。
- (2) 発災時の人口分布と対策の対応 公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の 就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

(3) 備蓄場所

物資備蓄拠点に備蓄する。

また、物資備蓄拠点や備蓄物資を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録し、プッシュ型支援が円滑に行われるよう備える。

(4) 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者に配慮した品目を補充する。

| 資料編 ○ 防災用物資等の備蓄状況 P**

(5) 物資調達・輸送に関する訓練の実施

町は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第2 飲料水の備蓄並びに調達及び供給体制

災害のため飲料水が枯渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限 度必要な飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

予防・事前対策

1 応急給水資器材の備蓄

町は、断水世帯想定等に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資器材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を定め、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

イ 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関とする。

ウ 1日当たり目標水量

被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	30/人・日	生命維持に最少必要な水量
災害発生から10日	200/人・日	炊事、洗面、トイレ等、最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	1000/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	2500/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

[※] 当面の目標として、避難者数の1,027人の3日分の飲料水量、9.2 t の確保を目指す。

2 給水拠点の整備

町は、各浄水場に緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池等の築造や配水管路内の水を利用するための機能をもった施設の整備計画を策定する。

3 応急給水資器材の調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄及び調達計画に基づき、当該資器材を有する他の機関と十分協議し、 その協力を得る。

応急対策

4 飲料水の供給

(1) 方針

町は、町民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量(供給を要する人口×約30)の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

(2) 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施するものとする。

ア対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇又は汚染し、現 に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3 ℓ 、4日目以後は約20 ℓ を目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(3) 飲料水の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置 をとる。

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮 工事を実施し、水道による給水を行う。 なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行 し、かつ、残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 停電による断水の場合にあっては、東京電力㈱熊谷支社・高崎支社に可及的速やかな復旧 を要請する。

(4) 給水の実施方法

- ア 給水は、給水対象世帯及び人員等を調査の上、公共施設又は臨時に設ける給水栓等から必 要最小量を搬送するものとする。
- イ 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器等により浄水 して供給する。
- ウ 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を町の保有する給水用器材により運搬し給水する。

「 給 水 用 器 材 保 有 状 況 〕

7	分	給 水	タ ン ク	ポーリー容器	ポ リ 袋	
		0.5 t	1.0 t	200	100	
数	量	1基	2基	20個	100枚	

- エ 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入して飲料水を確保する。
- オ 給水は、医療機関、避難所、役場本庁舎、炊き出し実施場所、社会福祉施設等、緊急性の 高いところから行う。
- (5) 施設の応急修復及び資材等の調達

被災水道施設の応急修復及び資材等の調達は、神川町指定給水装置工事事業者により行う。

(6) 町民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合は、発生直後の給水が困難であることから、町民に対し家庭で の備蓄を行うよう推進する。

資料編 ○ 神川町指定給水装置工事事業者一覧 P**

5 救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第3 食料の備蓄並びに調達及び供給体制

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助に必要な食料の確保とその供給の確実を期する計画とする。

予防・事前対策

1 食料の備蓄

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等を定め、避難住民及び 災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町は、町民に対しても各々3日分の居宅で

Ⅱ 震災対策編 第10章 物資の備蓄等

の備蓄を促進する。

備蓄食料は、更新及び見直しを定期的に行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

町及び町民

イ 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

ウ 目標数量

県地震被害想定調査に基づいて避難者人口を 1,027 人と想定し、3日分に相当する量を 目標として、町と県とで備蓄する。また、町民による備蓄は最低3日分を目標とし、町民 は避難する際に食料を持ち出すものとする。

供給対象者	町	県	計	町民	
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分	3日分	
災害救助従事者	3日分		3日分		

エ 町の備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応する ものとする。

○アルファ米 ○乾パン ○おかゆ ○クラッカー ○離乳食等 ○保存水 等

なお、以下のことに留意する。

- (ア) 食料についてアルファ米、乾パン等のほかに、各種保存食料の検討を行い、計画的に備蓄 を図るものとする。
- (イ) 学校等の避難所への備蓄も検討する。
- (ウ) 要配慮者への配慮

備蓄・調達品目においては、温かいもの、軟らかいもの等、高齢者等の要配慮者への配慮をする。

(エ) 少数者への配慮

通常の配給食料を受けつけることのできないアレルギー性疾患等の患者及び乳児のために 必要な食料、粉ミルク等の備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

才 備蓄場所

物資備蓄拠点に備蓄する。

また、町は、避難所に指定されている施設等を物資備蓄拠点として整備をすることを検 討する。

2 食料の調達

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等をあらかじめ定める。 また、町は、大規模災害発生時に食料等を円滑に調達できるよう、町内の食料生産者、農業協同 組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。 3 食料の輸送体制の整備

町は、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

4 食料集積地の指定

町は、災害時に町内食品販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、埼玉ひびきの農協集出荷場に集積することとする。

なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

資料編 ○ 防災用物資等の備蓄状況 P**

応急対策

町長は、災害時には食料給与及び炊き出しを実施する。

5 食料の給与

(1) 災害時における食料給与

災害時における被災者等に対する食料の給与は、原則として次により実施する。

- ア 給与は、町長が実施する。
- イ 給与の内容は次のとおりとする。
 - (7) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給
 - (4) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害 を受けない町民に対して行う米穀等の応急供給
- ウ 給与する食料の品目は、次のとおりとする。
- (ア) 前号(ア)にあっては、米穀(米飯を含む。)、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。 なお、乳児に対する給与は、調整粉乳や離乳食用非常食等を給与するよう配慮する。
- (4) 前号(4)にあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

6 食料の調達

- (1) 米穀の調達
 - ア 町長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事 に米穀の調達を要請することができる。
 - イ 町長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化するなど救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、農林水産省生産局農産部貿易業務課又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。
- (2) その他の食料の調達

町長は、食品販売業者、神川町商工会及び製パン業者に、副食、調味料等及び乾パン、生パンの供給を要請し調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食料の調達を要請する。

Ⅱ 震災対策編 第10章 物資の備蓄等

(3) 供給基準量

1人当たりの配給量は、次表のとおりである。

品	目	基		準
米	穀	被災	者	1食当たり精米200グラム以内
		応急供給受配	者	1人1日当たり精米400グラム以内
米	榖	災害救助従事	者	1食当たり精米300グラム以内
乾ノ	° ン	1 食 当 た	り	1 包(115グラム入り)以内
食ノ	° ン	1 食 当 た	り	185グラム以内
調製	粉 乳	乳児1日当た	り	200グラム以内
アルフ	ファ米	1 食 当 た	り	100グラム以内
おか	ゆ缶	1 食 当 た	り	1 缶(280グラム入り)以内

7 災害時における食料集積地

(1) 食料集積地

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、埼 玉ひびきの農協集出荷場に集積する。

なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

(2) 集積地の管理

食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者を配置し、食料管理に万全を期する。

8 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出し実施予定場所

炊き出しのための施設は、町内小中学校等の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用する。

[炊き出し実施予定場所一覧]

	名		称		対	象	地	区
神	川町学	校給食	センタ	ĺ	町	内	全	域
神	川保	健セ	ンタ	ĺ	丹	荘	地	区
神	Ш	中	学	校	青	柳	地	区
丹	荘	小	学	校	丹	荘	地	区
青	柳	小	学	校	青	柳	地	区
渡	瀬	小	学	校	渡	瀬	地	区
*	神	泉小	学	校	冏	久 原	1 地	区
*	多目	的 交	流 施	設	冏	久 原	泵 地	区

*は、土砂災害警戒区域内にある。

(2) 県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

9 救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食料の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求 できる。

「資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第4 生活必需品等の備蓄並びに調達及び供給体制

災害時に被災者に支給する被服、寝具その他の生活必需品(以下「生活必需品等」という。)については、その確保と支給の確実を期する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資 の調達に留意するものとする。被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女の ニーズの違いに配慮するものとする。

予防・事前対策

1 生活必需品等の備蓄

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品等の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法その他必要事項等をあらかじめ定め、被災者のための生活必需品等の備蓄を行う。また、備蓄物資の更新及び見直しを定期的に行うものとする。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

イ 生活必需品等の給(貸)与対象者

災害時の生活必需品等給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 目標数量

災害発生時に予想されるピーク時避難者人口(1,027人)のおおむね3日分に想定する量を、町民、町及び県で備蓄することを目標とする。

エ 品目の例示

○寝具	○生活用品	○簡易トイレ	
○要配慮者向け用品	○簡易ベッド	○マスク・消毒液	等

2 生活必需品等の調達

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品等の調達数量、品目、調達先、輸送方法その他必要事項等をあらかじめ定める。

また、町は、大規模災害発生時に生活必需品等を円滑に調達できるよう、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

Ⅱ 震災対策編 第10章 物資の備蓄等

3 生活必需品等の輸送体制の整備

町は、大規模災害発生時に円滑かつ迅速に必要な物資が輸送できるよう、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

4 生活必需品等集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品等や他市町村から搬送される生活必需品等を、埼玉ひびきの農協集出荷場に集積することとする。

なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

資料編 ○ 防災用物資等の備蓄状況 P**

応急対策

5 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の供給の実施は、救助法の基準に準じて町長が行うものとする。

6 生活必需品等の給与又は貸与

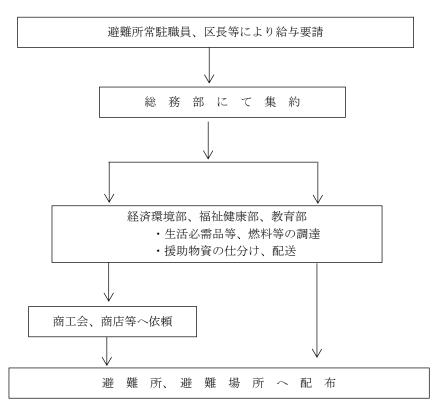
被災者に対する生活必需品等の給与は、次のとおり実施する。

(1) 対象者

災害時の生活必需品等給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 生活必需品等の調達、給与等は次のとおり行うが、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



- イ 物資備蓄拠点に備蓄している日用品、毛布等を避難者等に供給する。
- ウ 生活必需品等の購入は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行 う。
- (3) 生活必需品等の輸送

町は、調達した生活必需品等を避難所等に輸送する。

7 調達救援物資の集積所

町内販売業者から調達物資や他市町村からの救援物資は、埼玉ひびきの農協集出荷場に集積する。

資料編 ○ 防災用物資等の備蓄状況 P**

8 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品等の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

│ 資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第5 防災用資機材の備蓄

1 防災資機材等の備蓄

町は、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法その他必要事項等 を定め、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、原則として、即時対応が可能な町が備蓄を行い、県はそれを補完する。

イ 品目

- ろ過器
- 仮設トイレ
- 救助用資機材 (バール、ジャッキ、のこぎり等)
- 移送用具(車いす等)等
- ●道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- 発雷機
- 投光機
- ●テント

ウ 備蓄場所

物資備蓄拠点に備蓄する。

防災用資機材は、即時使用できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、 町は、既存の物資備蓄拠点に加え、自主防災組織や行政区単位での物資備蓄拠点の整備を 検討する。

2 留意点

(1) 町は、避難行動要支援者の車いす等移送器具の備蓄を積極的に進める。

Ⅱ 震災対策編 第10章 物資の備蓄等

(2) 町は、自主防災組織に対する防災資機材整備の助成等を推進する。

資料編 ○ 防災用物資等の備蓄状況 P**

第6 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備

1 医薬品等の備蓄

町は、県地震被害想定調査等に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関における備蓄の 状況を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品(以下「医薬品等」と いう。)の備蓄並びに更新及び維持管理を行う。

また、災害時の医薬品等備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について、管理責任体制を 明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完する。

イ 利用者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

ウ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、応急治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県地震被害想定調査等に基づく人的被害の数量を目安として整備する。大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう、医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

2 医薬品等の調達

町は、災害時の医療及び助産活動のための医薬品等の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うことを検討するよう努めるとともに、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

第2節 輸送

応急対策

第1 目標

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策 定し輸送力の万全を期する。

第2 実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、 他市町村又は県に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援を要請する。ま た、救助法が適用された場合は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送につ いて、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。

第3 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

- 1 総括的な輸送順位
 - (1) 町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - (3) その他災害応急対策のために必要な輸送
- 2 災害発生後の各段階において優先されるもの
 - (1) 第1段階(災害発生直後の初動期)
 - 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
 - 自治体等の災害対策要請、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - (2) 第2段階(応急対策活動期)
 - 第1段階の続行
 - 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
 - (3) 第3段階(復旧活動期)
 - 第2段階の続行
 - 災害復旧に必要な人員及び物資
 - 生活必需品

第4 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

Ⅱ 震災対策編 第10章 物資の備蓄等

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 応急対策実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業者所有の車両等
- ④ その他の自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び自動車の確保や配備は、連絡調整班が行い、 各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは連絡調整班に依頼する。

連絡調整班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ配車を行う。

イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、 連絡調整班は直ちに他の公共的団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車を確 保する。

ウ協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、町長は、次の事項を明示して他市町村又は県に 調達斡旋を要請する。

- ●輸送区間及び借上げ期間
- 輸送人員又は輸送量
- ●車両等の種類及び台数

- 集結場所及び日時
- ●その他必要事項

資料編 ○ 緊急通行車両等確認様式 P**

2 鉄道による輸送

被災者又は物資の輸送のため、車両の増結や臨時列車の増発等が必要な場合は、東日本旅客鉄道 (株高崎支社と協議して、適切な措置を講じる。

3 防災ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、町長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、本編第6章第1節「自衛隊への災害派遣要請」 (p. 120) に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する。

4 人力等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、労働者による人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本編第6章第2節第10「要員の確保」(p.128)の定めるところによる。

第5 燃料の確保

本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の現状を把握し、必要により協定等の締結を図る。

第6 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

1 輸送の範囲

- (1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (2) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 自治体等の災害対策要員、情報通信、電気、ガス、上下水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な人員・物資
- (4) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (6) 食料、水等、生命の維持に必要な物資
- (7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- (8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (9) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (10) 生活必需品
- 2 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

第11章 生活の再建

第1節 罹災証明

第1 基本方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。 また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

1 被災者台帳の作成

被災が発生したとき、町は被害状況を調査し、被災者台帳を作成する。

[被災者台帳の記載(記録)内容]

- ●氏名 ●生年月日 ●性別 ●住所又は居所
- ●住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ●援護の実施の状況
- ●要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由●その他(内閣府令で定める事項)
- 2 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

3 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応 急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、町は、効率的な罹災証明書の交付のため、業務支援システムの導入等を検討する。

資料編 ○ 罹災証明書 P**

第2節 住宅対策

第1 基本方針

災害により家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、応急修理や一時的な住居を確保する必要がある。迅速な対応を行うための体制の整備を推進する。

第2 被災住宅の応急修理

災害により大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊した住宅を応急修理することで、被災者の生活を 当面の間維持する。実施にあたっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決 定を迅速に行う必要がある。

予防・事前対策

1 応急措置等の指導、相談

町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等、運用体制の確立に努める。

応急対策

2 実施責任者

被害家屋の応急修理は、町長が行う。

3 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。

4 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

5 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

- 6 被災建築物応急危険度判定
 - (1) 目的

被災建築物応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の 危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観 目視等によって判定される。

Ⅱ 震災対策編 第11章 生活の再建

(2) 危険度の確認等

町は、震災後速やかに町所有施設、住宅等の建築物について応急危険度判定を実施し、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動を行うとともに、町有建築物等の震災後の使用の可能性の判断を行う。

また、町内の応急危険度判定士の把握及び協力体制の確立に努め被害想定に対して判定士が不足する場合には、あらかじめ近隣市町及び県との連絡、調整を図り、応急危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

(3) 応急措置の実施

町は、応急危険度判定の結果に基づき、余震等による二次災害を防止するため、住宅等の被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努めるとともに、町有被災建築物に対して適切な応急処置を実施する。

(4) 支援要請

二次災害防止のための応急措置を実施するに当たり、人員、資機材が不足する場合は、県に 支援を要請する。

第3 応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定等、応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

予防·事前対策

1 応急仮設住宅の準備

(1) 用地選定

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。町は、次に掲げる応急仮設住宅建設用地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定する。

なお、私有地については、地権者等との契約を結ぶなどの方策を講じる。

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所

- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

(2) 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- 応急仮設住宅の着工時期
- 応急仮設住宅の入居基準

- 応急仮設住宅の管理
- 要配慮者に対する配慮

応急対策

2 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、町の地域において想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに算定する。

ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、町は、できる限り多くの用地の確保に努める。

3 入居者の選定

町は、以下のことに留意し、入居者を選定する。

(1) 要配慮者に対する配慮

町は、入居者を選定する際又は入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況 及びペットの飼養状況等を考慮するとともに、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮をす る。

(2) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、福祉業務担当者及び民生委員等による選考委員会を設置して選定を行う。

4 救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の 設置費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

│ 資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

5 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

6 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

町は災害時に、町営住宅の空室の利用に努めるとともに、他の自治体及び公団・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

イ 入居者の選定

町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の入居者の選定に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。

(2) 民間賃貸住宅の利用

町は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

第4 障害物の除去

災害に際して、土砂や立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所(居室、炊事場、便 所等)及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確 保に万全を期する。

応急対策

- 1 住宅関係障害物の除去
 - (1) 実施責任者
 - ア 障害物の除去は、町長が行う。
 - イ 第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。
 - ウ 労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町、委託業者等からの派遣を要請する。
 - (2) 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

ア対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、 便所等)に土砂、立木等の障害物が入り込んだもので、しかも自分の資力をもってしては 障害物の除去ができない場合とする。

イ 除去の方法

賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

- ウ 障害物除去対象者の選定は、町が行う。
- (3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P**

- 2 道路等の障害物の除去
 - (1) 道路上の障害物
 - ア 実施責任者

道路上の障害物の除去と道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、建設班と調整の上、 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路管理者が行う。

イ 応急復旧による交通の確保

道路管理者は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(2) 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川管理者が行うこととし、除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

3 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、公有地を中心に具体的な選定を行う。集積所は、次の基準に

より災害発生場所の近くに設ける。

- (1) 交通に支障のない町有地を選定する。
- (2) 町有地に適当な場所がないとき民有地を使用する場合は、所有者から貸借する。

4 道路管理者に対する連絡

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能となった場合又は河川等に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、直ちにこの旨を道路管理者及び河川管理者に通報し、これらの除去を要請する。

5 必要な人員、機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員及び機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

第3節 廃棄物の処理

第1 基本方針

被災地におけるし尿、生活ごみ(避難所ごみを含む。)及びがれき、解体ごみの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

予防·事前対策

第2 予防・事前対策

1 し尿処理体制の整備

県地震被害想定調査では、震災による断水人口は 8,527 人と想定されており、避難所における仮設トイレの設置も重要な課題である。

災害時においても適正な処理を実施するため、平常時より以下の施策を実施する。

(1) 災害用組立トイレの確保

避難所においては、県地震被害想定調査による避難者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、組立トイレを確保する。

(2) 素掘用資材の整備

災害用組立トイレの整備と並行して素掘用資材の整備を推進するため、今後素掘用応急トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(3) 収集運搬体制の整備

仮設トイレから発生するし尿の定期的なくみ取りを実施するため、収集運搬業者との協定を 結ぶ。

「資料編 。災害時における仮設トイレの確保に関する協定(株式会社サニテイション) P**

2 廃棄物処理体制の整備

災害発生に伴う倒壊家屋等の廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の発生に備え、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適切な処理体制を整備する。

(1) 一般廃棄物処理対策

ア 一時保管場所の確保

災害時には処理施設の能力を超えるごみの排出が予想されるため、一時保管場所を確保 する。一時保管場所を選定する際には、交通利便性や生活環境を十分考慮する。

イ 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ計画しておく。

ウ 広域処理体制の確立

ごみ処理施設の処理能力を超える量のごみが排出された場合に備えて、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者等と協議を行い、協力体制を確立しておく。

(2) がれき処理等対策

ア 災害廃棄物処理の推進と調整

県地震被害想定調査による、町で想定される災害廃棄物量は最大では 5.6 万トン (3.6 万㎡) である。適切な処理ができるよう、県及び近隣市町等と調整を図る。

イ 仮置き場の確保

災害時において発生する倒壊建物等からのがれき等は、仮置き場に搬入する必要がある ため、仮置き場を確保しておく。

また、管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備し、 道路管理者及び警察と協議を行い、がれき等の搬送ルートを設定する。

応急対策

第3 応急対策

1 実施責任者

清掃の実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

2 ごみ処理

(1) 収集方法

ア ごみの収集は、委託業者により実施し、ごみの量が多大又は収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに、被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

- イ 収集場所は指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時収集場を設置し、緊急処理を 必要とする区域から実施する。
- ウ 町は、大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、町民に対し集積や分 別の協力依頼を行う。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られ る場合は、適宜巡回し、計画的な収集運搬を行う。
- エ 応急対応時においても、町は、町民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけご みの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図るなど適正な処理に努める。

(2) 処理

ア ごみ及び粗大ごみは、小山川クリーンセンターで処分する。

なお、その際には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に 定める基準に従って行う。

- イ 災害により処理施設に支障がある場合及び多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、保健衛生上適当と思われる場所を臨時集積場として使用する。
- ウ 保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。
- (ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (4) 浸水地域のごみや重要性の高い施設(避難所等)のごみ

Ⅱ 震災対策編 第11章 生活の再建

(3) ごみ処理施設及びごみ収集業者

ア ごみ処理施設

施	設	名	所	在	地	処	理	能	力
	広域市町村 リーンコ		本庄市	東五十子	-151-1	ごみ焼! 粗大ご		228 t	:/目 :/5 h

イ ごみ収集業者

町委託業者による。

資料編 ○委託業者一覧 P**

3 し尿処理

(1) 収集方法

ア し尿の収集は、業務委託者により実施する。

イ 収集順位は、避難所等、緊急汲み取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行令に定める基準に従って実施する。

(2) 終末処理

収集したし尿の終末処理は、利根グリーンセンターで行う。また、環境班は仮設トイレを速 やかに避難場所等に設置する。仮設トイレの管理については、必要な消毒を実施し、十分な衛 生上の配慮を行う。

(3) し尿処理施設及びし尿処理業者

ア し尿処理施設

施設名	所	在	地	処	理	能	カ
児玉郡市広域市町村圏組合立 利根グリーンセンター	本庄	市新井102	29- 1		尿 10	ℓ/目)9kℓ/目 ⋶ 41kℓ	

イ し尿処理業者

町委託業者による。

資料編 ○ 委託業者一覧 P**

4 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、予想される被害想定か ら災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

(2) 処理体制の確保

災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。

ア 住宅、建築物系(個人、中小企業)

町が災害廃棄物処理事業として解体、処理を行う。

イ 企業の事業所等

企業が自己処理を行う。

ウ 公共、公益施設

施設の管理者において処理する。

エ 処理の推進と調整

国、県、町及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

町は、損壊家屋の解体にあたっては、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備して行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用も検討し、調整する。

(3) 処理対策

ア 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等の災害廃棄物は、神川町営グラウンドを仮置場として搬入する。

イ 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理、処分されるためには排出時における分別の徹底が必要なため、収集体制の確保を検討する。

ウ 適正処理、リサイクル体制の確保

災害時においても適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、また大量に発生する 災害廃棄物の最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方等、災害廃棄物の適正処理、リサイクル体制の確保策を検討していく。

エ 広域処分体制の確保

大量の災害廃棄物を処分するためには、町外の最終処分場に依存せざるを得ないことが 予想されるため、近隣市町と広域処分対策について検討し、状況により県に応援を要請す る。また、収集運搬許可業者と協定を進める。

オ 周辺環境・健康等への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去時等の粉塵発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止実施や、有害物質取扱い事業所から排出される廃棄物の適正処理の指導等、町民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

5 廃棄物処理機能の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引きおこすおそれが考えられるので、普段より施設の管理を十分に行うよう、 児玉郡市広域市町村圏組合に要請する。

(2) 復旧対策

被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱い要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講じるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼するなどの方策を立て、清掃活動を行う。

Ⅱ 震災対策編 第11章 生活の再建

6 死亡獣畜の処理

(1) 防疫対策

被害地域にあっては、畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝 染病を予防するように指導する。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて環境班が次の措置をとるものとする。

- ア 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。
- イ 移動し難いものについては、その場で個々に対応する。
- ウ 処理は、環境衛生上支障のないよう十分留意し、埋設又は焼却によって行う。 なお、その際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

7 応援協力要請

町長は、町のみでは清掃業務が不可能又は困難な場合は、知事及び他市町村に応援を要請し、 緊急事態の収拾処置に当たる。

また、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第4節 動物愛護

第1 基本方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所 に避難してくることが予想されるため、町、県、関係団体等は、飼い主に対し動物の災害対策に関 する普及啓発を行う。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア団体及び動物園等との協力体制を確立する。

予防·事前対策

第2 予防・事前対策

1 所有者明示に関する普及啓発

災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明 示の措置を取ることについて普及啓発を行う。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、他の避難所等利用者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

応急対策

第3 応急対策

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等の協力のもと保護し、動物 保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び 環境衛生の維持に努める。

3 情報の交換

町は、県と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他市町村への連絡及び応援要請

4 その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び 警察の協力を得て収容、管理する。

第5節 文教対策

第1 基本方針

災害後の迅速な生活再建のため、学校等の教育活動の早期復旧に努める。

予防・事前対策

第2 予防・事前対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生(本節では以下「児童、生徒等」という。)の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

なお、町は、私立学校等にも以下に準じて同計画を作成するよう助言を行う。

1 町

- (1) 所管する学校等を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画を策定する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校等において計画を立てる。
- 2 校長等(以下「園長」を含む。)
 - (1) 学校等の立地条件等を考慮した上、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てる。
 - (2) 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - ア 町の防災計画における学校等の位置づけを確認し、学校等の役割分担を明確にするととも に、災害時の対応を作成して周知する。
 - イ 児童、生徒等の防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を作成して周知する。
 - ウ 町教育委員会、児玉警察署、消防機関及び保護者の連絡網及び協力体制を確立する。
 - エ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め周知する。
 - オ 学校等においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

応急対策

第3 応急対策

文教施設、設備の被害又は児童、生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給その他について定める。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の 確保等、早期に授業の再開、継続ができるよう配慮する必要がある。

2 実施責任者

(1) 小、中学校、幼稚園の応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、町教育委員会が行い、保育所(保育園)の応急教育及び応急復旧等については、町民福祉課が行

う。

- (2) 災害に対する各学校等の措置については、校長等が具体的な応急対策の計画を立てる。
- (3) 教科書及び学用品の給与については、町長が実施する。

3 災害時の対応

町は、所管する学校等を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

- (1) 校長等は状況に応じ、本編第8章第1節第2「避難計画の策定」(p. 143) に定める計画に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難させる。
- (2) 校長等は、災害の規模、児童、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長等は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、園 児、低学年児童については、教職員が地区別に付き添うこととする。

イ 校内保護

学校等が避難所に指定されているため、校長等は、児童、生徒等を校内に保護し、保護者への連絡に努める。なお、この場合、速やかに町に児童、生徒等の数その他必要な事項を報告する。

ウ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、連絡網によって保護者に伝える。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長等は、町教育委員会と協議し、 決定する。

- (4) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校等の管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- (5) 校長等は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び 児童、生徒等に周知徹底を図る。

4 災害復旧時の対応

町は、所管する学校等を指導及び支援し、災害復旧時における応急教育の対応に努める。

(1) 教育施設及び授業

ア被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとりその対応に当たる。

- イ 被害状況に応じて規定授業時間数の確保に努める。
 - (ア) 校舎の被害が軽微なときは、可及的速やかに応急修理をして授業を行う。
 - (4) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮 授業、二部授業及び分散授業等を行う。
 - (ウ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共

Ⅱ 震災対策編 第11章 生活の再建

施設の利用又は最寄りの学校等の一部を使用し授業を行う。

- (エ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮 校舎を設営する。
- (オ) 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合には、授業のできなかった時間について補 修授業等を行う。

(2) 給食等の措置

- ア 学校給食センター等が被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。
- イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達を行う。
- ウ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生のないよう努める。

(3) 教職員の確保

教職員の被害に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、学校等間における教職員の臨時配置及び補充措置等により教育実施者の確保に努める。

(4) 健康管理及び危険防止

- ア 児童、生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及 び手当を行う。
- イ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等 の予防に万全を期する。
- ウ 被災児童、生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図 る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たる。
- エ 浸水被害を受けた学校等については、教室、給食室、便所等の防疫上必要な箇所の消毒を 早急に実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を 行う。
- オ 学校等の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長等は、その危 険防止について適切な指導を行い、安全を図る。
- (5) 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童、生徒等に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法 については、教育委員会及び学校等において、事前に計画を立てる。

ア 実施機関

学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼する。

イ 給与基準

- (ア) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠く ことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小、中学校、高等学校等(特別 支援学校を含む。)の児童、生徒等に対して行う。
- (イ) 学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

● 教科書(教材を含む。)

● 文房具

● 通学用品

ウ 給付の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む。)については1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

エ 救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

(6) 奨学金貸与の措置

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講じる。

(7) その他の事項

ア 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休校の措置を含め、児童、生徒等の登下校の安全確保に努める。

イ 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所(館)を含め適切に対応する。

- ウ 児童、生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及 び手当を行うなどその万全を期する。
- エ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等 の予防に努める。

(8) 文化財の保護

ア 被害防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため、町教育委員会、所有者及び管理者は、次 に掲げる事項について必要な計画を立てて実施する。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

イ 被害報告

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を 調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて県に報告する。

ウ 応急対策

- (ア) 災害により文化財が被災した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに関係機関等へ通報 するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。
- (4) 国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示 に従いその保存に努める。
- (ウ) 町は、被災した文化財の被害拡大を防ぐため、所有者又は管理者に協力して応急措置に当たる。

資料編 ○ 文化財一覧 P**

第6節 被災中小企業の支援

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第12章 災害復旧及び復興

第1節 迅速な災害復旧

第1 基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被害を受けた各施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復日の実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後の被害の程度を十分検討して作成する。

第2 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を 負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速 やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

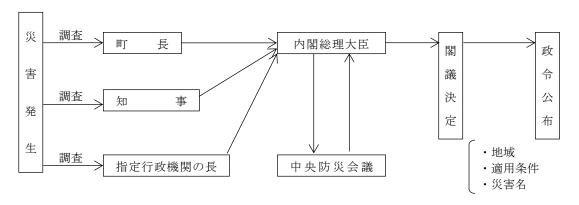
Ⅱ 震災対策編 第12章 災害復旧及び復興

- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染病の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、 県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられる よう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共十木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共十木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業

- 身体障害者更生援助施設災害復旧事業
- 知的障害者援護施設災害復旧事業
- 女性保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業に対する資金の融通に関する特例

エ その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 町が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災公営住宅建設資金の特例
- 産業労働者住宅建設資金の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政 援助
- 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備又は職員 の応援及び派遣等、活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を あげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、現場監督の指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 基本方針

被災前から地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画も促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

第2 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員により構成される災害 復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及び その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 災害復興事業の実施

- 1 災害復興事業の実施
 - (1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
 - (2) 県及び町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

第1 基本方針

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に 見舞われ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧や復 興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等の広範囲な分野について、総合的な支援を行う手順書の策定等について検討する。

第2 被災者の生活確保

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の 規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、 国税地方税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 被災者への融資等

- 1 被災者個人への融資
 - (1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自立更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付けを予算の範囲内で行う。

[生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付]

貸	付支	寸 象	者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸	付	限	度	150万円以内
貸	付	久	件	償還期間:1年以内の据置期間経過後7年以内
貝		条	11	利 率:年1.5% 据置期間中は無利子

[生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付]

貸付対象者			者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に 規定する公営住宅を譲り受けるなどのための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高 齢者世帯
貸	付	限	度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円 以内(災害援護資金と住宅資金の重複貸付)
貸	付	条	件	償還期間:6月以内の据置期間経過後7年以内 利 率:年1.5% 据置期間中は無利子

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅 金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資(建設資金、購入資金又は補修資金)を行 う。

[災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付]

貸	付 対 1	象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、 1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸	付 限	. 度	① 建設資金(基本融資額) 1,460万円以下 ② 建設資金(特例加算額) 450万円以下 ③ 土地取得資金(基本融資額) 970万円以下 ④ 整地資金(基本融資額) 390万円以下
利		率	基本融資額年1. 20% 特例加算額年2. 10%
償	償 還 期 間		耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 木造 (一般)25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 (ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)
そ	そ の 他		住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は、「住宅の 被害状況に関する申出書」の提出が必要。

[災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付]

				住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」(罹災の程度は問わない。)を交付されている
仕	付 対	+ 会		者。
貝	א נין		18	また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地
				資金を補修資金とあわせて融資する。
貸	(+) / I. 170		71 H	① 補修資金 640万円以下
貝	付	限	限 度	② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利			率	基本融資額年1.20%
				20年以内(1年以内の据置期間を設けることができる。)
償	還	期	間	(但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含
				む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、神川町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年条例第99号)に基づき実施する。

[災 害 弔 慰 金 の 支 給]

対象	炎	串	① 自然災害により町内において住居が5世帯以上滅失した災害 ② 自然災害により県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 自然災害により県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 自然災害により災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対	対 象 遣	黄族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む。)、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給 対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支	給	額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円② ①以外の場合 250万円
費用	負	担	国1/2、県1/4、町1/4

[災 害 障 害 見 舞 金 の 支 給]

対	象 災	害	災害弔慰金の場合と同様である。
支	給 対 象	者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支	給	額	① 生計維持者 250万円② ①以外の場合 125万円
費	用 負	担	災害弔慰金の場合と同様である。

[災 害 援 護 資 金 の 貸 付]

対	象	災	害	自然災害により県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害				
				上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得				
				が次の金額を超えた世帯は対象とならない。				
				① 世帯員が1人 220万円				
				② " 2人 430万円				
貸	付	対 氡	き者	③ " 3人 620万円				
				④ " 4人 730万円				
				⑤ 〃 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算し				
				た額				
				⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円				
貸	付	対 匀	きと	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷				
な	る	被	害	② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害				
				世帯主に1か月以上の負傷がある場合				
				ア 当該負傷のみ 150万円				
				イ 家財の3分の1以上の損害 250万円				
				ウ 住居の半壊 270万円 (※350万円)				
				エ 住居の全壊 350万円				
貸	付	金	額					
				ア 家財の3分の1以上の損害 150万円				
				イ 住居の半壊 170万円 (※250万円)				
				ウ 住居の全壊(エの場合を除く) 250万円 (※350万円)				
				エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円				
				※()は、特別の事情がある場合の額				
償	還	期	間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間				
利			率	年3%。ただし、据置期間中は無利子				
費	用	負	担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。				

2 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、施設の復旧に必要な資金及び 事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

[経営安定資金(災害復旧資金)]

				_	中小企業者であって、次に該当するもの											
				① 原則とし	て県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないもの											
融	資	対	象	② 中小企業位	信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業を営											
附工	貝	XJ		むもの												
				③ 経済産業	大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者											
				又は災害の	影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者											
融	資『	艮 度	額	設備資金5,	設備資金5,000万円(組合の場合 1億円) 運転資金5,000万円(組合の場合 6,000万円)											
		条	件	使 途	設備資金及び運転資金											
				貸付期間	設備資金10年以內 運転資金7年以內											
								利 率	大臣指定等貸付 年1.0%以内 (令和2年度)							
融	資			和 辛	知事指定等貸付 年1.1%以内 (〃)											
門工	貝			14	14	1+	1+	1+	1+	1+	1+	14	14-	111	担 保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
						/D === 1.	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外									
				保 証 人	の連帯保証人は不要											
				信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。											
償	還	方	法	元金均等月	賦償還 据置期間2年以內											
申	込 受	付 場	所	中小企業者	は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会											

3 被災農林関係者への融資等

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、県は、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう、業務の適正かつ迅速化に努める。

[天災融資法に基づく資金融資]

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金 使途	種苗、肥料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る。)の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償 還 期 限	3~6年以内(ただし、激甚災害のときは4~7年以内)
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円(一般)のいずれか低い額 (激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合等の民間金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

[日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金]

期間	10年(据置3年以内を含む)以内
貸付利率	年0.16~0.30%(令和3年7月19日時点)
貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を行っているものに限り、特例を受けられる場合有り
担保	連帯保証人又は担保

[埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資]

貸	付 0	り相	手	被害農業者
資	金	使	途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチック ハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・ 養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必 要な資金等
貸	付	利	率	年3.5%以内
償	還	期	限	6年以内(据置1年)
貸	付瓜	艮 度	額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融	資	機	関	農業協同組合等
担			保	保証人
そ	0	7	他	町の被害認定を受けたもの

[農業災害補償]

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速化、適正 化を図る。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業	農作物(水稲:25a以上当然加入、陸稲:10a以上当然加入、麦10a以上当然加入)、果樹 (ぶどう、なし)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭)、園芸作物(施設園芸用施設、附帯施
対象物	設、施設内農作物)、畑作物(ばれいしょ、大豆、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉 豚)、任意(建物、農機具)
支 払 機 関	農業共済組合

[神川町農業災害対策要綱による農業災害資金]

神川町農業災害対策要綱に基づき、天災による災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金(以下「農業災害資金」という。)の貸付けを円滑にする措置を講じることにより、農業経営の安定を図る。

助成・交付の相手	天災による災害によって損失を受けた農業者
農業共済事業 対 象 物	農作物(水稲:25 a 以上当然加入、陸稲:10 a 以上当然加入、麦10 a 以上当然加入)、果樹(ぶどう、なし)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭)、園芸作物(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(ばれいしょ、大豆、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具)
支 払 機 関	農業共済組合

4 義援(見舞)金の受入、配分計画

他市町村から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するための受付、保管等について、町は、県及び日赤と協力し、総合的な計画を確立するとともに、当該計画に基づき活動を実施する。

(1) 義援金の受付

県又は日赤から送付された義援金又は直接町に寄託された義援金品は、財務班が受け付ける。

(2) 義援金品の保管

ア 義援金については、被災者に配分するまでの間、財務班が指定金融機関への一時預託により所定の手続きをとり保管する。

(3) 義援金品の配分

- ア 義援金の配分計画は、被害状況確定後、本部長(町長)が決定する。
- イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案の上、世帯及び人員を単位 として、福祉班が立案する。ただし、被災者の救護は、原則として現物により給付しなけれ ばならないので、法定外給付として、その一部又は全部を公正に配分する計画を確立し、給 与する。
- ウ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅 速かつ公平に分配する。

第4 被災者生活再建支援制度

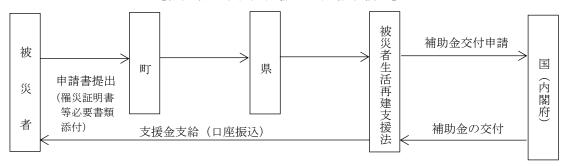
地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した 生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観 点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。						
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、 る災害)	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象より生ず る災害)					
対象災害の 規 模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①~③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害						
支援対象世帯	住宅が全壊(全焼・全流出等)した世帯その他これに準ずる被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊:損害割合50%以上 半壊:損害割合20%以上50%未満 大規模半壊:損害割合40%以上50%未満 中規模半壊:損害割合30%以上40%未満						
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 住宅の被害程度 全壊 解体 長期避難 大規模半壊 支給額 100万円 100万円 100万円 50万円 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <全壊等> 住宅の再建方法 建設・購入 補修 外) 支給額 200万円 100万円 50万円						

	<	中規模半壊>				
	住宅の再建方法 建設・購入 補修		補修	賃借(公営住宅以 外)		
		支給額	100万円	50万円	25万円	
		※一旦住宅を賃借した	後、自ら居住する住宅	を建設・購入(又は補修	で)する場合は差額を支給	
ĦŢ.	② 杯 ③ 被 ④ 才	③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付				
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 ④ 特定の医療器具等を対象とする場合の申請等					
被 災 者 生活再建 支援法人	 国への補助金交付申請等 支援金の支給 支給申請書の受領・審査・支給決定 使途実績報告書の受領及び審査 申請期間の延長・報告 					
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等					

[被災者生活再建支援金の支給手続き]



※ 県では、支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度(前述)では、同一の地域で発生した同一災害であっても、 一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。

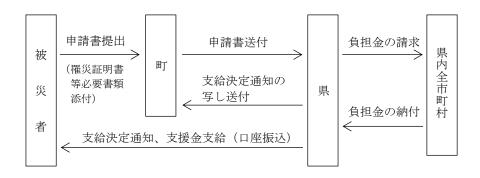
※平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目 的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金 を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	(被災者生活再建支援法の規定と同様)
対象災害の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象 世 帯	住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要

	綱第2条第1項(2)ア〜エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様						
支 給 額	(※世帯人数が1人の ①住宅の被害程度に応 住宅の被害程度 支給額 ②住宅の再建方法に応 住宅の再建方法	支給額 100万円 100万円 50万円 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) 住宅の再建方法 建設・購入 補修 賃借(公営住宅以外) 支給額 200万円 100万円 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円 200万円 100万円					
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への送付						
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定						

[埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続きの流れ]



(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目 的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を 支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対象災害の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
支 給 額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
町	① 住宅の被害認定② 罹災証明書等必要書類の発行③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務

	④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

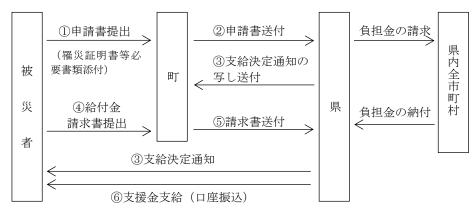
[埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続きの流れ]

※埼玉県・市町村生活再建支援金と同様

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目 的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対象災害の 規 模	自然災害の規模は問わない。
給付対象 世 帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(仮住宅)に入居した全壊世帯(埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯) ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
支 給 額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額(敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。) とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、 給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	① 住宅の被害認定② 罹災証明書等必要書類の発行③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査 (第 2 次)、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

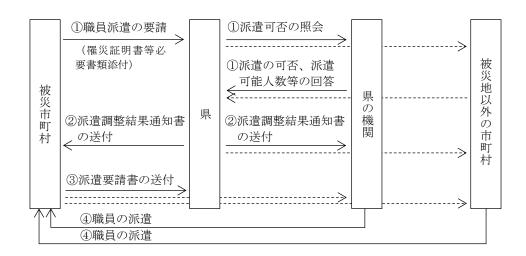
[埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続きの流れ]



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目 的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速や かな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村(要請市町村)	①県に職員派遣の要請(派遣要請依頼書の提出) ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村(派遣市町 村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

[埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続きの流れ]



第13章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

町を含めた埼玉県域は、同法に基づいた推進地域には指定されていないが、平成24年の内閣府の発表によると、南海トラフでの地震により、最大で震度5弱から5強の揺れが起こると推定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が 南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、それに伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

<参考:「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

町は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度の揺れが起こることが予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」については、参考として資料編に掲載することとする。

資料編 ○ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 P**

第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、気象庁等から、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が高まった旨の「南海トラフ 地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市 町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町は、庁内等にこれを伝達する。

観測した 南海トラフの想定震源域のプレート境 南海トラフの想定震源域又はその 異常な現象 界面で通常とは異なるゆっくりすべり 周辺でM6.8程度以上の地震が発生 【現象発生】 が発生した可能性 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表 【5~30分後】 異常な現象に対する評 有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関る評価検討会」を 【1~2時間後】 開催し起こった現象を評価 プレート境界 M7以上の のM8以上の くゆっくり 左の条件を満 侕 地震 すべり> 地震 たさない場合 <一部割れ> <半割れ> 評価の結果 南海トラフ地震 南海トラフ地震 南海トラフ地震 発表される情報 臨時情報 臨時情報 臨時情報 【最短2時間後】 <巨大地震注意> <巨大地震警戒> <終了>

[気象庁による南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ]

2 町民、企業等への呼びかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、	企業等に対	して	も適切	な防災対応を	7 7	5 よ	う呼びかける。	_

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間	
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間(警戒1週間、注意1週間)	
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報	1週間	
ゆっくりすべり	(巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた 期間とおおむね同程度の期間	

(1) 町民の防災対応

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間、可能な範囲で地震発生に注意した行動や安全な行動をとる。

(2) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、町は、本編各章に基づき災害対応を行うものとする。

第 14 章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年(1783年)の大噴火において、本庄~深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

また、富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書 (2004年) や富士山火山広域防災検討会報告 (2005年) による降灰可能性マップによれば、県内では、最大で2~10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm 未満の降 灰が予想されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 基本方針

浅間山及び富士山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、 甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第2 火山噴火の被害想定

1 浅間山が噴火した場合

県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。ただし、浅間山火山防災協議会作成の火山ハザードマップによると、群馬県の高崎市(役場本庁舎から約 15km 北西)では、最大想定で 20cm 以上降灰の可能性があるとされている。

- 2 富士山が噴火した場合 町では、2cm未満の降灰が予想されている。
- 3 その他の火山が噴火した場合

その他の近隣の火山(草津白根山等)が噴火した場合にも、数 cm の降灰堆積の可能性がある。

資料編 ○ 火山ハザードマップ(浅間山) P**
○ 降灰可能性マップ(富士山) P**

降灰とは

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 〇粒子の直径が 2 mm より小さな噴出物($2 \sim 0.063 \text{ mm}$ を砂、0.063 mm未満をシルトと細分することもある)
- ○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- ○亜硫酸ガス (SO2)、硫化水素 (H2S)、フッ化水素 (HF) 等の火山ガス成分が付着
- ○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ○硫酸イオンは金属腐食の要因
- ○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム(石膏)と なる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- ○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- ○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる

苦鉄質 (シリカに乏しい) マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない 珪長質 (シリカに富む) マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

(出典) 内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第3 予防・事前対策

1 火山噴火に関する知識・情報の普及

町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報(噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報等)の種類と発表基準についての周知を図る。

(1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型 火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとん どない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山 名」、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や町民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市

町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合の対応を下表にそれぞれ示す。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域)	居住地域及び	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
又は噴火警報	それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている。)。	レベル4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
又は 火口周辺警報	火口から少し離れた 所までの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ。)。	レベル1 (活火山であるこ とに留意)

[噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合]

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報(居住地 域)又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)。	活火山であること に留意

資料編 ○ 埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況 P**

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を 守る行動を取ってもらうために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(噴火の規模が確認できない場合は発表する。)
- ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでな

く、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

	定時	●噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表 ●18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報	速報	●噴火が発生した火山*1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表 ●噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
	詳細	●噴火が発生した火山*2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表 ●噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

- ※1 降灰予報 (定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報 (定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

(7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるために発表する。

2 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

3 食料、水、生活必需品の備蓄

高速道路への降灰等に伴い物資の輸送に支障が生じることが想定されるため、町民に家庭内にお ける備蓄(3日分以上、可能であれば1週間以上を推奨)を推進する。また、必要に応じてマスク やゴーグル等の準備も推奨する。

第4 応急対策

1 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策の実施に努める。

- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は町内に降灰があったときは、県及 び降灰があった市町村と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に 関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て降灰状況を町民等へ周知する。

「県災害オペレーション支援システムで取得する情報]

●噴火警報・予報

●火山の状況に関する解説情報

●噴火に関する火山観測報

●火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、県災害オペレーション支援シス テム等により県に伝達する。

降 灰 調 査 項 目]

- ●降灰の有無・堆積の状況 ●時刻・降灰の強さ
- ●構成粒子の大きさ

- ●構成粒子の種類・特徴等
- ●堆積物の採取 ●写真撮影 ●降灰量・降灰の厚さ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合は、外出の際は目やのどを保護する、家屋に火山灰が入らない よう窓を閉める、自動車の運転は視野の確保に努め、スリップに注意するなど、降灰時にとる べき行動を、町民に発信する。発信にあたっては、即時性の高いメディア(緊急速報メール、 ツイッター、データ放送等) も活用する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、町 は避難所を開設・運営する。

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の 健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速 やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による影響として、以下の事例が想定される。二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

(例) 電気設備:降灰の荷重により、電線が切れる。

雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。

上水道:水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。

火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素等の水質の値

が上昇する。

道 路:降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

鉄道:分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

対応の詳細は本編第3章第6節「公共施設等の応急対策」 (p. 86) 及び第7節「交通対策」 (p. 89) を準用する。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらす とされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 宅地等各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(各施設管理者)の責任において実施するものとする。
- (4) 町は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- (5) 町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋(克灰袋)を配布する。 用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

町は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

9 物価の安定、物資の安定供給

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、 売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第5 復旧対策

1 継続災害への備え

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する 可能性がある。そのため降灰後は、警戒基準雨量の見直し・警戒避難体制の確立・降雨時の避難 の実施等により、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

第 15 章 最悪事態(シビアコンディション)への対応

第1節 シビアコンディションの設定

第1 シビアコンディションを設定する目的

本計画の基礎となる県地震被害想定調査は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を 基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。 しかし、実際に大規模地震が発生したときは、平均的に算出された被害想定を超える、最悪な事態が生じる可能性もある。そのため、町、町民及び防災関係機関は、その最悪事態(シビアコンディション)を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

本編第1章から第13章では、県地震被害想定調査に基づく防災対策として、ハード面の整備をは じめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組 を記載している。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけでの対応には限界がある。そこで、シビアコンディションへの対処は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり県地震被害想定調査に基づく特定地震を対象とした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態もシミュレーションし、防災関係機関や住民との共有事項としている。町もこれを鑑み、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、町民の生命を守ることが最優先とする。

さらに、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる町が、県内外を問わず、他市町 村への応援を行っていくことになる可能性もある。

次節から、発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の 方向性を検討する。

第2節 各シビアコンディション

第1 命を守るのは「自分」が基本<家具の転倒対策>

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死 が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び 交い、命を奪う凶器となる。

また、家具の転倒等で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う上、これを起因とした重傷者が大量に発生すれば、十分な医療処置を受けることも難しくなる。

課題	●家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。●室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対 策 の方 向性	●家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。●家具の配置を見直し、家具の固定を進める。●地震に備えた防災総点検を行う。

第2 支援者の犠牲はあってはならない

消防庁のまとめでは、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多く、犠牲になった消防団員の多くは、水門等の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けたものである。内陸である町でも、一定規模以上の地震が起きた場合は河川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を消防団が行うこととなる。

大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員等、地域防災を担う多くの支援者が消火活動支援や避難支援を行い、地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠である。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしないために、「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

課題	●発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。●現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	 ◆救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ◆支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ◆必要な資機材(無線機、人命救助用エンジンカッター等)の装備を進める。 ◆防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

第3 火災から命を守る

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で強風であったこと、昼食時の発災でかまど使用も多かったことにより、各所で火災が発生し、時速400~800mの速さで延焼した。延焼地帯は拡大して「合流火災」「火災旋風」となり、多数の「火災旋風」が発生し、3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われる。

一方、首都直下地震に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物 倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。シビアコンディションとして考えられるのは、 地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や 交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、木造住宅が密集する区域にお いて大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、更に消火活動は遅れ、町民への被害が多大になる。

課 題 ●消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。 ●消防機関の現場到達を早める。 ●火災から逃げ遅れる人をなくす。 ●自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ●安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ●被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。 ●道路啓開や交通規制を行うため、児玉警察署、協定締結企業を円滑に統括し、通行可能な緊急輸送道路を迅速に確保する。

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる 事態となり、復旧に1~2か月を要した。発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに 復旧に時間がかかり、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所では復旧に4か月を要 した。これを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災 後1か月以上続くことも想定される。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用をはじめとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

非常用発電設備が備えられていても、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間にわたり燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

課題

- ●災害対応を行う防災活動拠点は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動 を継続させなければならない。
- ●電力、ガス、道路等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ●首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対 策 の 方 向 性

- ●防災活動拠点、特に災害対策活動拠点である役場本庁舎では、燃料又は電源を多重的に 確保する。
- ●災害時における重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。

- ●非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動 を支援する。
- ●町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮 設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- ●長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、町民及び町外からの避難者の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

第5 そのとき、道路は通れない

大規模災害時には、老朽化した道路・橋梁の損壊、落橋や、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性がある。また、車両での避難者が続出する場合、交通渋滞に加え、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、更なる渋滞の原因となる。

課題

- ●被災地の防災活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- ■緊急車両の通行を阻害する緊急輸送道路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が 必要である。
- ●道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- ●災害時における交通ルール (緊急輸送道路への進入禁止や、車両を降りて避難する際の ルール (鍵はつけたままにするなど)) について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急輸送道路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先 的道路啓開のシミュレーションを行う。

第6 デマやチェーンメールは新たな災害

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著 しく制限された。

その中で、SNS等新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険(二次災害)を引き起こす可能性もある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渇望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。

第7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

国の被害想定では、首都直下地震では首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約24万4千人が重傷者の見込みとなっている。

医療活動の主体は、超急性期(48時間以内)から急性期(1週間以内)では、災害派遣医療チーム (DMAT) が中心になるが、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。特に新型感染症が流行している現在ではなおさらである。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾 患に対するケアが必要になる。

課題	●迅速な受入医療機関を確保する必要がある。●道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。●電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	 ●衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム(EMIS)の整備等、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。 ●医薬品等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。 ●平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ●一定の安全を確保した上での町民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

第8 危険・不便な首都圏からの避難

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの首都直下地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されている。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者は更に増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

また、道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難(疎開)を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、更に北側(北関東や東北地方)に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

● 避難所における長期生活が困難な者の把握(配慮の種類や規模)。 ●緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難(不便地からの脱出)に伴う広域 受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 課 ●観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしで の行動を強いられる。 ●町外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。 ●都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ 受入先や輸送手段等を確保する。 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ●九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入 対策の 調整を行い、県内又は群馬県・新潟県(三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ)と 方 向 性 調整を行う。 ●発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ●被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信す る。

第9 助かった命は守り通す

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死・災害関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上る。死亡に影響のあった事由しては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば慢性透析患者等は、首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶したとき、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

課題 ●配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保 ●福祉避難所等、比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。 ●在宅避難している要配慮者への対策(高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り) ●被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ●避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ●災後は、帰還できる体制(道路、住宅、医療等)を早期に整備する。 ●被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

第10 食料が届かない

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。輸送に関して、道路啓開まで数日を要し、避難所には十分な食事が行きわたらなかった。道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる可能性がある。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。さらに、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることも想定外ではない。例えば南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こった場合、かなりの食料が不足することが懸念される。

課題	● 広域物資供給体制の整備● 広域緊急輸送体制の整備
対策の方向性	 ●被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。 ●国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。 ●原則3日以上、可能であれ1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ●複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

III 風水害対策編

第1章 災害に強い地域づくり

第1節 防災組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、各種機関・団体との協力体制を整備する。

震災対策編第1章第1節「防災組織の整備」を準用する。

【⇒p. 41】

第2節 防災教育

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し、自主防 災思想のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、防災教育を行うも のとする。

震災対策編第1章第2節「防災教育」を準用する。

【⇒p. 50】

なお、上記内の第3 8「緊急地震速報の普及・啓発」については、風水害対策編である本編では下記の事項に置き換える。

8 マイ・タイムラインの作成促進

水害はある程度予測可能な災害であるため、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な 避難行動をとることで自らの命を守ることできる。

町は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成に関する普及啓発を行う。

第3節 防災知識の普及

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、 地域防災体制の確立に資するため計画する。

震災対策編第1章第3節「防災知識の普及」を準用する。

【⇒p. 53】

第4節 防災訓練

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の 連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及と向上を図る。

震災対策編第1章第4節「防災訓練」を準用する。

【⇒p. 54】

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 防災まちづくり

災害による町内の被災を最小限にとどめるため、災害に強いまちづくりを行う。 震災対策編第2章第1節「防災まちづくり」を準用する。

【⇒p. 59】

第3章 応急対応

第1節 町の活動体制

応急対策

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、本部を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町民等の協力を得て、町の有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、町内に国の特定(非常・緊急)災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動にあたってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(1) 風水害等

	配 備 体 制		配備基準	動員計画
	待機体制		各種注意報・警報発令時又は その他災害発生のおそれのあ る時	事前に指定された職員
	警戒体	第1配備	災害の要因が発生した場合主 として情報の収集及び報告並 びに警報等の伝達を任務とし て活動する体制	職員等動員計画による
風水害等	制	第2配備	軽微な災害が発生した場合災 害状況の調査及び非常体制の 実施に備えて活動する体制	
7	非常体制		相当な規模の災害発生が予想 される場合、応急対策活動に 即応できるように当該課長 が、必要と認める職員を配備 して活動する体制	災害対策に全機能を集中する ○総務班 ○連絡調整班 ○財務班 ○総合支所班 ○福祉班 ○健康班 ○環境班 ○農林班 ○商工班 ○建設班 ○上下水道班 ○学校教育班 ○社会教育班

- ア 待機体制及び警戒体制 (本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進す る体制)
- イ 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)
- (2) その他災害
 - ア 待機体制及び警戒体制 (本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)
 - イ 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)

Ⅲ 風水害対策編 第3章 応急対応

2 配備体制の決定

防災環境課長(本部開設後は総務部長)が状況について具申し、町長が決定する。

3 本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、本計画及び本部条例により、本部を設置する。

(1) 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは町長は直ちに、本部の名称及び設置場所を、県災害対策課、消防団、町防災会議各機関、町民、報道機関等に通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

(2) 設置場所

ア 本部は、役場本庁舎内に置く。ただし、役場本庁舎が被災した場合には、直ちに代替場所 を神川町中央公民館と定め、職員及び防災関係機関に周知する。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「神川町災害対策本部」の掲示をする。

(3) 本部の組織

震災対策編第3章第1節第2 3(3)「本部の組織」(p.68)を準用する。

(4) 本部長の職務代理者の決定

震災対策編第3章第1節第2 3(4)「本部長の職務代理者の決定」(p.72)を準用する。

4 災害対策の活動要領

震災対策編第3章第1節第2 4「災害対策の活動要領」(p.72)を準用する。

ただし、警戒体制での活動にあたっては次の点に留意する。

(1) 警戒体制の活動

本部設置前の措置	 ●気象状況の把握及び分析 ●土砂災害警戒情報の迅速な伝達及び町内広報 ●県災害対策課、北部地域振興センター、本庄農林振興センター、寄居林業事務所、本庄県土整備事務所、隣接市町その他防災関係機関と連絡を取り、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化 ●命令の伝達及び徹底
災害用備蓄資器材の 点検整備	●災害対策用物資及び器材の点検整備●医薬品及び医療資器材の点検整備●防疫薬品及び防疫資器材の点検整備
情報連絡活動	●情報連絡体制の確立●気象情報及び土砂災害警戒情報の把握及び伝達●水防情報の把握
災害警備対策	●避難の誘導
本部の設置準備	●北部地域振興センター、本庄県土整備事務所、寄居林業事務所に対し、本部の災害対策動向の連絡●本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び動員確保●医療救護班の活動開始準備●避難所の開設準備

5 初動体制の整備

震災対策編第3章第1節第2 5「初動体制の整備」(p.74)を準用する。

第2節 職員の動員配備

応急対策

第1 基本方針

風水害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、適切な応急対策にあたるため、配備体制に沿って職員を動員するものとする。

第2 職員の配備体制

1 配備体制

【再掲】

	配備体制		配備基準	動員計画
	待機体制		各種注意報・警報発令時又はそ の他災害発生のおそれのある時	事前に指定された職員
	警戒体制	第1配備	災害の要因が発生した場合主と して情報の収集及び報告並びに 警報等の伝達を任務として活動 する体制	職員等動員計画による
風水害等	制	第2配備	軽微な災害が発生した場合災害 状況の調査及び非常体制の実施 に備えて活動する体制	
等 	非常体制		相当な規模の災害発生が予想される場合、応急対策活動に即応できるように当該課長が、必要と認める職員を配備して活動する体制	災害対策に全機能を集中する ○総務班 ○連絡調整班 ○財務班 ○総合支所班 ○福祉班 ○健康班 ○環境班 ○農林班 ○商工班 ○建設班 ○上下水道班 ○学校教育班 ○社会教育班

2 配備体制の決定

防災環境課長(本部開設後は総務部長)が状況について具申し、町長が決定する。

第3 職員の動員体制

本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

- 1 連絡責任者の任命及び責務
 - (1) 各課に業務連絡の責任者をあらかじめ定めておく。
 - (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発 受に関する連絡等とする。
 - (3) 連絡責任者に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を防災環境課長まで届け出ること。
- 2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

ア 本部長(町長)の指示により非常配備を決定した場合、防災環境課長は各課連絡責任者に

これを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。

- イ 各課の連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員に所定の配備による事務又は業 務に従事させる。
- ウ 防災環境課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (2) 勤務時間外、休日等における伝達及び配備
 - ア 日直員又は防災環境課職員は、非常配備に該当する災害情報を入手したときは、電話等により防災環境課長に連絡する。防災環境課長は本部長(町長)、副本部長(副町長・教育長) に報告し、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。
 - イ 防災環境課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
 - ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(3) 自主参集

勤務時間外等において電話等による伝達が不可能となった場合に、テレビ、ラジオ等による 情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときには、連絡責任者からの連絡を待たずに職員 自ら所属の課所に参集する。

(4) 非常参集

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に交通途絶等のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの出先機関に参集し、各部長の指示に従い防災活動に従事する。

なお、交通の混乱等で参集に時間がかることが予想される場合は、先に参集した職員を初動 班として、各種情報の収集伝達等の初動活動に当たる。

第4 災害時における職員の服務心得

震災対策編第3章第2節第4「災害時における職員の服務心得」(p.76)を準用する。

第5 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第3節 防災活動拠点

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、防災対策上の中枢機能を高めるとともに、 防災活動拠点を適切に整備する。

震災対策編第3章第3節「防災活動拠点」を準用する。

【⇒p. 77】

第4節 事前措置及び応急措置等

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町長又は知事等は必要な応急措置を速やかに実施しなければならないため、必要事項を定める。

震災対策編第3章第4節「事前措置及び応急措置等」を準用する。

【⇒p. 79】

第5節 交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通の運 行を確保する。

震災対策編第3章第7節「交通対策」を準用する。

【⇒p.89】

なお、上記内の第3「交通規制対策」において、本編においては下記の事項を追加する。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第6節 災害時の警備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持のため、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施するとともに自主防犯組織の整備を促進し、治安の万全を期する。

震災対策編第3章第8節「災害時の警備」を準用する。

【⇒p. 93】

第4章 災害情報の収集及び伝達

第1節 災害情報体制の整備

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に 収集、伝達、処理する必要がある。最新の情報通信技術の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、 総合的な災害情報体制を整備するよう努める。

震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」を準用する。

[⇒p. 94]

第2節 気象業務整備計画

予防·事前対策

第1 基本方針

気象に関する自然災害を防止するため、気象観測施設の整備を図るとともに防災関係機関相互の 連絡通報体制の整備・充実を推進するものとする。

第2 観測施設等の整備

気象官署は予報を的確に行い、適切な時間に注意報・警報を発表するよう気象観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努力するものとする。

第3 気象観測及び通報体制

1 地域気象観測システム:通称「アメダス」

集中豪雨等の異常気象を監視し、適切な防災対策を講じるため、気象官署の観測網だけでは不十分なため、きめ細かな観測網が必要である。

このため、全国約 1,300 箇所、県内 14 箇所に観測所を展開し、観測資料を電話回線等により気象庁に集信し、各気象官署に配信するシステムを整備している。

[地域気象観測システムの観測所の種別]

観測所の種別	観測通報データ	集信時刻
地域気象観測所(気象官署及び特別 地域気象観測所を含む)	降水量、気温、風向、風速、日照、 積雪の深さ(一部のみ)	10分ごと集信
地域雨量観測所	降水量	10分ごと集信

[システムの構成図]



第3節 注意報及び警報等の伝達

応急対策

第1 基本方針

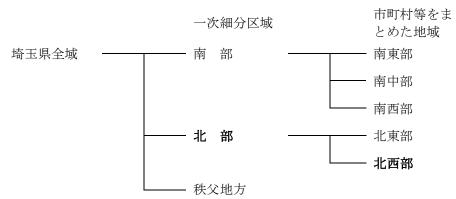
この計画は、注意報・警報・特別警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第2 注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準等

- 1 気象業務法に基づく注意報・警報・特別警報等
 - (1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報、警報及び特別警報を発表する。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、市町村等をまとめた地域とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行う。



- イ 注意報・警報・特別警報の細分区域
 - 町は一次細分区域で北部に、市町村等をまとめた地域で北西部に該当する。
- ウ 種類及び概要

[注意報の種類と概要]

	種	類	概 要
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等に よる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	気象注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「雹(ひょう)」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い 雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
一般の利 用に適合	気象注意報	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
するもの		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表 される。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結 や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	地 面 現 象 注 意 報 ^{*1}	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、崖崩れ、地すべり等によって、災害が起こる おそれがあると予想されたときに発表される。
	浸水注意報※2	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動の利用に	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
適合する もの	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

- ※1 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。
- ※2 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注 意報に含めて発表される。

[警報の種類と概要]

	種	類	概 要
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程 障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
気象警4	気 象 警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
用に適合するもの		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	地面現象	地 面 現 象	大雨、大雪等による山崩れ、崖崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こ るおそれがあると予想されたときに発表される。
	浸水警報※2	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害とし て、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動の利用に	水防活動用 気 象 警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
適合する もの	水防活動用 洪 水 警 報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表される。

- ※1 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。
- ※2 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注 意報に含めて発表される。

[特別警報の種類と概要]

	種	類	概 要	
	気 象 警 報 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
一般の利		気 象 警 報	4.5	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。
用に適合するもの			暴 風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。
			暴 風 雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	地 面 現 象 特別警報 ^{※1}	地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、崖崩れ、地すべり等によって著しく重大な災害 の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。	
水防活動 の利用に 適合する もの	水防活動用 洪 水 警 報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。	

^{※1} 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。

エ 発表基準 (一次細分区域:北部、市町村等をまとめた地域:北西部)

(令和2年8月6日現在)発表官署 熊谷地方気象台

[注意報・警報等の種類及び発表基準]

種		類		基 準 値
	大	=	表面雨量指数基準	10
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	雨	土壤雨量指数基準	89
			流域雨量指数基準	
	洪	水	複合基準*1	-
	,	,,,	指定河川洪水予報による 基 準	神流川 [若泉]
	強	風	平 均 風 速	11m/s
	風	雪	平 均 風 速	11m/s 雪を伴う
注意報	大	雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
在 总 取	<u>ئ</u> ا	彰	落雷等で被害が予想され	る場合
	融	雪		
	濃	霧	視程	100m
	乾	燥	最小湿度25% 実効湿度	55%
	な	だれ		
	低	温	夏期:低温のため農作物 冬期:最低気温-6℃以	に著しい被害が予想される場合 下 ^{※2}
	ž.	育	早霜・晩霜期に最低気温	4℃以下
	着氷	• 着 雪	著しい着氷 (雪) で被害	が予想される場合
	大雨-	浸水害	表面雨量指数基準	23
	N M	土砂災害	土壤雨量指数基準	124
			流域雨量指数基準	
	洪	水	複合基準 ** 1	-
警報			指定河川洪水予報による基準	神流川 [若泉]
	暴	風	平 均 風 速	20m/s
	暴	虱 雪	平 均 風 速	20m/s 雪を伴う
	大	雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
記録的短	時間大	雨情報	1 時 間 雨 量	100mm

^{※1 (}表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

^{※2} 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

(2) 各種気象情報

ア 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「埼玉県南部」等)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(「埼玉県」等)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を 観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分 析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、 土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような稀にしか観 測しない雨量の雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所 について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

エ その他の気象情報としては、台風に関する情報、竜巻注意情報、大雨に関する情報、低気 圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報等がある。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

気象庁では、大雨等による災害の危険度の高まりを5段階で確認できる危険度分布を公表している。

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報 (浸水 害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨

	量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「極めて危険」(濃い紫):重大な洪水災害が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予 測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知、水防警報

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらか じめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で ある。警戒レベル2~5に相当する。

町に影響がある対象河川は神流川である。

[指定河川洪水予報]

種 類	標 題	概 要
洪 水 警 報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の 行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注 意水位以上で、かつ、避難判断水位未満の状態が継続していると

き、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発
表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

町に影響がある対象河川は女堀川である。

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがある と認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水 防活動に指針を与えるものである。

町に影響がある対象河川は神流川と女堀川であり、神流川に関しては、高崎河川国道事務所が、女堀川に関しては県が発表する。

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、戸別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目に該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が 発表基準に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準に 達しないと予想される場合

(3) 町の措置

町長は県等関係機関から注意報、警報及び特別警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び

Ⅲ 風水害対策編 第4章 災害情報の収集及び伝達

町民その他関係のある団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、町が警戒対象となった場合は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難情報を発令する。

4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法第 31 条に基づき、土砂災害 緊急情報を発表する。

土石流、地すべり、河道閉塞による湛水、河道閉塞による湛水を原因とする土石流については 県の緊急調査により県から町へ伝達される。

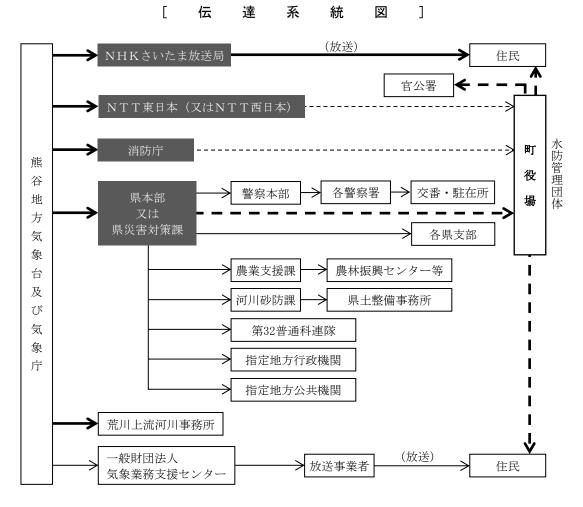
火山噴火に起因する土石流等、高度な専門知識及び技術を要する自然現象については国の緊急 調査により、国から町及び県へ伝達される。

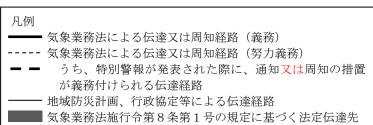
5 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準としては、気象の状況が熊谷地方気象台の定める、乾燥注意報及び強風注意報と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に実施される。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第3 気象注意報・警報・特別警報等の伝達

1 気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報・特別警報等を発表、切替え、解除した場合は、次の機関へ通知するものとする。





2 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災環境課責任者(又は県防災担当者)等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、町は、避難情報等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

[気象台からの電話連絡の基準]

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ① 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ② 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の 切替をした場合
 - ③ 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

3 河川事務所等と町とのホットラインの運用

(1) ホットライン

高崎河川国道事務所長及び荒川上流河川事務所長は、洪水予報によって提供している情報に加えて、現状及び今後の水位情報の見込み等について、町長に直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

(2) 第二ホットライン

高崎河川国道事務所及び荒川上流河川事務所(課長等)は、避難判断水位・氾濫危険水位へ 到達予測が出た場合等、前記ホットラインでの情報提供の他、事前に詳細情報として、水防担 当者へ直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

[災害ホットラインの概要]

伝達事項	●水位の現況 ●降雨の状況 ●予測水位 ●その他詳細情報 (第二ホットラインで追加される伝達事項)
伝達の タイミング	●避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点●大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながるおそれのある状況が発生した場合

第4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない(災対法第 54 条)。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない(同条第2項)。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない(同条第3項)。

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合において、町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

- 3 前項通報の中で気象庁(熊谷地方気象台)に行う事項
 - (1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、強い雹(ひょう)等

(2) 地震・火山に関する事項

ア 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

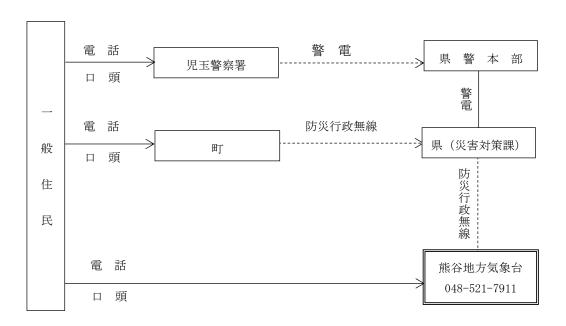
イ 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

[異常現象の通報・伝達経路]



5 現象の説明

(1) 噴火現象

噴火(爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流)及びそれに伴う降灰砂等

(2) 噴火以外の火山性異常現象

ア 火山地域での鳴動の発生

イ 火山地域での地震の群発

第5 町における措置

1 町の措置

町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び町民その 他関係のある団体に伝達しなければならない(災対法第56条)。

2 勤務時間外、休日等における注意報等の伝達

町は、勤務時間外、休日等に伝達させる注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われる よう体制を整備する。

町における連絡体制を以下に示す。

- (1) 日直員(委託)の配置・伝達(休日等 午前8:30~17:15まで) 日直員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の機関から通知され、若しくは災害発生 が予測される場合には、直ちに電話等により防災環境課長に連絡する。
- (2) 勤務時間外及び日直員配置時間以外の伝達 勤務時間外及び休日等の日直配置時間以外においては、防災環境課職員が県防災情報メール を受信し、非常配備に該当する気象情報又は災害が予測される場合には、直ちに電話等により 防災環境課長へ連絡する。
- (3) 関係各課長への連絡等 防災環境課長は、日直員又は防災環境課職員から連絡を受けた場合は、町長、副町長に報告 し、配備体制の指示を受け、各課長へ防災緊急連絡網により伝達する。
- 3 火災警報の発表

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めると き、消防法の定めるところにより火災警報を発表してその周知徹底を図る。

第4節 災害時の情報通信

応急対策

第1 基本方針

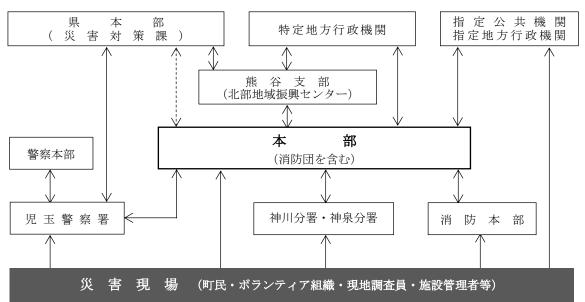
災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関 と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集する。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行う。

第2 被害状況等の報告通報系統

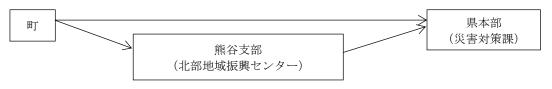
1 統括的系統図

[被害状況等の被統括的系統図]





[県災害オペレーション支援システムによる報告]



※災害時の状況により支部経由とする。

第3 災害情報計画

1 趣旨

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害 状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報 告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項につい て、同時に報告しなければならない。

2 基本事項

(1) 町の情報収集体制

町は、下表の主要警戒地点等に情報調査係を配置し、迅速かつ正確な被害情報の収集体制を とることとする。

[町内の主要警戒地点等]

施 設 名 等	情報調査係
河川、用水路	
#水路、排水機場 ○八日市地内:排水路スクリーン ○肥土地内:八高線アンダーパス(排水機場) 一般町道 ○渡瀬地内:こだま神川CC進入路	- 職員等動員計 画 に よ る
净水場 ()矢納地内:矢納浄水場()阿久原地内:高浜浄水場、住居野浄水場、阿久原浄水場()新宿地内:中央浄水場下水処理場	-
○渡瀬地内:渡瀬浄化センター公園、ため池○矢納地内:城峯公園○二ノ宮地内:金鑚清流公園○新里地内:前池、羽根倉池、谷池その他土地改良施設全般	_

(2) 情報総括責任者

災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

(3) 被害報告の系統

ア 被害報告は、連絡調整班において取りまとめるが、本部設置前は防災環境課において行う。

- イ 各部長は、町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対し てとられた措置の概要を防災環境課長を経て町長に報告する。
- ウ 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行

- うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行う。
- エ 町長は、町防災会議構成機関に対し、必要に応じ被害状況及び応急対策等を報告する。
- オ 被害状況等の報告及び取りまとめ担当課は、次のとおりとする。

	調	査	項	目			担		当		課
人	ŀ	的	被	E	害		町	民	福	祉	課
住	A S	家	被	E	害		建		設		課
公	共	建	物	被	害		総	合	政	策	課
文	教	施	設	被	害	教育	委員	会	学務課	・生涯	王学習課
農材	・畜産	産及び	農林美	Ě施設	皮害		経	済	観	光	課
公	共 土	: 木	施	設 被	害		建		設		課
上	下	水	道	被	害		上	下	水	道	課
商	工	関	係	被	害		経	済	観	光	課
医	療	施	設	被	害		保	険	健	康	課
福	祉	施	設	被	害		町	民	福	祉	課
火		災	被	ŧ	害		総 衤	務 課	• 地 域	総務	課
町	営	住	宅	被	害		地	域	総	務	課

3 情報の収集

- (1) 町は、災害情報の収集にあたっては、消防本部及び児玉警察署と緊密に連絡するものとする。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、本部内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意しなければならない。
- (3) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとする。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所やその者を速やかに調査し、特定するものとする。
- (5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。
- (6) 孤立集落については、早期解消の必要があることから、町及び各関係機関は、それぞれの所管する道路・ライフライン等の途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、共有するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な等要配慮者の有無の把握に努める。

4 情報の報告

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告するものとし、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ①町の区域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、 一部破壊及び浸水)被害及び崖崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- ② 救助法の適用基準に合致するもの
- ③町が本部を設置したもの
- ④ 災害が近隣市町にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①~⑤の要件に該当する災害に進展する おそれがあるもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対してとられた措置(本部の設置状況、主な応急措置の状況、その他必要事項)
- ⑥ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要事項

(3) 報告の種別と方法

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、以下の区分で報告する。

なお、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係 公共土木被害を優先して報告する。

	類	報告	方 法
種		県災害オペレーション 支援システム	同システムが使用不可能な場合
被害速報	発生速報	被害の発生直後に必要事項を入力	様式第1号「発生速報」により 防災無線FAX等で報告
恢音坯報	経過速報	逐次必要事項を入力	様式第2号「経過速報」により、防災無線FAX等で報告
確定速報		様式第3号「被害状況調」により、 7日以内に文書で報告	、災害の応急対策が終了した後、

(4) 県の報告先

ア 速報 (発生速報、経過速報)

段階	時 間	連絡先	手 段
県災害対策本部設置前	勤務時間内	危機管理防災部 危機管理課	電話、FAX、
(現地対策本部又は支部設置前)	勤務時間外	危機管理防災部 当直	防災行政無線
県災害対策本部設置後 (現地対策本部又は支部設置後)	_	県災害対策本部 (災害対策課)	県災害オペレーショ ン支援システム

イ 確定報告

県災害対策課に報告する。

ウ 消防庁への報告先

時 間	連 絡 先	手 段
平日 (9:30~18:30)	応急対策室	電話、FAX、
上記以外	宿直室	防災行政無線

(5) 被害の判定基準

別表の被害報告判定基準に定めるところにより判定する。

資料編 ○ 様式第1号(発生速報) P**

- 様式第2号(経過速報) P**
- 様式第3号(被害状況調) P**
- 連絡先一覧 P**

第4 災害通信計画

震災対策編第4章第2節第4「災害通信計画」(p. 102) を準用する。

第5節 災害時の広報

応急対策

第1 基本方針

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情等の広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集

震災対策編第4章第3節第2「災害広報資料の収集」(p. 105)を準用する。

第3 町民への広報

震災対策編第4章第3節第3「町民への広報」(p. 105)を準用する。

第4 報道機関への発表

震災対策編第4章第3節第4「報道機関への発表」(p. 106) を準用する。

第5 広聴活動

震災対策編第4章第3節第5「広聴活動」(p. 106)を準用する。

第6 下久保ダム放流に伴う広報

下久保ダム放流に伴って神流川が増水する場合、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理者は、 関係機関への通知及び一般(沿川住民等)への周知を行う。

1 ダム放流時における関係機関への通知の方法

下久保ダムの放流によって神流川の流量が増加する場合、下久保ダムの放流に関する通知等のやりとりは文書(FAX等で送信)又は電話により行う。

- A ダム放流の事由
- C ダム放流量
- E 緊急放流の情報

- B ダム放流の開始日時
- D 急激な河川水位上昇
- 2 ダム放流時における一般への周知の方法
 - (1) 周知の方法
 - ア ダム放流時の周知は、警報局からのスピーカー放送及びサイレン吹鳴と警報車による巡視 にて行う。
 - イサイレンによる吹鳴方法は次のとおりとする。

50秒10秒50秒10秒50秒10秒50秒吹鳴休み吹鳴休み吹鳴休み吹鳴

ウ 警報局からの周知は、ダムサイト他 16 地点の警報局が設置された地点において水位の上昇を生じると予想される約 30 分前とする。

(2) 周知の時間

ア 警報局からのスピーカー放送及びサイレン吹鳴による周知

ダム放流開始の約30分前から開始し、各警報局が設置された地点において水位の上昇を生じると予想される約30分前とする。。

イ 警報車による巡視

警報局からの周知による措置のほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じて併用しながら警報車による下流の巡視を行う。

(3) 周知の範囲

ア ダムの洪水吐きゲートから放流を開始するときは、ダム地点から神水ダム貯水池までの区間とする。

イ ダムからの放流により下流に急激な水位上昇を生じると予想されるとき、ダムからの放流 量が毎秒 500 ㎡に達したとき、ダムから緊急放流を行うときは、ダム地点から利根川合流地 点までの区間とする。

1号警報車の経路(埼玉県側)

貫井 → 肥土 → 長浜 → 五明 → 勅使河原 → 金久保 → 黛 → 忍保 → 八町河原

2号警報車の経路(群馬県側)

「資料編 ○ 下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書 P**

第5章 医療・救護活動

第1節 医療体制等の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に、対応していかなければならない。災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

震災対策編第5章第1節「医療体制等の整備」を準用する。

【⇒p. 107】

第2節 救急救助 医療救護

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する。

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」を準用する。

【⇒p. 109】

第3節 防疫対策

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

震災対策編第5章第3節「防疫対策」を準用する。

【⇒p. 115】

第4節 遺体の取扱いと埋・火葬

災害発生時には、埋・火葬資材の不足や火葬場の能力を超えた需要が考えられる。また、行方不明者の発生も予想される。これらの適切な処置の実施や体制整備を図る。

震災対策編第5章第4節「遺体の取扱いと埋・火葬」に準用する。

【⇒p. 117】

第6章 応援の要請

第1節 自衛隊への災害派遣要請

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

震災対策編第6章第1節「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

【⇒p. 120】

第2節 相互応援協力

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

震災対策編第6章第2節「相互応援協力」を準用する。

【⇒p. 124】

第3節 広域応援の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、国をはじめ、より広域的な範囲からの応援を必要とすることが想定されため、応援の受け入れ体制を整備する。

震災対策編第6章第3節「広域応援の受入れ」を準用する。

【⇒p. 130】

第4節 県防災ヘリコプターの応援要請

災害時若しくは被害の軽減を図るための情報収集段階において、必要であれば県防災ヘリコプターの応援要請を行うことができる。

震災対策編第6章第4節「県防災ヘリコプターの応援要請」に準用する。

【⇒p. 134】

第7章 水害及び土砂災害の予防及び被害の防止

第1節 水害の予防

予防·事前対策

第1 治山

1 趣旨

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという地域保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止を目的とする。

2 現状

町においては、急傾斜地崩壊危険箇所 44 か所、土石流危険渓流箇所 35 か所、地すべり危険箇所 7 か所が指定されている。

資料編 ○ 土石流危険渓流箇所

- 急傾斜地崩壊危険箇所 P*
- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 P**
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所 P**

P **

○ 地すべり危険箇所一覧 P**

3 計画

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から町民の生命、財産を守り、また、 水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でう るおいのある生活基盤の整備等を図る上で必要不可欠の事業である。

町における治山事業の基本方針は次のとおりである。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、また被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要な生活関連施設に近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境の機能を強化する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全、形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮にあわせて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

第2 砂防

1 趣旨

砂防とは、土砂の生産を抑制し、流送土砂を防止あるいは調整することによって災害を防止する

ことである。山地の斜面等は、降雨等による表面浸食等により削りとられ、また、渓床や渓岸は、 流水による縦横浸食を起こすことによって土砂が生産され、下流域へ流送される。このため、河状 は常に変化し、河床上昇等の現象をきたし、水害の原因になっている。これを防止するため、砂防 堰堤や護岸工等の砂防施設の整備や砂防指定地の指定による制限行為を県に要請し、土砂を起因と する水害予防を進める必要がある。

なお、砂防指定地とは、治水砂防のために国土交通大臣が指定した一定の土地で、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また砂防設備を整備することを目的に指定される。砂防指定地内において、禁止又は制限される行為(切土、盛土等の土地の形状変更、土石等の採取及び岩石の採掘、工作物の新築、改築、増築又は除去、立木竹の伐採若しくは伐根、家畜の放牧等)を行うときは、埼玉県砂防指定地管理条例の規定に基づき、許可を受けなければならない。

2 現状

町における砂防指定地は13か所である。

なお、金鑚川及び鳥羽川においてふるさと砂防を整備し、災害防止と環境保全を図っている。

資料編 ○ 砂防指定地 P**

3 計画

上流域での土砂生産量や下流域へ土砂供給量の状況、渓岸等の浸食の状況等から、大きな土砂災 害の発生するおそれのある箇所で、砂防堰堤や護岸工等の整備を県に要請していく。一方で、土砂 災害危険箇所の周知等、警戒避難体制の整備を進め、災害から町民の生命及び財産を守る。

第3 治水

1 趣旨

河川は天与の資源である水の供給源である反面、山地の崩壊、洪水等の災害は住民生活や産業に 重大な脅威を与え及ぼす。

町には一級河川である神流川があり、治水対策を促進するよう管轄する関係機関等に要請する。

2 現狀

町における水路系統は、神流川を本川とし、上流域の鳥羽川、中ノ沢及び幹沢川等がある。 下流域は、土地改良事業により整備されている。

河川の改修は順次行われているが、引き続き集中豪雨による被害を防ぐため排水路の改修新設と 併せて、金鑚川をはじめ、町内の河川の整備を推進する。

3 計画

- (1) 町は、上記の河川指定区間について、築堤増補工事及び流域の開発状況等に合わせた内水排除等の整備事業を関係機関等に要請するとともに、町の管理区間の維持管理に努める。
- (2) 危険区域(箇所)の警戒巡視

日常から気象情報を的確に把握し、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、随時堤防を巡視する。ただし、氾濫注意水位に達し、危険区域において水害が発生するものと予想される場合は、警戒員が絶えず堤防を巡視し危険箇所の発見に努める。

(3) 内水対策

近年は短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、排水が追い付かず内水氾濫による浸水被害が懸念される。町は、被害の軽減を図るため、内水氾濫の被害が想定される区域や避難 場所等に関する情報を示した内水ハザードマップの作成を検討し、町民への情報提供に努める。

(4) ため池

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨等によりため池が決壊した場合、大きな被害が 発生することから、町民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策 とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進してい く。

ため池の改修等については震災対策編第2章第2節第2 5 「河川、ため池及び砂防治山施 設」(p.63)を参照する。

資料編 ○ 防災重点ため池 P**

第4 洪水浸水想定区域

1 洪水浸水想定区域の指定等

洪水浸水想定区域は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川において、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水の予想される区域を表示したものである。町においては、神流川流域がその区域に該当している。

また、県は洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、水害リスク情報図として同様に浸水想定区域を公表している。町においては、小山川流域の一部がその区域に該当している。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の 実施に関する事項
- ④浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域)内に次に掲げる施設がある場合 にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。)でその利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設(イ又は口に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。)
- ⑤その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 ハザードマップの作成とその活用及び周知

町は、神川町ハザードマップを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。また、安全な場所にいる場合は避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。同ハザードマップは適宜更新を行い、その際は県等に助言を求める。

資料編 ○ 神川町ハザードマップ P**

4 避難警報等の伝達手段

神流川上流部において想定する大雨が降った場合、想定区域内の住民及び要配慮者利用施設に対する避難情報の伝達手段は次のとおりする。

- (1) 想定区域内の住民等
 - ア 防災行政無線
 - イ 防災情報メール
 - ウ 広報車
 - エ 消防団員による伝達
- (2) 想定区域内の要配慮者利用施設
 - ア 防災行政無線
 - イ 電話連絡
 - ウ 防災情報メール
 - 工 広報車
 - オ 消防団員による伝達

5 施設の避難確保計画・浸水防止計画の作成促進

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、水防法に基づき洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町への報告、訓練の実施を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

資料編 ○ 浸水想定区域図 P**

○ 要配慮者利用施設一覧 P**

第2節 水害被害の防止

応急対策

第1 水防計画

1 計画の方針

町では水防法第 32 条に基づき、指定水防管理団体である神流川水害予防組合により、水防計画が定められている。この計画は、洪水に際して水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための水防上必要な予報、警報、監視、通信の確保連絡、水防団並びに消防機関の活動、水防に必要な器具、資材及び設備と運用について定めるものである。

なお、神流川以外の河川等についても、水害の発生又は発生のおそれがある場合には同水防計画 を準用して対応するものとする。

2 水防組織及び水防区域

町内を流れる河川を管理している水害予防組合等は、次表のとおりである。

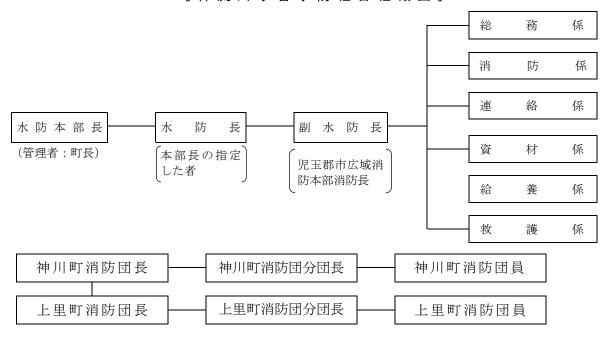
(1) 神流川: 神流川水害予防組合

			関係	出動可能人員				
管理者	所在地	電話番号	関係 市町村	消防団 (水防団)	その他	計	摘	摘要
神川町長	神川町役場 防災環境課	0495 (77) 2124	神川町 上里町	259	40	299	指	定

管理者は、水防法第10条の3及び第16条の通知により、洪水のおそれがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置して事態を処理するものとし、管理者が代表する役場本庁舎に本部事務所を置く。

なお、神流川を管理する神流川水害予防組合の組織及び水防区域並びに各町の担当水防区域 は、次のとおりである。

[神流川水害予防組合組織図]



Г	水	防	区	域	٦
L	小	לעו	스	塭	J

河	JII	名	区域	
神	流	ЛП	自 神川町大字新宿字渕ノ上133番地先 至 烏川合流点 延長 ご	14km

[担 当 水 防 区 域]

	分) 担	区	域	担	当消防団	分団別水防担当区域			
						第1分団	新宿地内神流川右岸			
4.1.					4.1.	第2分団	新宿地内神流川右岸			
神				神川	第3分団	小浜・貫井地内神流川右岸				
JII	自		自 大字新宿字寄島地先 至 大字四軒在家字花軒下地先	自 大字新宿字寄島地先 臣 大字四軒在家字花軒下地先	自 大字新宿字寄島地先 町	字新宿字寄島地先		7 . 1	第4分団	小浜・貫井地内神流川右岸
711	至							第5分団	肥土・四軒在家地内神流川右岸	
町						防 団	第6分団			
						第7分団	団長が指定する区域			
							第8分団			
上				先	上	第1分団	勅使河原地內神流川右岸			
里	自 大字長浜字寄島地先 至 大字黛字化粧塚地先	大字長浜字	寄島地先		里町	第2分団	長浜・五明地内神流川右岸			
土		î	 消 防		第3分団	勅使河原地內神流川右岸				
町					団	第4分団	金久保・勅使河原地内神流川右岸			

3 予報及び警報

(1) 予報及び警報の通報 (雨量その他)

熊谷地方気象台及び本庄県土整備事務所等から発表される神流川上流域の気象、降雨状況等の情報収集に努める。

ア 洪水予報の種類

本編第4章第3節第2 2 「水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知、水防警報」(p. 246)を参照。

イ 水防警報

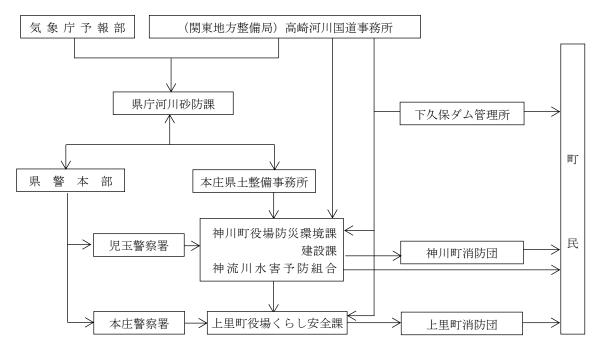
神流川の水防団待機水位・氾濫注意・避難判断水位・氾濫危険水位は、次表のとおりである。

河川名	洪水予報 基準観測所	水防団 待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
神流川	若 泉	2. 00m	3.00m	6.70m	7.00m

熊谷地方気象台の発表する防災気象情報や本庄県土整備事務所等から伝達される情報等、 神流川上流域の気象、降雨状況等の情報収集に努める。

県から指定河川洪水予報及び水防警報の伝達を受けたときは、管理者から町担当者及び 上里町担当者に一般加入電話及び無線電話等により連絡する。電話連絡不可能な場合は伝 令によることとする。なお、洪水予報については、避難情報の発令にあたり特に緊急を要 する情報として、高崎河川国道事務所よりホットラインで町への直接伝達が行われる。伝 達系統は次のとおりである。

[指定河川洪水予報等の伝達系統図]



(2) 町民に対する周知方法

ア 次の方法のうち最も有効適切な方法により周知する。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 防災情報メール
- (ウ) 警鐘
- (エ) 警笛
- (オ) 広報車
- (カ) 伝令
- イ 信号その他の合図は、次の県規定信号を用いる。

方法区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	事項
第1信号	〇休止 〇休止 〇休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	水防団待機水位に達したことを知らせ るもの
第2信号	0-0-0 0-0-0	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒6秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	水防団員及び消防機関に属する者の全 員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	0-0-0-0	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	当該水防管理団体の区域内に居住する 者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱打	1分5秒 1分5秒 ○一休止 ○一休止	必要と認める区域内の居住者の避難の ため立ち退くことを知らせるもの

- 備考 1 信号は適宜の時期継続するものとする。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
 - 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。

4 水防活動

- (1) 水防活動の具体的な活動要領は、水防計画の各節に定めるところによるが、その活動にあたっては次の点に留意する。
 - ア 水防体制の確立
 - イ 水防指令の徹底
 - ウ 水防警報等の伝達及び通報
 - エ 水防資器材の点検整備及び輸送
 - オ 雨量と主要河川の水位の観測及び通報
 - カ 水防機関との連絡強化
 - キ 避難、立退き及び警戒区域の設定
 - ク 水防管理団体及び河川管理者への協力要請
 - ケ 自衛隊及び警察官の出動要請

(2) 出動

氾濫注意水位に達したときは、各水防長は、水防関係者の出動を命じるとともに、その旨を 水防本部長(町長)に報告する。

(3) 居住者の出動

管理者は、水防活動に沿川住民の出動を必要と認めたときは、出動を要請する。

(4) 緊急時の協議

水防長は緊急事態が発生し、水防のためやむを得ないと認めたときは、水防本部長(町長) との協議を待たずに出動命令をすることができる。ただし、この旨を水防本部長(町長)に報 告する。

5 水防倉庫、資材及び器具

町内にある水防倉庫、資材及び器具は、その構造や数量等を定期的に点検・把握し、適切に 管理していくものとする。

6 水防活動の報告

水防長は、情報連絡責任者を事前に定める。情報連絡責任者は水防活動状況について、下記のそれぞれの段階において、水防本部長(町長)、本庄県土整備事務所、児玉警察署及び氾濫が予想される区域の隣接水防管理団体又は市町村長に速やかに報告する。

なお、報告様式については、水防計画を参照する。

- (1) 定時報告 水防報告「出動」発令時から1時間ごと
- (2) 異常報告 亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合で、随時情報収集したとき
- (3) 破堤等重大災害状況報告 破堤等、重大な状況が生じた場合

7 決壊時の処置

町内において、堤防の決壊又はこれに準ずる事態の発生した場合は、水防長は警鐘、警笛、サイレン等により通報するとともに、水防本部長(町長)、本庄県土整備事務所、児玉警察署及び氾濫が予想される区域の隣接水防管理団体又は市町村長に速やかに報告する。

水防本部長(町長)は、決壊等の通報を受けたときは、高崎河川国道事務所長に報告する。

(1) 避難

ア 水防本部長(町長)は、必要があると認めたときは、その区域内の居住者に対し立退きの 指示を行い、その結果を県本部長に通報する。

イ 水防本部長(町長)は、立退きを指示したときは、児玉警察署長に通報しなければならない。

(2) 避難所及び避難場所

町長は、児玉警察署長と行政区長(行政区)に避難所及び避難場所を通知する。

8 水防解除

水防作業が終結したときは、各水防長は水防実施状況報告書により水防報告をしなければならない。水防本部長(町長)は、当該報告書を取りまとめ、本庄県土整備事務所を経由して知事に報告しなければならない。

なお、水防本部長(町長)は、様式に示されてない次の事項についても取りまとめておく。

- (1) 天候の状況
- (2) 水防法第28条による負担下命の種類及び員数
- (3) 居住者出動の状況
- (4) 現場指導者の氏名
- (5) 立退きの状況

9 重要水防区域

町内における重要水防区域は、水防計画による。

10 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」については、自治会、町内会、女性団体、自主 防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、同団体の 指定を促進する。

11 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組

浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防 止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、 自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、高崎河川国道事務所は、高齢者等利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計 画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行う。

第3節 土砂災害の予防

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、町民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

震災対策編第7章第1節「土砂災害の予防」を準用する。

【⇒p. 135】

第4節 土砂災害被害の防止

土砂災害の危険度が高まると、気象庁等から警戒に関する情報が発表される。降雨量等の情報も合わせ、避難情報の発令の判断材料となる情報を収集し、町民への土砂災害による被害軽減を図る。 震災対策編第7章第2節「土砂災害被害の防止」を準用する。

【⇒p. 139】

第8章 避難

第1節 避難対策

第1 基本方針

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の町民の迅速かつ安全な避難を実施する。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

なお、地震等の突発的な災害と風水害等の予測可能な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営 及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて対策を検討する。

2 留意点

(1) 町民、町及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定にあたって、町民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所等は、日頃からハザードマップや標識等により分りやすく標示し、町民に周知する。

(2) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯 及び自家発電設備等の照明対策を進めておく。

第2 避難計画の策定

予防・事前対策

震災対策編第8章第1節第2「避難計画の策定」(p. 143)を準用する。

第3 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

予防·事前対策

震災対策編第8章第1節第3「指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」(p. 145) を準用する。

第4 発災前の避難決定及び町民への情報提供

応急対策

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地 方気象台等専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資す る情報提供を実施するよう努める。

町民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること

及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、事業者には、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう呼びかける。

第5 避難活動

応急対策

風水害は地震災害に比べると比較的予測可能であることから、災害の時系列を考慮した早めの避難誘導を行うことで人的被害を最小限にする。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

1 避難情報の発令

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、 身体に危険を及ぼすと認めるときは、災害の状況及び警戒レベルに応じて危険地域の町民に対 し、速やかに避難情報の発令を行う。

避難指示の場合は、①要避難対象地域②避難先及び避難経路③避難理由④避難時の留意事項 を明示して行う。

「警戒レベルの種類と避難情報]

し言成レベルの性規と世無情報」			
種 別	発 令 時 の 状 況	町民に求める行動	
【警戒レベル1】	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	
大雨・洪水・	・気象状況が現在はまだ悪化していない	・防災気象情報等の最新情報に注意するな	
高潮注意報	が、数日後までに悪化するおそれがある	ど、災害への心構えを高める。	
※気象庁が市町村単	状況。		
位で発表			
	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	
 【警戒レベル2】	・大雨、洪水の気象状況が悪化している状	・ハザードマップ等により自宅・施設等の	
早期注意情報	況(それぞれの注意報基準に数時間後に	災害リスク、指定緊急避難場所や避難経	
**	到達する状況)。	路、避難のタイミング等を再確認すると	
位で発表		ともに、避難情報の把握手段を再確認・	
世代光衣		注意するなど、避難に備え自らの避難行	
		動を確認。	
	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	
	・災害が発生するおそれがある状況であ	・高齢者等*は危険な場所から避難(立退き	
	り、災害リスクのある区域等の高齢者等	避難又は屋内安全確保)する。	
	が危険な場所から避難するべき状況。	※避難を完了させるのに時間を要する在	
	が危険な場所から避難するべき状況。	※避難を完了させるのに時間を要する在 宅又は施設利用者の高齢者及び障がい	
	が危険な場所から避難するべき状況。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
【警戒レベル3】	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がい	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がい のある者等、及びその者の避難を支援	
	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がい のある者等、及びその者の避難を支援 する者	
	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある者等、及びその者の避難を支援する者・高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難	
	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある者等、及びその者の避難を支援する者 ・高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応	
	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある者等、及びその者の避難を支援する者 ・高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者	
	が危険な場所から避難するべき状況。	宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある者等、及びその者の避難を支援する者 ・高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応	

【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い・災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又 は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫(※必ず発令される情報ではない)・災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。	命の危険 直ちに安全確保!・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(用語の説明)

避 難:災害から命を守るための行動

立 退 き 避 難:指定緊急避難場所や、安全である自主的な避難先等へ移動する避難

屋内安全確保:洪水等において、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること(待避)等により、居住者等が自らの確認・判断*で計画的に身の安全を確保すること。

※判断の際には、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容で きること

緊急安全確保:適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかったなどにより避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をすること。

2 避難情報の発令基準

以下の基準により発令する。詳細は神川町避難情報の判断・伝達マニュアルによる。

(1) 土砂災害の場合

震災対策編第7章第2節第2「土砂災害被害の防止」(p. 139) を参照。

(2) 水害の場合

神流川 (洪水予報河川の場合)

河川名	神流川 若泉水位観測所(国交省管理)		
対象地区	矢納地区、上阿久原地区、下阿久原地区		
	渡瀬地区、新宿地区、小浜地区、貫井地区、肥土地区、元阿保地区		
	関口地区、植竹地区		
【警戒レベル3】	1~4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令す		
高齢者等避難	る。		
	1:指定河川洪水予報により、神流川の若泉水位観測所の水位が避難判		

断水位(レベル3水位)である6.7mに到達したと発表され、かつ、 水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2:神流川の洪水危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位超 過相当(赤)」になった場合 3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴 う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場 合(発令基準警戒レベル3~5に該当する状況等が見込まれる場 合) 【警戒レベル4】 1~6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。 避難指示 1:指定河川洪水予報により、神流川の若泉水位観測所の水位が氾濫危 険水位(レベル4水位)である7.0mに到達したと発表された場合 2:神流川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位 超過相当(紫) になった場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:下久保ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知が あった場合 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台 風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準警戒レベル3~5に該当する状況等が見込まれる場合) 6:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台 風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが 予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう 暴風警報の発表後速やかに発令する。) 【警戒レベル5】 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行 緊急安全確保 動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下 のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発 令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:神流川の若泉水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である7.0m に到達した場合 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定 されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。 また、高崎河川国道事務所や本庄県土整備事務所等の助言等を踏ま え、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場 合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:神流川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫し ている可能性(黒)」になった場合 3:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそ れが高まった場合 (災害の発生を確認) 4:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団(水防団)か らの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるた め、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする 避難指示等の解除 ・水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の 低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とす ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫 のおそれがなくなった段階を基本とする。

・避難者の帰宅路の安全確認後とする。

女堀川*1 (水位周知河川)

※1 神川町の指定はないが、女堀川左岸の破堤により、八日市、熊野堂地内で浸水被害が想定されている。

及象地区 基準観測所		ないが、女堀川左岸の破堤により、八日市、熊野堂地内で浸水被害が想定されている。
本学報測所	河川名	女堀川
一個		
(警戒レベル3) 高齢者等避難 高齢者等避難 高齢者等避難 高齢者等避難 高齢者等避難 ここの中では該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 ここの神で大橋水位観測所は、下流に位置し、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、氾濫注意水位で、P67.45で判断する必要がある。 ここの目の場所が、受食等が発見された場合 4:警戒レベル43高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う合風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合) このいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 を を	基準観測所	
(警戒レベル3) 高齢者等避難 1~4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発介する。 1:今井大橋水位観測所は、下流に位置し、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、氾濫注意水位V.P67.45で判断する必要がある。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:場防に経酸な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル3高齢者を避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合) 1~5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4運難指示 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である Y.P. 67. 50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見られた場合 4:警戒レベル4運難指示を発令する。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見られた場合 4:警戒レベル4運難指の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5・警戒レベル4運難指の発令が変更となるような強い降雨を伴う台風等が、な過き運難が困難となる暴風を作い接近・通過することが予される場合 (立退き運難が困難となる暴風を作い接近・通過することが下想される場合 (立退き避難が困難となる暴風を作い接近・通過することが小がずれかに対当とな場合しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1・今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(INL)であるY.P. 69. 50 に到達した場合に、堤防決域につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。 また、木庄県土整備事務所等の助言管を踏まえ、水位観測所の水位が記書開始相当水位は測量することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合は急の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
「警戒レベル3 高齢者等避難		
高齢者等避難 る。 1:今井大橋水位観測所は、下流に位置し、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、氾濫注意水位Y.P67.45で判断する必要がある。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、後食等が発見された場合 4:警戒レベル4] 避難指示 1~5のいずれかに該当する状況が見込まれる場合 5:P.P.G.5に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)であるY.P.G.5に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き遊離が日極となる暴風を伴い接近・通過することが表生が予想される場合とう。 選整は日へ3に該当する状況が見込まれる場合 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き遊離が日難となる暴風を伴い接近・通過することが表現を確保した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、まな、これら以外の場合において発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を軟のるために発っることは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(旧形)であるY.P.69.50に到達した場合に、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を魅まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合は、急の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。	「整式しべまって	
1:今井大橋水位観測所は、下流に位置し、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、氾濫注意水位Y、P67.45で判断する必要がある。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に軽敵な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4] 避難指示 【警戒レベル4】		
(位) が設定されていないため、氾濫注意水位Y.P67.45で判断する必要がある。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル43 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け力に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合)(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合)、P.67.50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4 連難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見られた場合 第一次でル4 連難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる景風を伴い検症・通過することが表しる場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発金基準1~3に該当する場合に必ずものないよう最低警報の発表後速やかに発行)「立造き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動の容を特に促したい時は、水に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合においても居住者等に行動変容を求めるために発命することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合)1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(旧肌)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要となる。とが現立ともあり、警戒レベル5 緊急安全確保の発令を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合は、現達前に発令することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5 報告に接合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
要がある。 2: 八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3: 場防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け力に接近・通過することが子想される場合(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合) 1~5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である Y.P.67.50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2: 八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3: 堤防に異常な濁水・侵食等が発見される場合 4: 警戒レベル4 建難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5: 警戒レベル4 建難指示の発令が必要となるような独い降雨を伴う台風等が、立場き避難が回発が必要となるような独い降雨を伴う台風等が、立場き避難が回発を必要となるような独い降雨を伴う台風等が、立場き避難が回避となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(空よき難がの発表後速やかに発令) 「立場を避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合にとず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合にといず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合にといても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(田)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令が判断材料とする。 2: 堤防に異常な漏水・浸水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に軽微な満水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル3高齢者等避難の発合が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合) 1~5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 2・八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4〕を要となる。 2・八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発を基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発を基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発を基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発を基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発を基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(を必ま避難中に暴風が吹き始めることのないよう場面等報の発表後速やかに発令したおければならないわけではなが表別を整理を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当とは場合にあず発令しなければならないわびではなく。また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合)1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令解した場合はの心を験があるため、警戒レベル5 報告を担害した場合は、別達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や破水・浴水が発生した場合はの心を険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合) 1・5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である Y.P. 67. 50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となるような強い降雨を伴う台風等がに立まる場合(立張を避難中に暴風が吹き始めることのないよう景風警報の発表後速やかに発令) 「製金安全確保」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以行いずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HNL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 池濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5、緊急安全確保の発令を踏まえ、水位観測所の水位が犯置開始相当水位に到達した場合は、堤防決と壊合は、到途前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
一方の風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合)		3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
(警戒レベル4)		4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴
警戒レベル4 選難指示 1~5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4 水位)である Y. P. 67. 50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4 避難指が困難となる暴風を伴い接近・通過することが 予想される場合 (近退き避難に暴風が吹き始めることのないよう 景風警報の発表後連やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動で容をを特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY. P. 69. 50 に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル6緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生で積 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水]) や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生で積 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水]) や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
###示 1:今井大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である Y.P.67.50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、 早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な潮水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合は、場防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。 また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生を対している緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
Y.P. 67.50に到達した場合となるが、観測所が下流に位置するため、早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動なるを特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HML)であるY.P. 69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、(災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、(災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
早めの判断が必要となる。 2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5 相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。	避難指示	
2:八日市橋上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難作困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令が判ちするように表合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合に高の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台展等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 池濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、(災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合に命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難の発表となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合に帰るに対するとめ、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 【警戒レベル5】 緊急安全確保 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土営備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合に急の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
「空退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう
歌念安全確保 動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		暴風警報の発表後速やかに発令)
のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。	緊急安全確保	
令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
(災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合) 1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50 に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
1:今井大橋水位観測所の水位が、計画高水位(HWL)であるY.P.69.50 に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		カッることは考えられる。
に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		(災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合)
が必要になる。 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。 また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
 氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。 		に到達した場合であるが、観測所が下流に位置するため早めの判断
定されるため、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令材料とする。 また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位 が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発 令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそ れが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル 5 相当情報[洪水]) や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
また、本庄県土整備事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発 令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそ れが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		,
令することを妨げるものではない。 2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
2:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]) や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
れが高まった場合 (災害の発生を確認) 3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
3:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告 等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		(巛宝の蒸生な確認)
氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や消防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。		
THE PARTY OF THE P		
	避難指示等の解除	・水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の

低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とす
る。
・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫
のおそれがなくなった段階を基本とする。
・避難者の帰宅路の安全確認後とする。

金鑚川 (その他の河川等)

河川名	金鑚川
対象地区	新里地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1~2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
	1:越水が想定される場合
	2:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
	3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴
	う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場
	合(発令基準1~3に該当する状況が見込まれる場合)
【警戒レベル4】	1~4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。
避難指示	1:異常な越水が想定される場合
	2:異常な漏水・侵食等が発見された場合
	3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台
	風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	(発令基準1~3に該当する状況等が見込まれる場合)
	4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台
	風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが
	予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう
「被売しぐった】	暴風警報の発表後速やかに発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい時は、次に該当する場合が考えられる。ただし以下
系心女主催休	動変谷を特に使したい時は、次に該当りる場合が考えられる。たたし以下 のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、
	また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発
	また、これの以外の場合においても居住有等に行動を存在状めるために先 令することは考えられる。
	ログ ることは今たり40分。
	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合)
	1:大雨特別警報(浸水害)が発表された場合
	(災害の発生を確認)
	2:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
 避難指示等の解除	・当該河川の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の流域雨量指数の予測
地工未に1日/ハ・守マノ州・	値が下降傾向である場合を基本とする。
	・避難者の帰宅路の安全確認後とする。
※町かつけなるが	■ 一世無何の用も頃の女主性心及とする。 一

※町外ではあるが、神流川と同様に洪水予報河川である小山川・烏川が比較的近隣に存在している。避難情報発令の際にはこれら河川の状況も判断材料とする。

3 避難情報の周知

避難情報の発令を行った場合は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。避難情報は、避難先、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

なお、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指 定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断 する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知 徹底に努める。

4 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に及ぼす危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。警戒区域の設定を行った場合は、避難情報と同様に、関係機関及び町民に、その内容を周知する。

	状 況	措置	指 示 者	対 象 者
P	災害が発生し、又はまさに発生 しようとしている場合におい て、生命又は身体に対する危険 を防止するため特に必要な場合 (災対法第63,73条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官 ^{※1} (ウ) 自衛官 ^{※3} (エ) 知事 ^{※4}	災害応急対策に 従事する者以外 の者
1	水防上緊急の必要がある場所 (水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(7) 水防団長、水防団 員又は消防機関に 属する者(4) 警察官^{※2}	水防関係者以外の者
ウ	火災の現場及び水災を除く災害 (消防法第36条において準用す る同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防 団員(イ) 警察官*2	命令で定める以 外の者
工	人の生命若しくは身体に危険を 及ぼし、又は財産に重大な損害 を及ぼすおそれのある天災等危 険な事態がある場合(警察官職 務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置 命令	(7) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その 他関係者

- ※1 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの 者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※2 (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※4 知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければならない。

5 町長以外による避難のための立退き等の指示

町長以外では、以下のとおり避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

実施者	契機	対象災害	根拠法令
警察官	●町長が指示できないと認めるとき●町長から要求があったとき●その他急を要する場合	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	災害全般	自衛隊法第 94 条
知事又は その命を	●町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害全般	災害対策基本法第 60 条
受けた職員	●洪水、雨水出水等からの氾濫により	洪水	水防法第 29 条

著しい危険が切迫していると認めら れるとき		
●地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり	地すべり等防止法第 25 条

6 関係機関相互の通知及び連絡

(1) 知事に対する報告

町長が避難情報の発令を行ったときは、その旨を直ちに知事に報告する。

(2) 関係機関への連絡

ア 施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

イ 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難情報の内容を伝えるとともに、協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない町民に対し、避難情報の発令を行うときは、その 内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

(4) 避難の指示者等は避難のための立退きを指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

ア町長



イ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水の場合



(イ) 地すべりの場合

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

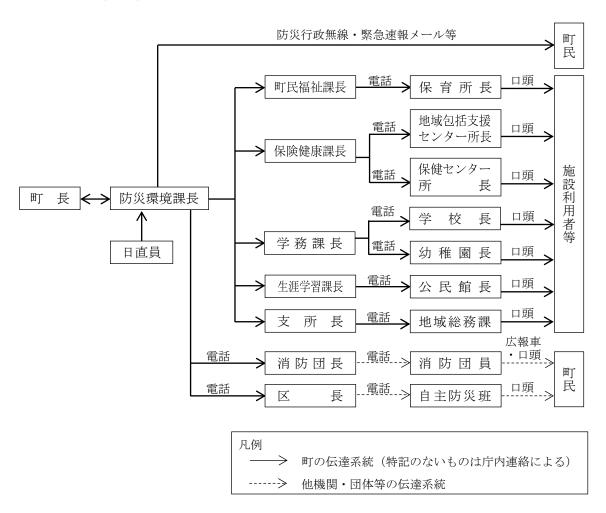
ウ 水防管理者



エ 警察官及び自衛官



オ 町における伝達系統



7 避難誘導

(1) 避難情報の伝達

町民に対し、避難情報を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

災害の発生状況に関する状況	●河川が氾濫するなどの災害が発生したこと●災害の拡大についての今後の見通し
災害への対応を指示する情報	●危険地区住民への避難指示●避難誘導や救助、救援への町民の協力要請●周辺河川や斜面状況への注意、監視●誤った情報に惑わされないこと●冷静に行動すること

また、町内の各地域にいる町民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(2) 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の自力避難が困難な者、また地理に詳しくない者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を行う。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は危険な地点になわ張り等を行うほか、地域の災害危険性に関して熟知した者とする。

山間孤立集落等、安全な避難所までの距離が遠い場合、バス等の搬送手段を活用する。

(3) 携帯品等の制限

避難にあたっては、特に次に定める事項を遵守するよう指導する。

- ア 1食分位の食料、水、タオル、チリ紙、照明具、救急薬品等を携行すること。
- イ 服装は軽装とし、素足は避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具を携行すること。
- ウ 貴重品、携行品は背負い、両手をあけること。
- エ 非常持出品は、平素から用意しておくこと。

資料編 ○避難所・避難場所一覧 P**

第6 避難所の設置・運営

応急対策

震災対策編第8章第1節第5「避難所の設置・運営」(p. 151) を準用する。

第7 町民による確認事項

応急対策

町民は風水害等が発生するおそれがある場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の経路を設定する。
- 2 避難所に至る経路に危険な箇所がないか、事前に確認する。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選択する。
- 4 避難行動要支援者には日頃からの避難の際の協力者を複数決めておき、町民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底する。
- 5 避難時の周囲の状況等により、避難所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を検討する。

第9章 要配慮者の安全確保

高齢化社会、国際化社会に対応し、要配慮者等の安全確保を図る対策を推進していく。 震災対策編第9章「要配慮者の安全確保」 を準用する。

【⇒p. 159】

第10章 物資の備蓄等

第1節 物資及び資機材等の備蓄

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等、防災 用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。

震災対策編第10章第1節「物資及び資機材等の備蓄」を準用する。

【⇒p. 169】

第2節 輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策 定し輸送力の万全を期する。

震災対策編第10章第2節「輸送」を準用する。

【⇒p. 179】

第11章 生活の再建

第1節 罹災証明

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。 また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

震災対策編第11章第1節「罹災証明」を準用する。

【⇒p. 182】

第2節 住宅対策

災害により家屋に被害受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、応急修理や一時 的な住居を確保する必要がある。迅速な対応を行うための体制の整備を推進する。

震災対策編第11章第2節「住宅対策」を準用する。

【⇒p. 183】

第3節 廃棄物の処理

被災地におけるし尿、生活ごみ(避難所ごみを含む。)及びがれき、解体ごみの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

震災対策編第11章第3節「廃棄物の処理」を準用する。

【⇒p. 188】

第4節 動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所 に避難してくることが予想されるため、町、県及び関係団体等は、飼い主に対し動物の災害対策に 関する普及啓発を行う。

震災対策編第11章第4節「動物愛護」を準用する。

【⇒p. 193】

第5節 文教対策

災害後の迅速な生活再建のため、教育活動の早期復旧に努める。

震災対策編第11章第5節「文教対策」を準用する。

【⇒p. 194】

第6節 被災中小企業の支援

震災対策編第11章第6節「被災中小企業の支援」を準用する。

【⇒p. 198】

第12章 竜巻への対応

第1 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、町民への注意喚起を行うとともに町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

予防·事前対策

第2 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の 迅速な対応を図る。

1 町民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、町民への啓 発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応(パンフレット)」を作成し、我が国における竜巻等 突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利 用し、町民に伝達する。

[竜巻からの身の守り方]

屋内にいる場合	屋外にいる場合
 ●窓を開けない ●窓から離れる ●カーテンを引く ●雨戸・シャッターをしめる ●地下室や建物の最下階に移動する ●家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ●部屋の隅・ドア・外壁から離れる ●頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る 	 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない 橋や陸橋の下に行かない 近くの頑丈な建物に避難する (頑丈な建物が無い場合は)近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る 飛来物に注意する 電柱や樹木の倒壊に注意する

(出典) 内閣府「竜巻等突風災害とその対応 (パンフレット)」 気象庁「竜巻から身を守る!」

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの町民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまる ケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等、堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 竜巻対応マニュアルの作成

学校は、竜巻対応マニュアルを作成する。竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴及び竜巻から身を 守る適切な避難行動を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育て、安全管理運対体制の充実を図 る。

第3 竜巻に対する予防

1 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜 巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

2 竜巻情報等気象情報の取得・伝達

気象庁の発表する「竜巻注意情報」等が発令された場合は、防災無線や防災情報メールで注意喚起の広報を実施し、被害を最小限にくい止める。

また、県及び町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

- 3 物的被害を軽減させるための方策
 - (1) 家屋・農作物等の被害防止
 - ア 防風ネット等の防風施設等、農作物被害防止施設の整備
 - イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
 - ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風 施設等の整備
 - (2) 公共施設等への被害対策

町は、公共施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじ め講じる。

応急対策

第4 竜巻等突風に関する情報の収集と伝達

町は、気象庁から竜巻注意情報が発表されるなど、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際は、町民に対して、防災行政無線、防災情報メール等で竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を伝達する。

[気象庁による竜巻に関する情報]

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。後述の 竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表される。現地 の目撃情報を基に判断し発表される場合もある。
竜巻発生確度 ナウキャスト	10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報。 実況と1時間先までの予測を提供しており、10分ごとに更新される。発生 確度は以下の2種類に分けられる。 (i)発生確度2:竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり注意が必要 である。(適中率7~14%、捕捉率50~70%) (ii)発生確度1:竜巻等の激しい突風が発生する可能性がある。(適中率 1~7%、捕捉率80%程度)

第5 応急対策

1 救助の適切な実施

震災対策編第3章第4節「事前措置及び応急措置等」(p. 79) を準用する。

2 がれき処理

震災対策編第11章第3節「廃棄物の処理」 (p. 188) を準用する。

3 避難所の開設・運営

震災対策編第8章第1節第5「避難所の設置・運営」(p. 151)を準用する。

4 応急住宅対策

震災対策編第11章第2節第3「応急住宅対策」(p. 184)を準用する。

5 道路の応急復旧

町は、竜巻等の突風により道路上に飛散したがれき等の障害物の除去を行う。

第6 復旧対策

町は、竜巻等の突風の被害による被災認定を迅速に行う。詳細は<mark>震災対策編第11章第1節「罹災</mark> 証明」(p. 182) を準用する。

また、被災者の早期生活再建に向けた支援を行う。詳細は震災対策編第12章第3節「生活再建等の支援」(p. 203) を準用する。

第13章 雪害への対応

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害(積雪災害(交通途絶、孤立集落)、雪圧災害(構造物破壊、 農作物損耗)、なだれ災害、着雪・着氷災害(架線切断)、吹雪災害(列車・登山事故))が、住民生 活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

予防・事前対策

第2 予防・事前対策

1 町民が行う雪害対策

町は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検等自ら雪害に備えるための対策を推進や、町民が行う雪害対策実施上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。

また、積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な 取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、 歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

- 2 情報通信体制の充実強化
 - (1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

町は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整え、気象情報の取得方法や活用方法について平素から周知する。

(2) 防災関係機関等との情報共有

町は、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

3 雪害における応急対応力の強化

町は、防災用資機材等^{※1}の確保と利用環境の整備を図るため、救助活動等を実施する消防団等 との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

※1 除雪機、スノーシュー、かんじき、ストック、そり、スノーダンプ、スコップ、長靴、防寒具、防寒用品、ポリタンク等

4 避難所の確保

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。詳細は震災対策編第8章第1節第3「指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」(p. 145)を準用する。

5 孤立予防対策

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者(地区代表者等)の把握を行う。

町及び県は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区につい

て、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講じる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、 あらかじめ地区の世帯数や連絡者(地区代表者等)の把握を行うものとする。

[孤立のおそれがある地区]

- ●平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ●集落につながる道路等において迂回路がない地区
- ●集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が 多数存在し、交通の途絶の可能性が高い地区
- ●地すべり等土砂災害危険箇所が、孤立化するおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在 し、交通途絶の可能性が高い地区
- ●架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区

(3) 救援実施に必要な体制整備

町は、集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ 連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、 衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要となるヘリコプター離着 陸のための適地の確保を検討する。

また、気象警報等を基に被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

(4) 孤立地区の自助、共助の推進

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回り等、地域での助け合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、町民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校等、防災活動の拠点施設、駅等不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設 や医療施設等、要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

7 道路交通対策

(1) 道路交通の確保

町は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤等の必要な資機材を確保する。

また、関係事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。さらに、運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を関係機関等と協議の上選定する。

(2) 積雪状況の把握及び情報発信

除雪作業着手時期の判断や、道路利用者への情報発信・注意喚起のため、積雪状況を把握する設備の導入を検討する。

(3) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町と県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線 (防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線)をあらかじめ 選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

詳細は震災対策編第3章第3節第3「緊急輸送網の整備」(p. 77) を準用する。

8 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に 応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

9 ライフライン施設雪害予防

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、 利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林水産業に係る雪害予防

町は農業団体等と連携し、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を 検討する。

応急対策

第3 応急対策

1 応急活動体制の確立

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急活動体制を確立する。 気象警報・注意報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず体制配備を実施し、迅速な動員指 令を行い、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

- 2 情報の収集・伝達・広報
 - (1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 本編第4章第3節「注意報及び警報等の伝達」(p. 240) を参照。
 - (2) 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括 的情報も含め、県災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県 に報告する。

(3) 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について住民へ周知する。異常な積雪又はなだれ等が発生若しくは発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール等、町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

- (例) ○不要不急の外出は極力避ける。
 - ○外出の際は、すべりにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
 - ○道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
 - ○交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
 - ○自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならない ようにする。
 - ○安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
 - ○除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び 屋根雪の落下に注意する。

(5) 情報共有機能の強化

町は、大雪の際は被害の全容を把握するために、県防災ヘリコプター等による上空からの偵察により得られた被害情報を、県災害オペレーション支援システム等を通じて確認する。

3 道路機能の確保

(1) 効率的な除雪

道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を 最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。降雪状況に合わせ、事前規制の実 施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

また、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、児玉警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なと

きは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、県等に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。除雪応援の受入れの際は、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) なだれ事故に対する応急対策

道路管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロール等を実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。なだれにより道路施設が被災した場合には、直ちに当該区間の車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。また、車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

(2) なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、町民に対し避難の指示を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

(3) 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり、孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、町は防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

ア 状況の調査

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を県に報告し、地区 代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

イ 救援の要請

町は、県に救援の要請をする際は、孤立地区の状況(食料及び飲料水、灯油、医薬品、 緊急搬送要請)について、必要数量や品目、緊急度が分かるように行う。

ウ 医師の派遣・物資の輸送等

町は県と協力のもと、ヘリコプター等による医師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講じるものとする。

エ 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

5 避難所の開設・運営

町は、なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により住家を失った町民や、交通途絶により孤立 した町民を収容するため、避難所を開設・運営する。また、気象情報や地域特性等を踏まえ、必要

Ⅲ 風水害対策編 第13章 雪害への対応

に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

6 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化等に対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患等の要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等必要な医療情報を提供する。救急搬送にあたっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

詳細は震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) を準用する。

7 ライフラインの確保

町は、住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携し応急対策を実施する。

町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報(被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等)や活動スペース等の提供又は貸出しにより、その復旧作業を支援する。

8 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。しかし、異常な積雪時には、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努めるものとする。

第4 復旧対策

1 長期化する雪害への対応

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。町は、積雪後は、気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、町民への注意喚起を行う。

道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の 通行規制又は解除を行う。

2 農業復旧支援・生活再建等の支援

詳細は震災対策編第12章第3節「生活再建等の支援」(p. 203)を準用する。

第14章 災害復旧及び復興

第1節 迅速な災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被害を受けた各施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復日の実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後の被害の程度を十分検討して作成する。

震災対策編第12章第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

【⇒p. 199】

第2節 計画的な災害復興

被災前から地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画も促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

震災対策編第12章第2節「計画的な災害復興」を準用する。

【⇒p. 202】

第3節 生活再建等の支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に 見舞われ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧や復 興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等の広範囲な分野について、総合的な支援を行う手順書の策定等について検討する。

震災対策編第12章第3節「生活再建等の支援」を準用する。

【⇒p. 203】

IV 複合災害対策編

第1 趣旨

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町、県及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした 対策を講じていく。

第2 基本方針及び対策の方向性

1 基本方針

町が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の 救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町が行う災害応急対策を支援し、町内被災者の安全を確保 し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 広域避難者の受入体制の整備

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源^{*1}で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の 的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるととも に、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織、施設、備蓄、資機材等の地域資源のことを指す。

第3 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知する。

- (1) 複合する可能性のある災害の種類
 - 地震災害
 - 風水害(風害、水害、土砂災害、雪害)
 - 大規模事故災害(大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、 放射線関連事故)等

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。なお、いずれのパターンにしても、近隣市町村が同時被災する可能性を含んでおり、 近隣市町村からの迅速な支援が得られない可能性がある。

例	先発災害	巨大地震の発生 → 堤防が損傷、機能低下
	後発災害	巨大台風が直撃
	影響	河川氾濫が発生

例	先発災害	巨大地震の発生		
	後発災害	復旧・復興活動中(1年以内)に巨大台風直撃		
影 響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後		先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ		

■パターン3 町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくて はいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

例	先発災害	町内A地区で浸水被害発生
	後発災害	町内B地区で土砂災害がさらに発生
	影響	町内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害を想定する。

3 防災施設の整備等

町は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。複合災害の想定結果に基づき、役場本庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

町は、県や防災関係機関(警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等)と連携し、被災 状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、 リアルタイムに共有できる体制整備を検討する。

5 避難対策

震災対策編第8章第1節「避難対策」(p.)参照。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置 し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害 等で一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経 路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

震災対策編第5章第1節「医療体制等の整備」 (p. 107) 参照。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとと もに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の 検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7 災害時の要配慮者対策

震災対策編第9章「要配慮者の安全確保」(p. 159)参照。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難 所を選定する。

8 緊急輸送体制の整備

震災対策編第 10 章第 2 節「輸送」(p. 179)参照。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第4 応急対策

1 情報の収集・伝達

震災対策編第4章第2節「災害時の情報通信」(p. 97)参照。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策 体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び児玉警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が 寸断されることが予想される。このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者 等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

V 広域応援編

第1 基本方針

県防災計画における「第5編 広域応援編」においては、首都圏同時被災となる広域災害(以下「首都圏広域災害」という。)が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

そのため、町においても、県の基本方針を踏まえ、首都圏広域災害発生時における広域応援に備えるものとする。

[広域応援のタイムテーブル]

時期	被災地等の主な対応	県の主な対応			
応急初期 初動期	●災害対策本部の設置●被災情報の収集●避難誘導、消火、水防等被害防止活動●人命救助・救急医療の実施	●情報収集体制の確立●連絡員等の派遣●応援受援体制の確立			
応急期	 ●避難者対策(要配慮者への支援等)の実施 ●帰宅困難者対策の実施 ●物資・燃料等の調達、緊急輸送 ●被災者の健康対策(感染症対策、衛生対策等) ●広域避難の実施 ●道路等公共土木施設の応急復旧 ●医療活動の実施 ●災害ボランティアの受入れ ●義援金・物品の受入れ ●義援金・物品の受入れ ●遺体の安置、火葬 ●災害廃棄物の処理 ●被災者の上活支援 ●被災者の心のケアの実施 ●学校の教育機能の回復 ●応急仮設住宅の整備・確保 ●海外からの支援の受入れ 	 ●救援物資の需給調整 ●帰宅困難者への支援 ●応援職員の派遣・受入調整 ●広域避難の受入調整 ●ボランティアの活動支援 ●広域的な災害廃棄物(がれき等) 処理の推進 			
復明・	●復興計画の策定・復興財源の確保●インフラ施設等の復旧・復興●生活再建支援●恒久住宅への移行支援●経済・雇用調整	●復興計画の策定支援●被災自治体の復興業務への支援			

[参考資料:広域災害時における県の初動シナリオ]

首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握をはじめ状況把握に努め、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

発災

・九都県市及び1都9県の地域において、震度6弱以上の揺れを観測

県の対応

- ・県内で震度6弱以上の揺れを観測、又は必要があると判断した場合:県本部を設置し、情報収集開始
- ・ 県内震度 5 強以下で大きな被害がない場合:警戒体制又は情報収集体制 を配備し、情報収集開始
- ・被害状況に応じ、救出・救助活動及び被災者支援活動を開始

広域災害情報の収集

- ・災害状況について情報収集
- ・災害状況や都県の対応状況(災害対策本部設置等)を被災都県に確認
- ・必要に応じ被災都県に連絡員を派遣

応援・受援体制の確立

- ・相互応援協定、被災市区町村応援職員確保システム等に基づく連絡員の調整
- ・県本部内に受援体制を確立

- 単独での応援の実施

- ・被災都県から応援要請があった場合の対応(人的・物的)
- ・要請はないが、被害が甚大で広域応援が必要とされた場合の応援(プッシュ型応援)

- 全国的な応援の実施

・相互応援協定及び被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援、DMAT等国等が関与する全国的な仕組みに基づく応援等を実施

- 後方応援本部の設置

・被害が甚大で全国からの応援調整が必要と判断される場合、拠点候補地の 中から被災地に近い拠点を選定し、後方応援本部(仮称)を設置する。

(政府現地対策本部が設置される場合)

・ 必要に応じ県職員の派遣

初動

応援・受控

第2 事前対策

1 合同防災訓練等への参加

町は、合同防災訓練等に参加し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

2 広域避難者の受入体制の整備

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から埼玉県に避難場所を求めることが想定される。このため、町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は県と協力し、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施 設等や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅につい ては、迅速な提供体制を検討・構築し、避難の長期化に備える。

3 広域支援拠点の確保

町は、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点(広域支援拠点) の候補地の事前選定を検討する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補 地を選定する。

4 広域応援要員派遣体制の整備

県は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。また、町は、上記以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

5 町内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 町民への普及啓発

ア 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。

- イ 家庭内の取組(家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄)を普及させる。
- ウ DIG^{*1}、HUG^{*2}を取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。
- (2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

(3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本(橋梁、下水道等)の予防保全的な維持 管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

(4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

^{※1} 災害図上訓練DIG (Disaster Imagination Game)。地図上で、地域の自然条件や、道路、鉄道等の町の構造、防災上の資源等を整理することで、視覚的に地域の防災力を知ることができる図上訓練ゲーム。気付いたことを発表し合うことで、地域の課題を確認できる。

^{※2} 避難所運営ゲーム (Hinanjo Unei Game)。避難所運営を考えるための一つのアプローチとして静岡県により開発されたゲーム。避難者の年齢、性別、国籍等それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるのか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験する。話し合いながら避難所の運営を学ぶことができる。

を促進する。

第3 応急対策

1 広域応援調整

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ、本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる 場合に、後方応援本部(仮称)を設置し、被災地への支援を実施する。

町は、被災が軽微又は被災していない場合は、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

2 広域応援要員の派遣

県は、相互応援協定や国等が関与する全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援職員を派遣 する。

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣にあたっては、さいたま市を除く市町村と一体となって行うものとする。被災市区町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市区町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況 により判断する(複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。)。

玉 九都県市応援調整本部 調整 調整 要請 調整 要請 被災都県 被災市区町村 町 埼玉県 派遣 派遣 要請 調整 調整 三県知事会 関東地方知事会 (群馬県) (新潟県) 調整 全国知事会 調整 他の都道府県

[相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ]

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。 県及び県内市町村では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。

3 広域避難の支援

(1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

町は、首都圏広域災害発生時に、県より他都県からの避難者の受入協力を求められた場合は、 町の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

(2) 避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、 日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して 保護する。

(3) 避難所の設置・運営

震災対策編第8章第1節第5「避難所の設置・運営」(p. 151) を準用する。町は、自主防災 組織や災害ボランティアに避難所の運営支援を要請する。

(4) 要配慮者への配慮

町は、透析患等医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦等、配慮が必要な避難者に対し、避難 所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整等、支援の充実に努 める。

(5) 自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

(6) 避難者登録システム等の活用

町は、被災都県及び避難者への情報提供のため、県による避難者登録システム等の活用に協力する。

九都県市エリア 埼玉県 被災都県 ③受入協議 ①受入調整依頼 県内市町村 ②受入協議 被災市区町村 県 ⑤受入回答 ⑥受入回答 ⑧避難先 ④協議、避難所 ⑦回答の伝達 の伝達 開設の公示 住民 施設管理者 ⑨避難

[広域避難 (広域一時滞在) の流れ]

- 応援要請と受入れの流れ
 - ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
 - ②被災都県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議
 - ③県内市町村と県との受入協議
 - ④県内市町村と避難所(施設管理者)との協議
 - ⑤県への受入回答及び避難所開設の公示
 - ⑥被災都県への受入回答
 - (7)被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
 - ⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
 - ⑨避難者の受入れ(避難誘導を含む。)
 - 避難者の移送支援(原則、避難者の移送は被災都県と県が行う。)

V 広域応援編

4 その他

がれき処理支援、環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援等、必要な支援を行うものとする。

第4 復旧・復興対策

町は、必要に応じて、広域復旧復興の支援のための職員派遣や業務代行、火葬依頼への対応、町内の空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力、県が行う長期避難者への生活支援のサポート等を行うものとする。

VI 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

第1 火災予防

1 基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図る とともに、消防思想を普及徹底して予防消防の効用を図り、火災から町民の生命、身体及び財産を 保護して生活の安定を期する。

2 火災予防対策

(1) 町での火災状況

町における火災発生原因としてはたき火・たばこ等の火の不始末が多い。ヒューマンエラーはゼロにすることが難しいが、予防対策としては建築物の不燃化、失火防止の啓発及び消火力の強化等が考えられる。

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

- (ア) 学校、工場等収容人員 50 人 (医療機関等 30 人) 以上の防火対象物には、必ず防火管理者 を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設 備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。
- (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を行い、防火安全体制を確立するよう指導する。

ウ 社会福祉施設等の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底 を図るものとする。

(3) 耐災環境の整備

ア 住宅密集地防災対策の推進

町は、安心、安全のまちづくりを目標に火災危険地域の解消に努め、特に木造密集地の解消に向けて狭い道路の解消を推進し、住宅密集地の秩序ある開発等を行い、健全な集落の形成を図るとともに、建物の不燃化、難燃化をあらゆる機会を捉えて指導し、火災の発生防止を図る。

また、避難場所として利用される公共施設及び学校等においては、樹木の有する延焼阻 止機能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

家庭及び工場その他の施設においては、樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、町も団員の定員割れが続き、新規の団員確保は依然厳しい状況にある。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- 消防団装備の機械化、軽量化、充実化
- 消防団組織を発展的に改善し、合理的に編成
- 中核となる団員の育成・団員の資質の向上
- 団員の処遇改善
- 大学生や女性の消防団への加入促進

ウ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次 により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、民間防災組織の育成強化に努める。

- (イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。
- (ウ) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、消防活動に必要な資機材を整備するとともに、円滑に消防活動できるように諸施策を講じる。

エ 一般家庭に対する指導

行政区及び各種団体等を通じて、一般家庭に消火器具、住宅用火災警報器の普及設置を 図り、これらの器具の取扱い方を指導する。

(4) 消防通信体制の整備

消防救急通信設備は消防の命令・情報連絡や国、県又は緊急消防援助隊への情報連絡に不可 欠な設備である。消防救急無線のデジタル化については、整備及び更新を推進する。

第2 消防計画

1 計画の方針

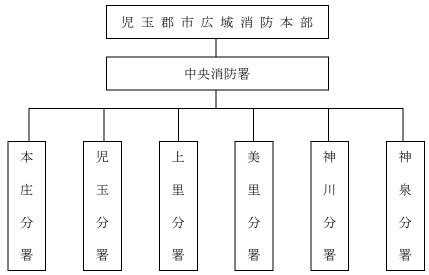
保有消防力の全能をあげて、火災及び風水害等の災害から町民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会の安全、秩序の保持及び福祉の増進を図る。

2 組織

(1) 消防本部

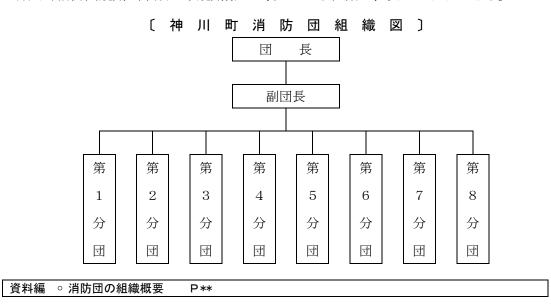
消防本部は、本庄市、美里町、神川町、上里町で構成されている。 町には神川分署と神泉分署があり、火災の鎮圧と防火及び救急、救助の業務を行っている。

[児玉郡市広域消防本部組織図]



(2) 神川町消防団

神川町消防団規則(平成18年規則第143号)による組織は、次のとおりである。



3 消防団員の招集

(1) 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動 しなければならない。

(2) 招集場所

ア 消防団長及び副団長

- (ア) 火災の場合は、火災現場に直行する。
- (イ) 大規模地震等災害の場合は、本部へ集合し、災害に関する情報を入手し分団長へ適切な指示を行う。

VI 事故災害対策編

イ 消防団員

各分団車庫及び詰所に集合し、分団長の指示を受ける。

4 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、水害・火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、サイレン吹鳴による防災行政無線、移動系防災行政無線又は電話等を併用して迅速に行う。

5 消防団火災出動基準

町内火災出動区分

(1) 出動

サイレン及び防災行政無線、電話等により火災を認知したときは、直ちに出動する。

(2) 引き上げ

分団は消防本部から鎮火の連絡が入った場合は、団の役員と協議して引き上げ、次の火災に備える。

6 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、被災地の住民に対し、出火防止 (火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火し た場合は町民と協力して初期消火に努める。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは避難路確保のための消火活動を消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者の応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難情報の発令がされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

資料編 ○ 消防団の組織概要 P**

7 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町の地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した 消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

資料編 ○ 消防相互応援協定(藤岡市) P**

○ 児玉郡市広域消防相互応援協定書(本庄市、美里町、神川町及び上里町)

P**

(2) 知事への応援要請方法

ア 要請の内容

町長は、知事に対して応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で 状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を 要請する。

- (ア) 火災の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由
- (4) 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 町への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。な お、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象の 対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置に加え、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備等、関係する機関が効果的な対策を進めるために、より密接な連携が必要である。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅の解消等を図る。 また、耐震性貯水槽や物資備蓄拠点、河川水を消防水利として活用するための施設の整備等

VI 事故災害対策編

を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町は、多数の者が出入りする学校等、公民館等の防火対象物について、消防法に基づく 消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を実施する。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を推進する。

- 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧、復興への備え
 - (1) 情報の収集、連絡
 - ア 情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備するものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」(p. 94) に準ずる。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員等動員計画に基づき、各職員の非常参集体制を確立するため、職員へ同計画の周知を図る。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の 締結を促進するなど連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

町は、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動が効果的に実施できるよう、緊急輸送に使用する主要道路 から順次拡幅等の整備を推進する。 なお、町の防災活動拠点は、震災対策編第3章第3節「防災活動拠点」(p.77) の定めるところによる。

また、町は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

町は、日頃から地域住民に対して、様々な被害を想定した上での避難所・避難場所への順路について、検討するよう啓発する。また、町は、大規模火災発生時に避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、民生委員、自主防災組織等の支援者の協力を得ながら、平常時に避難誘導体制に基づいた避難誘導訓練を実施する。

イ 避難所

町は、都市公園、公民館、学校等、公共的施設を対象に避難所を指定し、町民への周知 徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明 等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また町は、避難所の運営管理のために必要な知識等の町民への普及に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設や設備の被害状況を把握し、応急復旧活動を行 うための体制や資機材を整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平 常時から広報体制を整えておく。

資料編 ○ 避難所・避難場所一覧 P**

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所での行動等について周知を図る。

町は、町民に分かりやすい防災ハザードマップ等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、 防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、町民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用火災報知器の設置や普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際は、要配慮者に対し、地域において支援する体制を整備 し、十分に配慮する。

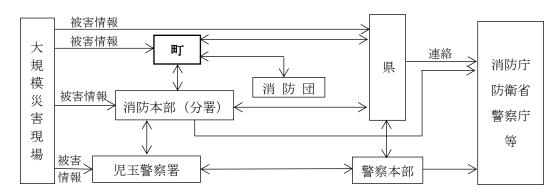
第4 大規模火災対策

- 1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - (1) 災害情報の収集、連絡
 - ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集、連絡系統

大規模火災情報の収集、連絡系統は、以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。 町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害 応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置 を講じるとともに、従業員の非常招集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必 要な対策を講じる。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等から情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を 迅速に把握する。

資料編 ○ 防災ヘリポート P**
○ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定 P**

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、震災対策編第8章第1節第4「避難活動」 (p. 147) による。

6 施設や設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設や設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、生活関連施設及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、生活関連施設や交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、町ホームページ・町SNS、町防災情報メール、 広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとと もに、避難行動要支援者に十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する人員を配置する。また、効率的な情報の収集、整理及び提供に努める。

第5 林野火災予防

1 基本方針

町の森林面積は、区域面積の約 44%を占めている。林野火災は、地形の制約等の状況からして、 燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について 定める。

2 実施計画

(1) 町

ア 林野火災に対応した地域づくり

(ア) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

(4) 火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な指導等を行う。

イ 応急対策、災害復旧への備え

- (ア) 情報の収集、連絡体制
 - a 情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

b 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努める。

c 通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の整備、拡充及び関係機関の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡体制については、震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」(p. 94)による。

(イ) 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、消火剤や水利等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防力の向上に努める。

(ウ) 避難収容活動への備え

町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民や来訪者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、町は、林野火災発生時に要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防 災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するものとす る。

(エ) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を想定し、応急復旧活動を行うための職員体制や資機材を整備する。

(オ) 情報伝達活動の備え

町は、林野火災に関する情報について被害を受けると想定される町民に的確に伝達するため、防災行政無線や広報車等の広報体制を整備する。

(カ) 防災訓練の実施

a 訓練の実施

町は、林野火災を想定し、消防団や町民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助、救急活動等の訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うにあたっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、 社会活動の状況等を加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなる よう工夫する。

ウ 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこやたき火等、火気の取扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に次の対策を講じ、林野火災の予防に努める。

(ア) 森林の保全巡視

森林火災、樹木の盗採損傷等の森林被害の発生を防止するため、県や森林組合等と連携して、森林の保全巡視を行う。

(4) 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期(2月~3月)に一般火災予防対策とあわせて、林業関係者や来訪者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、来訪者に注意を喚起する。

(ウ) 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に 注意を喚起する。

エ 災害応急体制の整備

(ア) 職員の体制

町は、職員等動員計画に基づき、各職員の非常参集体制を確立するため、職員へ同計画の周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の 重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定して おくものとする。

(イ) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の 締結を促進するなど、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

オ 緊急輸送活動への備え

町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(2) 町、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に対応した地域づくり

ア
町、森林所有者

森林管理道等の整備

町は、森林管理道の整備及び維持管理を実施する。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁への、防 火樹林帯の造成を検討する。

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等を行い、消火活動に資する。

イ 林業関係団体

火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を 推進する。

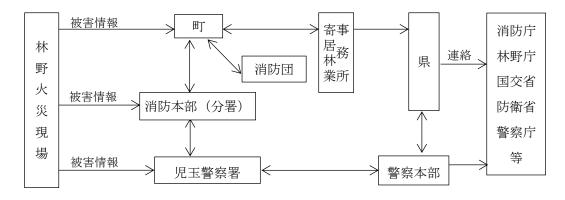
第6 林野火災対策

- 1 発災直後の情報の収集、連絡
 - (1) 災害情報の収集、連絡
 - ア 林野火災発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 林野火災情報等の収集及び連絡系統

林野火災情報の収集及び連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に取り扱う。

- 2 活動体制の確立
 - (1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害

応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応及び情報連絡等に協力する。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、 迅速に消火活動を行い、近隣市町や県防災航空隊に応援要請を求めるなど、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策 を最優先させる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、震災対策編第8章第1節第4「避難活動」(p. 147) の 定めるところによる。

山間地に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難情報を出す。

6 施設や設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設や 設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施 設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、生活関連施設や交通施設等公共施設の復旧状況等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、広報車等で行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった避難行動要支援者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する人員を配置する。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれ について十分留意し、県と連携してその防止に努める。

また、町は、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うよう、専門技術者の派遣を県に要請する。危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制をとるとともに、早急に砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるよう県に要請する。

9 災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて県に支援を要請する。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に対応した地域づくりへの改良復旧を行う。

第2節 危険物等災害対策計画

第 1 危険物等災害予防

1 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正 な施設の維持管理の保安措置を講じるために保安教育及び防火思想の指導、啓発等の徹底を図る。

- 2 危険物予防対策
 - (1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。
 - ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導
 - イ 立入検査を励行して災害防止の指導
 - (2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。
 - ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出の徹底
 - イ 危険物の取扱いについて技術上の基準の遵守
 - ウ 法定講習会等の保安教育の徹底
 - (3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。
 - ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導
 - イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守の指導
- 3 高圧ガス予防対策
 - (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
 - (2) 消防機関との必要な情報交換と密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
 - (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会と連携して、各種保安講習会を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を共有するなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
 - (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点 検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底と指導を強化する。

4 銃砲、火薬類予防対策

- (1) 猟銃、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の 基準に適合するよう検査及び指導を行い災害を防止し、法令基準の遵守を徹底することで、公 共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

5 毒物・劇物予防対策

- (1) 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立 入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 北部環境管理事務所、保健所、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に 応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の 適正管理等について防災上の指導に当たる。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防機関、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害をまぬがれた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こさないよう作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガス容器を安全な場所に移し、町民の安全を確保するため退避させるなどの措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領に基づき警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防機関、警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガス容器を安全な場所に移し、この作業に必要な 作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、危険を回避させ、直ちに充てん容器 を安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講じることができないときは、作業員又は必要に応じて付近の町民 に退避するよう警告する。

- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、規則や規定に従い適正に処理する。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給 設備及び消費設備については、町長が基準適合命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策

1 活動方針

薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又はより危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するもとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防機関、警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈めるなど安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入り口及び窓等を完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の町民等を避難させるための措置を講じる。

第5 毒物·劇物災害応急対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合は、施設管理者は直ちにその旨を北部環境管理事務所、保健所、警察署又は消防本部に通報する。通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防機関、警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除去措置を講じる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急 連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策

1 趣旨

本計画は、町内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という。)が発生し、又は発生の

おそれがある場合に、町の地域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

2 活動体制

町は、町内に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めると ころにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急 対策の実施に努める。

3 応急措置

(1) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」(p. 94) に準ずる。

(2) 立入禁止等の措置

警察及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) による。

(4) 医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」 (p. 109) に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力 して医療救護活動を実施する。

(5) 救急搬送

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) に準じる。

(6) 医療機関の確保

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) に準じ、医療機関を確保する。

(7) 避難誘導

町は消防団員及び警察官等により、震災対策編第8章第1節第4「避難活動」(p. 147) に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に避難情報の発令を行う。

第3節 放射性物質及び原子力事故災害対策計画

第1 基本方針

1 趣旨

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性 同位元素使用施設が多数ある。また、関東周辺には、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子 力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった原子力発電所が立地している。

これらの核燃料物質及び放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、放射線関連事故災害による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ 円滑な対応を図るため特に町防災計画にその対策を定める。

2 現況

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取 扱事業所は限られ、国からの連絡により県及び消防本部はその全施設数を把握している。

3 基本方針

原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、警戒事象の段階から、事象の進展の 度合に応じ、防災対応要員の参集、本部等の対応組織の設置等、必要な体制を整備する。また、事 象の進展状況や、応急対策の進捗状況、被害状況等の情報の関係機関等への速やかな伝達と共有等 の情報連絡体制の整備、屋内退避、避難収容等の防護活動体制の整備、避難行動要支援者等の避難 誘導・移送体制の確保、被災した他市町村住民の受入れを含めた応援協力体制の拡充・強化、対応 のための技術習得や研修の実施、放射能測定機材の整備、除染実施体制の整備、がれきの保管場所 の事前設定等の対策をとるものとする。

第2 予防対策

- 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策
 - (1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策
 - ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、町防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故 対応計画を策定する。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、放射線測定用機器類の整備の充実を図るとともに、平常時に おける放射線量等を把握し、監視体制の強化に努める。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育や訓練を積極的に行う。また、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果を定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努める。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線 防護のための資機材の整備に努める。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、 迅速な対応がとれるよう、事前に消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性物質等の漏洩等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、迅速な対応がとれるよう、事前に消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、 所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集、連絡関係

ア 情報の収集、連絡体制の整備

町は、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の 収集及び連絡体制を整備する。

イ 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析し、評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携をとる。

ウ 通信手段の確保

町は、放射線関連事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携を確保する。なお、町の整備する情報連絡システムについては、震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」(p. 94) による。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員等動員計画に基づき、各職員の非常参集体制を確立するため、職員へ同計画の周知を図る。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速な実施のため、防災関係機関との連携を強化する。災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の防災関係機関との連携を図る。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係の事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他の市町村と応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、県内の医療機関において、放射線被ばくによる傷病を専門的に治療する施設等の 有無について把握する。また、必要に応じてこれらの施設、設備のある医療機関との連携 を図っておく。

町は、あらかじめ県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制

町は、放射線関連事故災害が発生した際に、迅速に周辺住民等に対する放射性物質付着 検査等が行える隣接市町内の医療機関の把握に努める。

ウ 傷病者搬送体制の整備

町は、放射線関連事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県防災へリコプター等による広域搬送の応援要請体制の整備に努める。

(4) 防護資機材の整備

町は、放射線関連事故に備えて、救助、救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故が発生した場合に町内各地点における放射線量等を測定する体制の整備に努めるものとする。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入については、震災対策編第6章第2節第 5 「広域一時滞在と広域避難」(p. 126)を準用する。

イ 避難所の指定

町は、放射線関連事故に備えて、避難所を指定し、町民への周知徹底を図る。

ウ避難誘導

町は、放射線関連事故発生時に、避難行動要支援者、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、上記ア及びイについては、震災対策編第8章第1節第4「避難活動」(p. 147) により実施する。

(7) 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、震災対策編第 10 章第1節第2「飲料水の備蓄並びに調達及び供給体制」(p. 169) を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県、国等と協働して実施するものと

する。

(8) 広報体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(9) 住民相談窓口の整備

町は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(10) 防災教育、防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下 の事項についての教育を実施する。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 放射線防護に関すること。
- 放射線による健康への影響に関すること。
- 放射線関連事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- 放射線関連事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- その他必要と認める事項

イ 町民への知識の普及

町は、放射線関連事故の特殊性を考慮し、町民に平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 放射線防護に関すること。
- 放射線による健康への影響に関すること。
- 放射線関連事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- 放射線関連事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関連事故も考慮して、訓練を実施する。

資料編 ○ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定 P**

第3 応急·復旧対策計画

1 趣旨

県内における放射線関連事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料 物質を使用する事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放 出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考 えられる。そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の 場合にあってはこれを援用する。

なお、県内を通過する核燃料物質の輸送物は、低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、より放射能量の多いB型輸送物をも視野に入れる。

また、これらの対策を講じる場合にあっては、国等が行う主体的な対策と密接に連携を行う。

- 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策
 - (1) 輸送事故発生直後の情報の収集、連絡
 - ア 事故情報の収集、連絡
 - (ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に定める者。本節において、以下「事業者」という。)の原子力防災管理者は、核燃料物質等(原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質)輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象(原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象)」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、県、事故(事象を含む。)発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁等に通報する。

町は、事業等から受けた情報について、県、安全規制担当省庁、隣接市町、道路管理者、 警察及び消防等、防災関係機関との間で情報の交換等を行う。

通報事項

- 特定事象発生の場所及び時刻
- 特定事象の種類
- 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 気象状況(風向、風速等)
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状態
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項
- (イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集、連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集、連絡系統は以下のとおりとする。

...... 国 事業者等 内閣総理大臣 原子力事業者 原子力規制委員会 (輸送本部) 関係省庁事故対策連絡会議 原子力防災管理者 内閣参事官(事態対処・危機管理担当) 内閣情報調査室内閣参事官 政策統括官 (原子力防災担当) -付参事官(総括担当) 町 政策統括官(防災担当) -付参事官(災害緊急事態対処担当) 事故現場等 食品安全委員会 原子力規制庁 輸送事業者 国土交通省 県 消防署▶ 消防本部 運送責任者 文部科学省

[核燃料物質等輸送時の事故(特定事象)発生に係る連絡系統]

※通報先は、事故発生現場を管轄する県、町、消防本部 (分署)、警察署である。

▶ 児玉警察署

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

警察本部

経済産業省

気象庁

厚生労働省

農林水産省 他

消防庁

防衛省

警察庁

また、町長は、県、国、防災関係機関に対し、緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町に応急対策の活動状況等を連絡する。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制及び本部の設置等、 必要な体制をとるものとし、防災機関相互の連携を図る。

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(本節において、以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、事業者等は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、 立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるとともに、警察官又は消防吏員の到着後 は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通知を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び 県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の 防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域(応急対策を行うために必要な区域)として、原子力事業者が立入制限を 行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前 後おおむね100mを確保する。

エ 県の活動体制

(ア) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検 討する。

(イ) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機 材の提供等、事故対策についての支援・協力を要請する。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自 衛隊の災害派遣要請を行う。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣 要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、震災対策編第6章第1節「自衛隊の災害派遣要請」(p. 120)による。

オ 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び本部の設置 等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

カ 応援要請

県は、必要に応じて、県内他市町村に対して町への応援を指示するとともに、他の地方 公共団体に対しても応援を求めるものとする。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を 確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に 応援を実施する。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 本部の設置

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講じる。

イ 本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解 消されたと認めたときは、本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮 し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通 状況を迅速に把握する。

交通規制にあたって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り、特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

(6) 退避、避難収容活動等

ア 退避、避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から 屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う 放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」 又は「避難」の指示の措置を講じる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、避難行動要支援者、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先する。

* 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会 [平成24年9月以降:原子力規制委員会])において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣 化又は放射性物質の漏洩があった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場 合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆 の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示 されている。

(単位:mSv (ミリシーベルト))

屋外にいる場合に予測される 被ばく線量 (予測線量当量)		『七華 牡笙 の内 宏※
外部全身線量	甲状腺等の 各臓器の組織線量	防護対策の内容**
10~50	100~500	町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、 又は避難すること。
50以上	500以上	町民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

※防護対策の内容は以下のとおりである。

区分	防護対策の内容		
屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性 よって放射線の防護を図る。		
コンクリート 屋内退避	屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果や気密性も高いコンクリート建屋への退避をする。		
避難	放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。		

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等の輸送事故による災害 現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は、楕円形)半径15mとする。

(イ) 関係市町村長への屋内退避、避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避 又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示する。

(ウ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の防災関係機関に協力を要請する。

ウ退避、避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する 安全性を確認し、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、避難行動要支援者とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、

避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者(高齢者・障がい者等)への配慮

町は、要配慮等に関する避難誘導や避難所生活支援に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態を把握し、健康管理対策に努める。

カ 町民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故及び災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、町ホームページ・町SNS、町防災情報 メール、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を 得て行うとともに、避難行動要支援者に対して十分に配慮する。

(イ) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(ウ) 町民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、 必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的、効率的な情報の収集と整理及び提供に 努める。

(7) 核燃料物質等の除去等

事業者は、町及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8) 各種規制措置と解除

ア飲料水、飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。これらの措置についての平成 24 年 4 月 1 日から施行された新基準値は、次の表のとおりである。

食 品 群	基準値(単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

[放射性セシウムの新基準値]

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

※ベクレル:放射能の強さを表す単位

イ 解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと 判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があ ったときは、交通規制、避難、退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各 種制限措置の解除を行う。

(9) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難 所に収容した町民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の町民が受けた被害の調査を 実施する。

- 退避、避難等の措置
- 立入禁止の措置

- 飲料水、飲食物の制限措置
- その他必要と認める事項

(10) 町民の健康調査等

町は、退避及び避難した地域住民の健康調査を実施し、健康維持と民生の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、本節第2 2 「災害応急対策、災害復旧への備え」(p.330) において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮して実施する。

3 放射性物質取扱施設事故に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

- (1) 事故発生直後の情報の収集、連絡
 - ア 事故情報の収集、連絡
 - (ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質の取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町に通報する。

町は、放射性物質の取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡する。

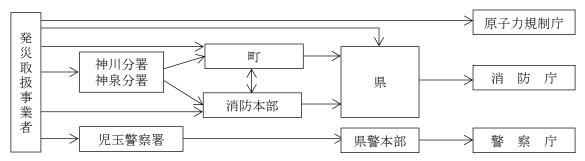
通報事項

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況(風向、風速)
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集、連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集と連絡系統は次のとおりとする。

[放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統]



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。 町は、県に応急対策の活動状況や応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保 する。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

県及び町は、本節第3 2 「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」(p. 333) に 準じ、活動体制を確立する。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

本節第3 2(4)「原子力緊急事態宣言発出時の対応」(p. 336)から同(10)「町民の健康調査等」(p. 339)を準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・町による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(1) 町民及び町外からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

町は県と連携し、要望があった場合は必要に応じて、町民及び町外からの避難住民に対し、 避難所等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、健康相談 の窓口を開設するものとする。

(2) 空間放射線量の測定体制の整備

町は県と連携し、必要に応じて校庭等における空間放射線量について、学校等、町民の日常 生活に密着する場所で空間放射線量の測定を行い、町内における放射線線量の分布を把握する。

(3) 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

町は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため原子力災害対策指針、環境放射線モニタリングに係る指針及び水道水等の放射能測定マニュアル等に基づき国、県と密接に連携を取りながら飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定を実施し町民に的確に情報提供を行うほか、必要により摂取制限等を行うものとする。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

町は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、必要により適切に管理する。

第4節 農林業等災害予防計画

第1 凍霜害予防

1 基本方針

凍霜害から農作物を守るため、凍霜害予防対策を推進する。

2 実施計画

農業協同組合等の関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに、技術対策等を関係農家に周知させる。

第2 農林業等災害対策

1 計画の方針

暴風雨、豪雨、降雹(ひょう)、降霜、干ばつ、低温、降雪等により農林関係に被害が発生した場合、防災関係機関と連絡をとり、被害を防止する技術対策を立て、的確、円滑な災害対策を実施する。

2 実施責任者

農林業災害の応急対策は、農林業関係機関等と連携し、町長が実施する。 ただし、町のみで対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

3 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響の及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

農業災害が予想される場合は、排水口の点検や手直し、施設の補強等を講じるよう指導の徹底を 図る。また、災害規模、損失程度に応じて必要な助成措置を県に要請する。

4 農作物、農業生産施設の応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限にくい止めるため、埼玉ひびきの農協及び県の協力を得て、災害対策 及び技術の指導を行う。

(2) 水稲種苗の確保

ア 異常低温、強風によるハウスの倒壊等により生育障害が発生したときは、種子及び改植用 苗の確保に努める。

イ 肥料、苗及び種子等の応急確保について、県へ要請し措置する。

(3) 病虫害の防除

ニカメイ虫等の害虫又はいもち病等の病害が多発したときは、適期防除を指導し、薬剤については本圧農林振興センターに要請し、確保に努めるものとする。

(4) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸水、冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早

期排水対策、早期収穫等、栽培技術の指導に努める。

(5) 助成措置

災害規模、損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく助成措置を県に要請する。

5 森林、林産物応急対策

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに、立木、林産物被害については、 損失の状況等により必要な助成措置を県に要請する。

6 畜産応急対策

(1) 病害虫の駆除

- ア 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ねずみ族、昆虫等の防除の徹底の指導に 努める。
- イ 町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を熊谷 家畜保健衛生所に報告する。
- ウ 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。
- エ 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と 連携し病家畜の出荷停止、死亡獣畜を適正に処理して、畜舎内外の消毒の徹底に努める。

(2) 飼料対策

被害地域における飼料が不足したときは、県に要請するなど飼料の確保に努めるとともに、 貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導する。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象等に関する情報を有効に活用するため、熊谷地 方気象台からの情報を活用できる体制を確立する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を確立する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生 の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備し、道路の交通安全を確保 する。

イ 道路施設等の整備

(ア) 危険箇所の把握

町長は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査、把握し、道路施設等の 防災対策を行う。

(イ) 予防対策の実施

町長は、以下の各予防対策に努める。

- a 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- b 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- c 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- d 計画的な新設、改良及び維持補修に努め、安全性や信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に実施する。
- e 災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な 体制をあらかじめ備えておく。
- f 災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。
- (ウ) 資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため応急復旧用資機材を整備する。

(2) 情報の収集、連絡

ア 災害情報の収集、連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集、連

絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行えるよう、情報通信体制の整備を推進し、災害情報の収集、連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備と拡充及びネットワーク間の相互連携の確保を図る。

なお、町の整備する災害時の情報体制については、震災対策編第4章第1節「災害情報体制の整備」(p. 94)による。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備

町は、職員等動員計画に基づき、各職員の非常参集体制を確立するため、職員へ同計画の周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡の 重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集、連絡に当たる要員を指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の 締結を促進するなど、事前からの関係機関との連携を強化する。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常 時から広報体制を整備する。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制を整えておく。

│ 資料編 ○ 県指定緊急輸送道路一覧 P**

第2 道路災害応急対策

- 1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - (1) 災害情報の収集、連絡
 - ア 事故情報等の連絡

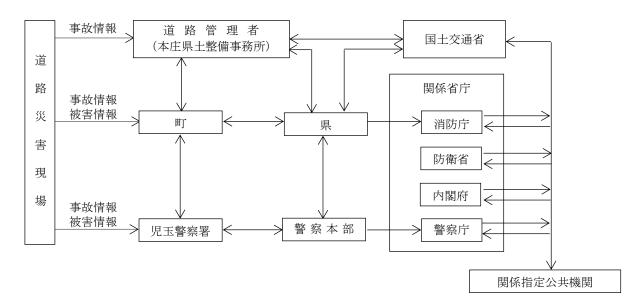
町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村と相互に連絡を取り合う。

イ 災害発生直後の被害情報の収集、連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を 含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集、連絡系統

道路災害情報の収集、連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の 必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。 また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

町長は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

町長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知 器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通規制にあたっては、町長及び警察は、相互に密接な連絡を取り合う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

資料編 ○ 県指定緊急輸送道路一覧 P**

5 危険物の流出に対する応急対策

町長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を 行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 道路施設や交通安全施設の応急対策・応急復旧活動

町長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路 交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被 災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等を提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、町ホームページ・町SNS、町防災情報メール、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に 伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的、効率的な情報の収集と整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

町長は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町長は、復旧に当たり、可能な限り復旧の予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故·施設災害対策計画

第1 基本方針

1 趣旨

本計画は、町内における列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道 災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定め る。

2 現況

各鉄道事業者においては、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報 提供等、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相 互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

3 町の措置及び協力

鉄道施設が災害を受けた場合は、最寄りの駅又は当該鉄道施設の管理者に通報し応急対策の実施 を促進する。また、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社から要請のあった場合は速やかに関係機関に 通報、連絡し、応援体制を整え交通確保に努める。

この場合において、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と並行して列車の折返し運転又は自動車輸送の実施に協力する。

なお、高崎支社が応援を要請する災害基準は、次のとおりである。

- (1) 列車の脱線又は転覆等により多数の死傷者が生じたとき
- (2) 列車及び鉄道施設に火災が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- (3) 列車及び鉄道施設に甚大なる被害が生じたとき
- (4) その他特に協力の要請を必要とするとき

第2 鉄道事故対策計画

1 活動体制

町内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、震災対策編第3章から第12章の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集、報告

町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、震災対策編第4章第2節「災害時の情報通信」(p. 97)による。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所 に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の町民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、 震災対策編第8章第1節第4「避難活動」(p. 147)に準じ、避難情報の発令を行う。

(4) 救出、救助

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) による。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、脱線、転覆等の場合には火災が発生する危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が協力して行う。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急 救助を実施する。自衛隊への応援要請は震災対策編第6章第1節「自衛隊への災害派遣要請」 (p. 120) に、また他機関への応援要請は同章第2節「相互応援協力」(p. 124) による。

(7) 医療救護

鉄道事故発生時において、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、町は、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。詳細は震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109)による。

第3 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社の応急対策

- 1 防災体制の強化
 - (1) 気象状態の観測

上尾、北本、吹上、籠原、本庄、越生、小川町、折原、用土及び丹荘に雨量計、寄居に風速 計を備え、暴風雨のときにこれを活用して線路の警戒にあたっている。

(2) 災害発生のおそれのある箇所の把握

沿線の開発等により、年々災害発生のおそれのある箇所が変わるので、常にこれを把握して、 風雨雪時の線路警戒を重点的に行っている。

なお、町内においては、風雨時に神流川が河川増水のおそれがあるとして警戒を行っている。

(3) 非常召集計画の確立

毎年個人別に非常召集の連絡系統を作り、勤務時間外に事故が発生した場合の動員体制を整 えている。

(4) 応急復旧計画の確立(工法、人員、資材計画)

主要な注意箇所について毎年被害を想定し、復旧計画を立てておき、有事の際これを参考と して生かすことになっている。

(5) 団体への協力依頼

毎年、警察、自衛隊、消防署、ダム(水防予報)等、関係団体に有事の際の協力方を依頼している。

2 事故発生の場合の応急措置、内部体制の確立

JR部内においては、次に掲げる事項について具体的な計画を確立し、これを社員に徹底させ適切な応急対策活動に努めている。

- (1) 運転事故発生時の応急処置体制
 - ア 社員の非常召集計画及び作業分担の指定方
 - イ 復旧責任者が到着するまでの処置
 - ウ 復旧責任者が到着した後の処置
 - エ 情報の連絡その他の注意事項
- (2) 事故種別ごとの応急処置要領
 - ア 車両の火災等のとき
 - イ 停車場間の途中で列車脱線事故が発生したとき
 - ウ 踏切障害事故(自動車等と衝突して負傷者を出した)のとき
 - エ 運転の途中で線路の異常を発見したとき

関連通知

- ●線路に災害発生のおそれがある場合の列車運転の取扱い方
- 事故のため旅客列車が停車場間の途中に停止した場合の旅客の誘導方及び 列車取扱い方その他について
- ●旅客運送事故情報取扱補則
- ●災害又は事故発生の場合における給食手続き

(3) 災害時における救護活動

事故発生時における救護活動は、保健・医療班が行う。

災害の規模に応じては、最寄りの医師会、消防機関、警察、その他関係団体の応援を求める。

第7節 航空機事故対策計画

第1 基本方針

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

第2 活動体制

町の地域において航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、 事故災害応急対策の実施に努める。

第3 応急措置

1 情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、震災対策編第4章第2節「災害時の情報通信」(p. 97)による。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。 なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の町民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は 震災対策編第8章第1節第4「避難活動」(p. 147) に準じ、避難情報の発令を行う。

3 救出、救助

震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」(p. 109) に準ずるほか、協力者の動員を行う。

4 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は震災対策編第6章第1節「自衛隊への災害派遣要請」 (p. 120) に、また他機関への応援要請は同章第2節「相互応援協力」(p. 124) による。

5 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷

者の発生が予想される。町は消防機関等と協力し、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

6 医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、震災対策編第5章第2節「救急救助・医療救護」 (p. 109) に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪**による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における生活関連施設の機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講じるものである。

第2 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため、町をはじめ関係機関は除雪体制を整備する。

2 鉄道輸送の確保

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社は、大雪時における鉄道施設の除雪及び凍結防止のための体制を整備し、鉄道輸送を確保する。

3 通信及び電力供給の確保

東日本電信電話株式会社埼玉支店・群馬支店及び東京電力株式会社熊谷支社・高崎支社は、降雪 対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について、通信及び電力の供給の安定確保を図る。

4 雪害対策計画の策定

町は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を検討する。

※大雪とは、「大雪注意報の基準以上の雪」を指す。

「熊谷地方気象台における基準]

- ① 12時間の降雪の深さが 5 cmになるおそれがある場合…大雪注意報を発表
- ② 12時間の降雪の深さが10cmになるおそれがある場合…大雪警報を発表
- ③ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合…大雪特別警報を発表

第9節 文化財災害対策計画

第1 基本方針

1 趣旨

町内に存在する貴重な文化財を守り後世に伝えるため、災害から保護、保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

資料編 ○ 文化財一覧 P**

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等が予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底する。

- (1) 火災予防体制
 - ア 防火管理体制の整備
 - イ 文化財に対する環境の整備
 - ウ 火気使用の制限
 - エ 火気の厳重警戒と早期発見
 - オ 自衛消防と訓練の実施
 - カ 火災発生時における措置の徹底
- (2) 防火施設の整備強化
 - ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
 - イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
 - ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- (3) その他
 - ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
 - イ 所有者に対する啓発
 - ウ 管理保護についての助言と指導
 - エ 防災施設に対する助成